

平成27年 第1回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成27年 3月 9日 開会

平成27年 3月12日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成 27 年 横 瀬 町 議 会 会 議 録
第 1 回 定 例 会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

3 月 9 日 (月)	○開 会	5
	○開 議	5
	○町長あいさつ	5
	○議事日程の報告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○諸般の報告	7
	○一般質問	10
	5 番 若 林 想一郎 議員	10
	4 番 大 野 伸 恵 議員	17
	2 番 新 井 鼓次郎 議員	29
	8 番 若 林 スミ子 議員	33
	3 番 内 藤 純 夫 議員	39
	○陳情第 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	43
	・ 陳情第 8 号 所得税法第 56 条の廃止を求める陳情書	
	○請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	44
	・ 請願第 2 号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見 書に関する請願	
	○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
	・ 発議第 1 号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
	○散 会	49



3 月 10 日 (火)	○開 議	54
	○議事日程の報告	54
	○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
	・ 議案第 1 号 横瀬町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条 例について	

○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
・議案第 2 号 横瀬町教育長の勤務時間等に関する条例	
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
・議案第 3 号 横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会条例	
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
・議案第 4 号 横瀬町いじめ問題専門委員会条例について	
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
・議案第 5 号 横瀬町いじめ問題調査委員会条例	
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
・議案第 6 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例	
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
・議案第 7 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担額等に関する条例	
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
・議案第 8 号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例	
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
・議案第 9 号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第 1 0 号 横瀬町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条 例	
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
・議案第 1 1 号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正 する条例	
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第 1 2 号 横瀬町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を 改正する条例	
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
・議案第 1 3 号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
・議案第 1 4 号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例	
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
・議案第 1 5 号 横瀬町町民グラウンド条例の一部を改正する条例	

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
・議案第16号 横瀬町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
・議案第17号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
・議案第18号 横瀬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
・議案第19号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例	
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
・議案第20号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
・議案第21号 横瀬町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例	
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
・議案第22号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算(第6号)	
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
・議案第23号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
・議案第24号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
・議案第25号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
・議案第26号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第3号)	
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
・議案第27号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第3号)	
○会議時間の延長	117
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
・議案第28号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算(第3号)	

○延 会	1 2 0
------------	-------



3月11日(水)	○開 議	1 2 3
	○議事日程の報告	1 2 3
	○議案第29号～議案第35号の上程、説明	1 2 3
	・議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第34号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計 算	
	・議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算	
	○施政方針に対する質疑	1 2 7
	○議案第29号～議案第35号の説明、質疑	1 2 8
	○東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	1 2 9
	○会議時間の延長	1 4 5
	○延 会	1 4 9



3月12日(木)	○開 議	1 5 3
	○議事日程の報告	1 5 3
	○議案第29号～議案第35号の質疑、討論、採決	1 5 3
	・議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第34号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計 算	
	・議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算	
	○答弁の補足	1 5 3
	○答弁の補足	1 7 4

○町長あいさつ	178
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
・議案第36号 町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事請負変更 契約の締結について	
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
・議案第37号 町道5号線下横瀬橋桁架設工事請負変更契約の締結 について	
○議案第38号の上程、説明、質疑、採決	183
・議案第38号 横瀬町副町長の選任について	
○議案第39号の上程、説明、質疑、採決	184
・議案第39号 横瀬町教育長の任命について	
○議案第40号の上程、説明、質疑、採決	185
・議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○教育長退任のあいさつ、送別の言葉、花束贈呈	186
○閉会中の継続審査の申し出	187
○閉 会	188

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第9号

平成27年第1回横瀬町議会定例会を、平成27年3月9日横瀬町役場に招集する。

平成27年3月2日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

2番	新	井	鼓次郎	議員	3番	内	藤	純	夫	議員
4番	大	野	伸 惠	議員	5番	若	林	想一郎	議員	
6番	赤	岩	森 夫	議員	7番	町	田	勇佐久	議員	
8番	若	林	スミ子	議員	10番	小	泉	初 男	議員	
11番	若	林	新一郎	議員	12番	若	林	清 平	議員	

不応招議員（なし）

平成27年第1回横瀬町議会定例会 第1日

平成27年3月9日（月曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 若 林 想一郎 議員

4 番 大 野 伸 惠 議員

2 番 新 井 鼓次郎 議員

8 番 若 林 スミ子 議員

3 番 内 藤 純 夫 議員

1、陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書の委員長報告、質疑、討論、採決

1、請願第2号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願の委員長報告、質疑、討論、採決

1、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、散 会

午前10時開会

出席議員（10名）

2番	新井	鼓次郎	議員	3番	内藤	純夫	議員
4番	大野	伸恵	議員	5番	若林	想一郎	議員
6番	赤岩	森夫	議員	7番	町田	勇佐久	議員
8番	若林	スミ子	議員	10番	小泉	初男	議員
11番	若林	新一郎	議員	12番	若林	清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	高野修行	教育長
村越和昭	会計 管理者	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち 課 経営 長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いき 町民課 長	大場紀彦	健康づく り課長
小泉明彦	保育所 兼 児童館 長	高野直政	振興課長
町田多	建設課長	町田文利	上下水道 課長
富田等	教育次長	一柳俊一	代 表 監 査 委 員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	逸見雅彦	書記
-----	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林新一郎議長 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。
全員の出席でございます。これより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林新一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林新一郎議長 町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。きょうは大勢の皆様にご傍聴に来ていただきました。まことにありがとうございます。横瀬町議会平成27年3月定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

暖かい日があったかと思えば肌寒い日が続くなど、まさに三寒四温を繰り返し、だんだんと春へ向かっているのがわかる気がするきょうこのごろですが、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、本定例会にご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、私もさきの町長選挙で初当選させていただき、1月26日の初登庁以来1カ月半がたとうとしております。

毎日がとても目まぐるしく、時間に追われる身ではあるのですが、愛するこの横瀬町のために精いっぱい働かせていただける充実感とやりがいを感じながら日々仕事をさせていただいております。

さて、初登庁のとき、私から職員に向けた訓辞の中で、住民の皆さんのほうに常に顔を向けて、住民の声をよく聞き、お客様目線のサービスを提供してほしいこと、プロ意識を持って、責任感と誇りと緊張感を持って業務に当たってほしいこと、コミュニケーションをよくとってほしいことなどをお願いしましたが、一方で、逆に私から職員に3つの約束をしました。

1つ目は、職員が働きやすく、やりがいを持って仕事ができる職場環境を整える努力を継続すること、2つ目は、職員の意見、特に耳の痛い意見ほどよく聞きたいと思っているので、どんどん言ってほしいということ、3つ目は、職員の仕事に関し、全責任は町長がとるので、臆することなく仕事にチャレンジしてほしいということです。

これらの約束を実践する一つとして、町長室を会議や相談がしやすいようにレイアウト変更するとともに

に、2月の初めからは職員全員を対象に、1人20分程度ずつの個人面談を行っています。1対1で職員個々の考えていることなどを聞き、一方で私の考え方も伝え、担当業務の現状や職員の人となりを理解するとともに、意思疎通を図り、職員と心をつなげて、そして組織の一体感を強めて、この町を日本一住みよい町、日本一誇れる町にするために職員と一丸となって力強く進んでまいりたいと思っております。どうか議員各位におかれましても、ご理解、ご協力をぜひともお願いいたしたいと思っております。

それでは、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の制定8件、条例の一部改正12件、条例の廃止1件、平成26年度一般会計、特別会計、水道事業会計補正予算7件、平成27年度一般会計、特別会計、水道事業会計予算7件、議会の議決に付すべき契約2件、人事案件3件であります。

ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして、新年度予算上程の際申し述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○若林新一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○若林新一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

3番 内藤 純 夫 議員

4番 大野 伸 恵 議員

5番 若林 想一郎 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

◇

◎会期の決定

○若林新一郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、7番、町田勇佐久議員。

〔町田勇佐久議会運営委員長登壇〕

○町田勇佐久議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は、3月2日午後1時30分より301会議室において開催し、出席者は委員全員に、議長、事務局長、書記で日程及び会期について審議をいたしました。

事務局長より、3月定例会に予定されている議案等の提示を受け、議案件数及び一般質問者の人数等を検討の結果、会期は3月9日から12日までの4日間といたしました。

なお、会期日程の詳細については、1日目を開会から発議第1号まで、2日目は議案第1号から議案第35号まで、3日目は議案第29号から議案第35号まで、4日目は議案第29号から最後までといたします。

なお、議会運営が円滑になされますようお願いいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○若林新一郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日9日から12日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は4日間と決定しました。

◇

◎諸般の報告

○若林新一郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成26年12月15日、関根修議員から、12月26日、富田能成議員から、それぞれ一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いがあり、地方自治法第126条の規定により12月15日付及び12月26日付で、これを許可しましたので、ご報告いたします。

次に、平成26年第6回定例会以降に受理いたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成26年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されています。この件につきましては、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成26年第6回定例会以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、この件につきましては、お手元に議員派遣の件として配付しております。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成26年12月、平成27年1月及び2月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されています。この報告について監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 皆さん、おはようございます。代表監査委員の一柳でございます。

それでは、ただいま議長よりご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

内容につきましては、平成26年12月22日、平成27年1月21日及び2月19日に、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、平成26年度一般会計と5つの特別会計並びに水道事業会計にかかわる歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の方法につきましては、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項につきましては、いつものとおりでございますが、検査の過程において触れておきましたので、ここでは省略をいたします。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、平成27年1月31日現在の水道事業会計を除く一般会計等にかかわる現金預金残高は2億7,135万4円であります。

また、水道事業会計につきましては1億8,412万5,461円であることを確認いたしました。また、1月末の一般会計歳出の予算現額に対する執行率でございますが、65.37%でありました。

以上、報告させていただきます。ありがとうございます。

○若林新一郎議長 以上で例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員長登壇〕

○若林スミ子総務文教厚生常任委員長 総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

開催日時等、平成27年2月24日火曜日、午前10時から。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、執行部、事務局2名。会議録署名委員の指名、小泉初男委員、大野伸恵委員を指名いたしました。

審査事件、1、委員会付託案件、陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書、2、横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告について、3、横瀬町中学生海外派遣事業について、4、その他でございます。

審査経過につきましては、1、委員会付託案件について、所得税法第56条の廃止を求める陳情書については、後ほど上程申し上げます。

2、横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告について。教育長より、自己点検・自己評価報告書に基づき主なものにつきまして報告がございました。先ほど議長から報告がありましたように、議員各位には資料がお手元に届いておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、3、横瀬町中学生海外派遣事業について。教育次長より、横瀬町平成27年度中学生海外派遣事

ついて説明を受けました。

4、その他。各課長より、本定例会に提出される議案等の説明がありました。

まとめといたしまして、1、横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告について、当委員会といたしましては、説明を受けたということにいたしました。

2、横瀬町中学生海外派遣事業について、当委員会といたしましては、説明を受け、実施する方向で承認することといたしました。

3、その他の件について、当委員会といたしましては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

上記のとおり報告いたします。平成27年3月2日、総務文教厚生常任委員長若林スミ子。

○若林新一郎議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いします。

6番、赤岩森夫議員。

[赤岩森夫産業建設常任委員長登壇]

○赤岩森夫産業建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成27年2月24日火曜日、午後2時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、執行部4名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、(1)、委員会付託案件として、平成26年請願第2号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願、(2)、西武芦ヶ久保駅の新築中のトイレ、芦ヶ久保の氷柱の現場視察、(3)、その他。

執行部を代表して富田町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を若林想一郎委員、若林清平委員の両名をお願いいたしました。

審査経過・まとめ。(1)、委員会付託案件、請願第2号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書を国に提出を求める請願についてです。審議いたしました内容につきましては、後ほど議題として上程されております。改めて報告をいたします。

(3)、その他について。執行部から3月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。

当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくこととまとめました。

審査事件終了後、芦ヶ久保駅トイレの新築工事の進捗状況を担当者に説明していただきました。その後、遊歩道を歩き、芦ヶ久保の氷柱を視察いたしました。出席者でございますけれども、委員5名、執行部2名、事務局2名、参加をいたしました。

以上で報告を終わります。

○若林新一郎議長 以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いします。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 議長のご指名をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

定例会開催日時等、平成27年2月25日水曜日、午前10時から。場所、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

議事、1、会議録署名議員の指名、2、会期の決定、1日間、3、諸報告、監査委員から例月出納検査の結果報告を受けました。4、管理者提出議案の報告、5、議案提出及び審議。

1)、議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。概要、埼玉県人事委員会勧告に準じ、国の給与制度の総合的見直しを踏まえて一般職員の給与を改定したいため。審議の結果、多数可決。

2)、議案第2号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5回)。概要、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ482万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,429万3,000円と定める。審議の結果、可決。

3)、議案第3号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算。概要、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億4,291万6,000円と定める。審議の結果、可決。

上記のとおり報告いたします。平成27年3月2日、秩父広域市町村圏組合議会議員、町田勇佐久、若林スミ子。

○若林新一郎議長 以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

この際、各報告に対して質疑がありましたら、お受けいたします。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了します。



◎一般質問

○若林新一郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は5名です。

一般質問に際しては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いします。

ここで、本日の一般質問の仕方について念のためご説明します。一般質問者は、最初に演壇にて全ての質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で行いますので、ご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可します。

5番、若林想一郎議員。

〔5番 若林想一郎議員登壇〕

○5番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。富田町長が初議会に際しまして、一般質問させていただきます。若林想一郎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

傍聴席の皆さん、大変お忙しいところ、ご苦労さまでございます。厚く感謝を申し上げたいと思います。私の声は聞こえますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まず富田町長におかれましては、去る1月18日の町長選におきまして、対抗候補に1,057票の差をつけて当選をされましたことに敬意とお喜びを申し上げます。町長は、選挙戦の中で、横瀬町を日本一の町にする、一緒に描こう横瀬の未来、みんなでつくる日本一の町を標榜し、多くの賛成者のもとに当選を果たされました。まことにおめでとうございます。どうか体調に留意され、日本一の横瀬町実現に邁進していただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、観光事業の振興についてでございます。この質問につきましては、9月議会でも3点について質問をいたしました。1点目が、武甲山登山口生川にトイレを設置してほしいということ、2点目が、観光案内板及び指導標の管理並びに整備について、3点目が、民泊事業の推進について説明をさせていただきました。その後の進捗状況はいかがででしょうか。進展があれば教えていただきたいと思います。

今回の質問は、町有地の有効利用についてでございます。まず、町有地の中で町民グラウンド東側南前峠の町有地、これは県有地だったところを昨年横瀬町が取得した土地でございます。町有地3.2ヘクタールについての活用についてでございます。3.2ヘクタールというのは、およそ姿の池の2倍の面積でございます。この場所を町民グラウンド、寺坂棚田、町民会館、資料館等と一体となった有効活用が図れば、町のさらなる観光資源になり得ると思います。成功例としましては、ことし4万六千有余の入場者がありました、町観光協会とアスガキボウ委員会の企画した芦ヶ久保の氷柱のように画期的なまちおこしが、このエリアで実践できるのではないのでしょうか。さらに、観光産業振興協会長の町田恒夫さんから、あそこにもみじやロウバイを植えたらどうかというアイデアもいただきました。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

続いて、民泊事業、遊休農地の有効利用の推進についてでございます。こちらも9月議会で説明をさせていただきました。その後の進捗はいかがででしょうか、教えていただきたいと思います。私のところでも、一昨年8月7日、8日に西武文理高校の2年生2名、そして昨年7月19日、20日、21日と東京都港区の東葛西中学校の3年生が3名、そして10月21日、22日に京都府立日吉ヶ丘高校の2年生4名を民泊事業で受け入れをさせていただきました。本当にすばらしい体験と交流ができましたので、ぜひとも議員各位には、この事業への参加をお願いしたいところであります。既に町長と町田勇佐久議員におかれましては、受け入れ家庭の登録をいただいているようでございます。また、先日、秩父おもてなし観光公社の人たちがお見えになりまして、東京近郊の修学旅行に農家での田植え体験、稲刈り体験ができる場所を探していると聞きました。規模的には100人から300人程度の受け入れをしてほしいとのこと。ここで、町長に提案ですが、これらの団体をぜひ横瀬町で受け入れていただいたらいかがでしょうか。もちろん無料ということではなくて、昼食を含めて1人2,000円から2,500円の料金も可能のようです。今、遊休農地は町内至るところにございます。せっかく圃場整備した水田でございますので、このような事業を導入されれば、この解消にもなると思われまますので、どうか町長のお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、2番目の安心安全なまちづくりについてお伺いしたいと思います。まず初めに、町道の整備促進についてでございます。今まで町当局におかれましては、財政状況が大変厳しい中で、まちづくり

交付金、社会資本整備総合交付金等を活用して町道の整備を推進してこられたことに対して敬意と感謝を申し上げるところでございます。しかしながら、町内各所におきまして、いまだに緊急車両の出入りが困難なところも随所に見られますので、この状況について町長の見解をお伺いしたいと思います。そして、道づくり交付金や社会資本整備総合交付金等が受けられない状況で、町費単独でしか整備ができないところや、優先順位から外れているところの整備についても、あわせてお伺いをしたいと思います。

続きまして、横瀬川護岸の整備促進についてでございます。既に横瀬川流域におきましては、護岸工事もかなり進んでいると思われませんが、いまだに整備されていないところについては、早急に整備をお願いするところでございます。また、今後想定外の災害の備えについてはいかがお考えでしょうか。さらに、これらの事業には国、県との連携がどうしても必要になりますので、町長の手腕を発揮するよい機会でありますので、よろしくお取り計らいをお願いするところでございます。

最後になりますが、学校給食の充実についてお伺いをしたいと思います。町当局では、来年度より調理について業務委託をされるようでございますが、この状況について説明をしていただきたいと思います。私たち町民にとっては、業務委託をするということは、どうしても業者は利潤を得るために給食食材の購入について心配のところがあります。また、今まで実施していた放射能測定はやっていただけるのか、危惧されるところでもございます。また、昨年10月16日発売の週刊文春ですが、こちらに学校給食に中国食材、東京、神奈川では68全市区が独自調査をしているという記事が載っております。あなたの子供が知らずに学校給食で中国食材を食べていると警告キャンペーン、家では中国産を買わないというのに、どうして学校では食材として中国食材を取り入れているのかというところでございます。これらについてどのように対応を図っているのか、教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○若林新一郎議長 5番、若林想一郎議員の質問1、観光事業の振興についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 お世話になります。私のほうからは3点、進展があればということで、そちらのほうの報告をさせていただきたいと思います。

1点目の観光トイレでございますけれども、これにつきましては、場所、あるいは候補について、現在もまだ検討中ということで、ご理解いただければと思います。

2点目の観光案内板及び指導標の整備ということでございますけれども、既に営業を廃止されているようなところ、あるいはまた新たに始めたようなところ、手書き等で記入ができるようなものについては順次させていただいております。また、委託等をお願いするものについては、お願いもしてあるわけですが、全て予算があるわけではございませんので、また予算もこれからお願いしまして、順次整備をしていきたいと思っております。

3点目の民泊事業の推進でございますけれども、町としましては、広報等を通じてのご案内、それから区長会や民生児童委員会、そういう会合等へおもてなし振興公社の皆さん、職員の方に来ていただいて、そこで説明をしていただいたり、先日も観光協会の会議等がございました。そういうところで、また新たな会員さんを募集していくということで来ていただきました。また、いろいろな情報をいただければ、個

人のお宅にも回って民泊のほうの募集を行っているということでございます。また、観光産業振興協会におきましても民泊部会ということですか、そういうものを立ち上げていただいて、それぞれの家庭の募集、あるいは研修等も行っているということでございます。

それから、昨年は7件の方が横瀬では登録いただいたり、あるいは受け入れをいただいたようでございますけれども、現在は20件登録をいただいているということでございます。また、ことしにつきましては、3校の中学校、あるいは2校の高校が予定をされているということでございます。また、引き続き募集等も行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 若林議員のほうからご質問がありました、町有地の有効活用についてと民泊事業についてお答えをしたいと思います。

町民グラウンド東側の南前峠のところは、若林議員ご指摘のとおり町の新たな観光資源として大変有望なところだと思います。1つは、面積3.2ヘクタールということで、大きいところがまとまっているということなのですが、何より観光資源に関しては点を線にしていく、面にしていくということが、とても大事だと思っております。そういう観点で考えますと、南前峠のところは、寺坂棚田とそして町民会館、あるいは資料館等々一体に面が形成できるということが非常に意味があると思っております。もみじやロウバイなど植栽するのもよいアイデアだと思いますので、前向きに有効活用を検討していきたいと町では考えています。

次に、民泊事業についてなのですが、民泊事業も大変意義深い事業だと思っております。交流人口の拡大や経済効果というのはもちろんなのですが、これは何より地域のファン層を拡大するという効果がありまして、民泊事業を実施したご家庭のお話ですと、大体最後別れるときに、受け入れた生徒さんが涙を流して帰っていくというような話を聞いております。こうした事業は、横瀬であれば横瀬を愛してくれる人を広げるという意味では大変意義が深い事業ですので、町としても積極的に後押ししていきたいと思っております。若林議員から今ご提案いただいた田植えの体験、稲刈り体験というのも大変よいアイデアだと思いますので、前向きに実現を検討していきたいと思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 町長にご答弁いただきまして、ありがとうございます。南前峠の町有地についてでございます。現在当該地につきましては、カヤ抜き作業をされておまして、以前シュロが生えていまして、なかなかその場所が見られなかったところでございますが、今かなりきれいに整備されておりますので、町民の皆さん、誰でも登っていただけるところになっていると思っております。ぜひ登っていただけるような宣伝もいただければと思います。

そして、できれば、ここの活用については、今サウンディング調査というのがあります。つまり、民間事業者との対話による公民連携の取り組み、方式を採用されたいかががでしょうか。これは案件の内容、

公募条件等を決定する前段階で公募によりまして民間事業者の意向調査、直接対話を行い、当該案件のポテンシャルを最大限に高める調査ということですので、どうかこの辺も活用いただければと思います。

そして、3月6日に当該地を観光協会長の町田恒夫さんと副会長の田端伸夫さんと一緒に登らせていただきました。上に上がりますと、眺望が大変いいところでございます。お二人とも大変いいところだと賞賛されていました。今後の参考としましては、福島県の福島市に花見山公園というのがございます。これが規模的には5ヘクタールぐらいの大変すばらしいところと聞いております。どうかこの辺のアイデアを横瀬にぜひ導入して、次の氷柱のような地域おこしの、活性化ができるようにしていただければと思うところでございます。ということで、町長さんのご見解をお聞きしたいと思います。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答え申し上げます。

サウンディング調査に関しましては、民間の意見を広く募って事業決定していくというのは、大変いい考え方だと思いますので、横瀬町は小さい町ですから、どのくらい大仕掛けでできるかというところはあるのですけれども、とにかく民間の意見を広く募っていくところは参考にさせていただきたいと思っています。

それと、福島市の花見山公園の例を今出していただきましたが、私も花見山公園はまだ行ったことがなくて、写真でしか見たことがないのですが、非常に南前峠と共通するところがあると思っています。ぜひ参考にしていきたいと思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 再々質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ありがとうございます。ぜひサウンディング調査というのも活用いただければと思います。町有地につきましては、今、南前峠も申しあげましたけれども、兎沢の左岸とか、いろいろなところに町有地がございます。ですから、これらの活用についても、ぜひ町民、あるいは多くの方のご意見をいただきながら活用を図っていただきたいと思います。これについては要望でございます。

○若林新一郎議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、安心安全なまちづくりについてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 引き続きまして、質問事項の2、安心安全なまちづくりについて、要旨明細の(1)、2のご質問について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、(1)の町道の整備促進についてですが、町では現在若林議員さんの言われるように社会資本整備総合交付金、そして防災・安全社会資本整備交付金等を利用いたしまして、町内のさまざまなインフラ整備を行っております。ご指摘のように狭隘道路や国の補助金を受けて事業遂行を図ってまいりましたが、用地等の調整がつかずに、一部未整備部分の残る道路等もございます。こうした道路に対する今後の対応

について、どう考えているのかというご質問かと思えます。

議員さんもご存じのように現在の財政状況等を勘案いたしますと、国庫補助を受けずに町費単独で莫大な物件補償や用地買収費に対応し、事業展開を図ることは非常に難しい状況であると思っております。一つの路線、そしてその一部でありましても、数件の家が建ち並んでいるところは整備するということになりますと、用地買収費や物件補償費は莫大なものになります。その全てが町費単独の負担となると、財政的に非常に厳しい状況になることが想定されます。

町では、こうした情勢の中、住宅の建ち並んでいる狭隘道路等の対策として、建築確認申請提出時に建築基準法第42条の2項に該当する道路に対しましては、後退用地等買収事業を展開し、家を増改築する際に、中心後退した土地を町が買収するというような状況であります。4メートル以下の狭隘道路の改修に向けた取り組みとしましては、長期スパンでの対応になりますが、少しずつ改善してきているのではないかと考えております。また、国の助成金を利用して幹線道路等の道路改良を中心に推進しておりますけれども、一部未改良部分、残る道路等に関しましても、問題解決に向けた対応をするとともに、国庫対象事業として事業推進が図られるよう今後国や県に働きかけていかななくてはいけないのかなと考えております。

続きまして、要旨明細の2、荒川護岸の整備促進について答弁をさせていただきます。ご存じのように現在、河川管理に関しては1級河川として横瀬川、そしてその支流であります生川、小島沢は県土整備事業所の管轄として県が管理しております。それ以外の河川や水路は平成14年に国より権限移譲を受けまして、町のほうの管理になっております。議員さん言われるように、横瀬町管内の横瀬川流域におきましても、いまだ整備の必要な護岸はたくさん存在していると私たちも認識をしております。町としましても、そういった箇所における護岸整備等の要望を県に提出し、一刻も早い対応をお願いしているところでありますが、多方面から寄せられる陳情や要望に対して、県としましても検証し、優先順位をつけて対応している状況であると聞いております。町としては、今後も引き続き、しっかりと要望を続けていく考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 私の方からは質問2、要旨明細3の学校給食の充実について申し上げます。

横瀬町の学校給食調理場の現状ですが、安全でおいしい給食を提供するために現在所長1名、栄養教諭1名、調理員は正規職員はゼロでございます。職員退職後の任期つき短時間勤務職員4人と非常勤職員8名、あと配送員2名のローテーションの体制により、1日798食、児童生徒、教職員を含めてでございますけれども、小中学校へ給食の提供をしております。

給食費は、平成26年10月より、小学校児童・教職員、月額3,800円、12カ月払いということで、年額4万5,600円、中学校生徒・教職員は月額4,400円、12カ月払いで年額5万2,800円、平成27年度は給食費総額が3,780万円を予定しております。その給食費全額を給食食材の購入費に充てております。現年度の給食費の滞納は、現在4万円ほどありますけれども、年度末には全額徴収するように努めております。

給食食材の購入については、物資納入業者から選定基準に基づきまして、県内12業者、県外2業者、そ

のうち町内業者は3業者が入っております。ちなみに横瀬食品購買組合、株式会社ヤオヨシ、藤田屋商店でございます。主食等は、主に埼玉県学校給食会から購入しております。給食食材の産地は、地元埼玉県産や関東近県、北海道など国内産を中心に購入し、中国産は購入していないと聞いております。

給食食材の放射能検査は、週1回、3品目を検査しております。平成24年4月からことし2月末までの検査結果において、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137は検出されておられません。

給食調理業務の民間委託については、昨年11月開催の横瀬町学校給食調理場運営委員会において、今後安全でおいしい給食を安定して提供するために給食調理業務の民間委託を実施する方向に決定いたしました。それにより、平成27年度、新年度から手続を進め、年度途中から給食調理を民間委託へ移行したいと考えております。

給食調理業務の民間委託移行に当たり、給食食材の購入は従来どおり、栄養教諭が献立を作成し、その献立により栄養教諭が直接食材を注文したいと考えております。安全な食材確保のために従前と変わらない購入方法により、国内産を中心に、中国産は購入しないよう努めてまいります。また、給食食材の放射能検査においても、現在と同様に週1回、3品目の検査を引き続き実施してまいりたいと思います。今後も児童生徒へ安全でおいしい給食を安定的に提供してまいります。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま建設部長のほうから、そして教育次長のほうから答弁いただきました。ありがとうございます。建設課のほうで、大変厳しい財政状況の中で、道路の整備をされているというお話を聞いております。しかしながら、緊急車両が出入りできないところがありますので、こちらについては、本当に早急に、その場所だけでも整備していただきたいなと思うところがございます。場所等は多分把握されていると思いますが、その辺についても建設課長さん、いかがでしょうか。

そして、これに伴いまして、今、防火水槽も道路の整備でなくなったところもありますので、防火水槽についても、あわせて道路の整備等やっていただければいいのではないかなと思うところでもあります。この辺の見解も町長のほうからお聞きしたいと思います。

そして、もう一点、学校給食、大変努力されておまして、放射能検査、それから調理の業務委託、こういうのは本当に画期的なことだと思いますので、どうか町の子供たちが安心して食べられる、そういう環境をどうか実現してほしいと思います。放射能検査、中国食材は使わないというお話も聞きましたので、その辺を促進していただければと思います。

それでは、町長、よろしく申し上げます。

○若林新一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 道路等の整備についてなのですが、当然補助金の有無というのによって、やりやすい、やりにくいというのはあるのですが、町の考え方としては、それとは全く別のレベルで、住民の皆さんの最低限の安全は確保しなければいけません。特に生命が脅かされているような状況が看過されている

というのは、町のほうとしては、そのまましておくわけにはいきませんので、当然予算とか、スピード感の制限はあるのですが、優先順位をつけて順次そういったものの解消は図っていきたいと思います。緊急車両の出入りが困難であるとか、防火水槽があるなしというのは、そういうカテゴリーの問題だと思っています。

それと、護岸工事等につきましては、これは県や国との連携というのが非常に重要になりますので、その辺連携をしまして、スピーディーな対応ができるようにしていきたいと思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 今後も先ほど申し上げましたけれども、安全な給食を児童生徒のために供給していきたいと考えております。

○若林新一郎議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 以上で5番、若林想一郎議員の一般質問を終了します。

○若林新一郎議長 次に、4番、大野伸恵議員の発言を許可します。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 ただいまご指名いただきました4番、大野でございます。よろしくお願いたします。

先ほどの町長のあいさつにありましたが、町長も町民を向く、議会も町民を向くということを改めてきょう感じて、これからも議会議員として最後まで全うしたいと思っています。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。質問1といたしまして、水道事業広域化についてお聞きいたします。私は、議員になって初めてこの問題の説明のときに埼玉県水に入るための第1段との説明があったと記憶しています。水道事業を埼玉県が実施することは、上流地域の住民の負担を軽減し、同じ県民としての利益を享受できると考えていました。それが秩父広域水道の大きな目的であると認識しました。横瀬町で緊急、逼迫している問題ではなく、とりあえず協議会に入りますとの役場の説明だったと思います。しかし、平成24年8月21日付広域化の推進、埼玉県の事例を見ると、半世紀先、50年先の県内水道一本化を見据えとあり、12ブロック単位の広域化の実現を平成43年度までに目指すとありました。50年後の統一であり、目的の基本が崩れたと感じていますが、広域化事業のみは進んでいます。

ことし1月22日、秩父広域水道事業広域化基本構想・基本計画案の説明を受けました。2月9日には厚生労働省健康局水道課による水道事業における広域化の推進の研修を受けました。平成25年8月に北上市の広域水道に関する講演、平成25年9月に準備室設置に関する覚書についての説明、平成26年8月、議会

全員協議会でも説明を受けています。いずれも説明を受けるのみで、議論する場ではありませんでした。

翌月の平成26年9月8日に1市4町首長会議において、平成27年3月、ことし3月に締結、平成27年6月に議会に提案、平成28年4月、来年の4月より事業統合が合意したとありました。その後、各市町村から住民代表の5人が選ばれ、審議会が作成され、昨年12月24日、広域化策定審議会よりちちぶ定住自立圏推進委員会の委員長である久喜市長へ答申がされました。

私は、今回の説明で初めてことし3月に事業統合協定締結の予定であると認識しました。広報2月号に基本構想への意見募集が約1週間、1カ月間あると記事がありました。住民説明会が27日に初めて行われました。我々議会も町村合併時のように特別委員会等で議論を進めるべきであったと反省しています。水道広域化は、横瀬町が早急に進めなければならない施策だったのでしょうか。平成43年度までに目指すなら、もう少し熟慮する時間があります。

水道施設は、住民の大切な財産です。その広域化への移行について、執行の権限を持つのは町部局であるかもしれませんが、余りに住民への説明不足と言えないでしょうか。広域化についての考えは私も理解しています。計画的な経営、徹底した効率化、経営健全化は当たり前だと認識しています。しかし、広域化する前に、この横瀬町の水道経営に関する検証は実施したのでしょうか、お聞きします。1月の説明会で若林清平議員も言われましたが、人口減に対応した計画を精査し、現在の姿見山浄水場を廃止などし、山口浄水場と生川浄水場を整備、拡張した場合、この基本計画案の予想数値は出てこないのではないかと思います。

今回のいただいた資料から見ると、供給単価を見ても、その試算となる管路、構築物、市債残高において、現在の水道施設を、そのままの更新を想定しているのではないかと思います。さらに、水需要を見ますと、秩父市は平成25年度1日平均給水量が2万9,114日/立米ですが、現在も別所と橋立浄水場の合計能力は3万8,000日/立米あり、施設更新しなくても大丈夫な数値となっています。これに合併した場合でも、平成31年予測で平均給水量が3万7,710日/立米となり、3年後の平成31年以降は現在の2つの浄水場だけでも過剰施設となってしまいます。

現在、秩父市の橋立浄水場では、平成20年から56.6億円の改修工事がなされており、平成32年に完成予定で、処理能力は2万1,000日/立米になり、合計能力は4万1,000日/立米で、さらに過剰になります。水道の広域化について審議する前の秩父市独自の事業ですが、稼働率は完成時で約60%と先日視察したときに説明されました。もともと広域化は、施設などの効率のよい運用が目的であると思いましたが。現在では大きなものをつくるのではなく、あるものを長寿命化して行政を行っていくのは必須のことです。しかし、この秩父広域計画のための今後10年間では、約333億円の設備投資をしようとしています。広域のための新設ではなく、将来人口が減少したときのために、いかに長く丁寧を使い、減少後の規模にいかに軟着陸できるのかが行政に求められていることだと思えます。

さきの厚生労働省の研修でも、管路の統合ではなく、まず経営統合をしていく方法も話されていました。新技術の開発もあるため、過度の先行投資を注意する必要がある。小規模な集落には給水車で配水池に浄水を運ぶ方法もあるとも言われました。また、この基本計画案では、広域化と耐震管がセットで説明されていましたが、耐震管の補助については、別途のものだと認識しました。交付金の期限も平成41年までのようです。平成26年9月8日の1市4町首長会議には、富田町長は参加していません。これまでの進捗に

関しても参加されていません。3月末の締結予定を先送りし、この基本構想案に対して十分に熟慮して臨んでいただきたいと思います。

横瀬町住民の大切な資産を守るために、まず町の将来水道のあり方を見据え、損益や資産の正確な把握を行うこと、将来の町のあり方を見据え、水道課だけでなく、企画財政担当などの連携で考えること、資料、交渉についても民間の知見を活用すること、策定の各段階で議会や住民の理解を得る説明を十分に行うことが必要だと考えますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問2といたしまして、1月の町長選挙から考えることについてお聞きいたします。今回の選挙で、それぞれの候補者から各種政策が取り上げられました。選挙時に住民に対しての身近な話題を提案することは、自治体経営として重要な要素である、行政に対して関心を持ってもらう大切な事柄であると考えています。今回の選挙から4点お聞きいたします。

まず、1として、給食費につき私は9月議会でも取り上げましたが、秩父市では公平性と学校給食法を考え、第2子からの無料化を変更し、児童生徒一律にそれぞれ1万2,000円、1万4,400円、これは中学校ですが、の助成に切りかえているそうです。当町でも財務状況が許すなら、子育て支援を充実していただきたいと考えています。以前、米百俵の話が話題になったことがありました。直接の助成か、または将来の横瀬の子供たちの財産となるべく教育施策か、日本一の町を目指す町長のお考えをお聞きいたします。

2点目といたしまして、1,000人規模の高齢者向けの福祉施設の建設に関して、国会議員に働きかけ、既に行動開始との話もありました。役場には、そのような計画案が来ていたのでしょうか。福祉施設事業者や建設候補地などの状況をお聞きいたします。

3点目として、今回の選挙に関して民生児童委員に選挙に関する注意事項の文書が配布されました。民生児童委員長の名前で、「できる限り避けるべきである」との文言については、私はちょっと行き過ぎではないかと思いました。選挙は、民主主義を守る大切な行為です。選挙事務所でのお茶入れ、はがき書き、街頭演説会の聴取など禁止事項なのでしょうか、お聞きいたします。

4点目として、4年前に一般質問で聞いたことですが、町長選においても選挙公報の作成はされませんでした。今後、4月に町議選がありますが、町議選についてはどうでしょうか、お聞きいたします。

続きまして、質問3についてお聞きします。教育行政について2点お聞きいたします。1点目として、人工芝グラウンドは3月末に完成されますが、その使用予約は現在どのようになっているのでしょうか。春休み中でもありますので、完成と同時に使用がされるよう施設の利用率向上を図っていただきたいので、お聞きいたします。

2点目として、給食センターの民間委託が図られているようですが、どうしてそのような考えになったのか、その問題は何だったのかを教えてくださいたいと思います。また、町にどのようなメリットがあるのか、あわせてお聞きいたします。給食に関しては、児童生徒の食の安全もあり、保護者の関心も高いと思いますが、説明は十分でしょうか。また、食材の地産地消などによる農産物振興などは、教育委員会のみならず町として取り組むべき問題であると思っておりますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

○若林新一郎議長 ただいま4番、大野伸恵議員の一般質問の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま4番、大野伸恵議員の一般質問の審議中でございます。審議を続行いたします。

4番、大野伸恵議員の質問1、水道事業広域化についてに対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 それでは、質問事項1、水道事業の広域化について答弁をさせていただきます。

まず最初に、要旨1番の横瀬町の水道事業経営に関する検証の実施はしたのかという点についてでございます。本町の水道事業については、平成26年3月に公益社団法人日本水道協会に委託をしまして、経営診断を実施しております。この経営診断は、平成20年度から平成24年度までの5年間の経営成績について分析をして評価したものでございます。診断は、大きく分けて3項目から成り、1つ目は経営成績について、2つ目は施設に関する技術診断、3つ目は水道料金についてというふうになってございます。

まず、1つ目の経営成績ですが、営業収支比率、営業利益率、施設の利用率、有収率、給水原価、自己資本構成比率等々につきまして、地方公共企業年鑑による給水人口が1万5,000人未満の団体の平均値を指標として、それに対して比較しながら評価をしております。これによれば、おおむね指標と同水準で経営をされていますが、特に施設利用率が低い水準にあること、それから施設整備の財源として起債に依存する割合が比較的高いこと、給水単価が給水原価を下回っており、十分な採算性を確保できていないこと等が指摘をされております。

2つ目の施設に関する技術診断では、取水施設、浄水施設、配水施設ともに建設から30年から50年が経過をし、老朽化が進み、機能低下のおそれが心配されております。特に姿見山浄水場の取水施設である秩父用水の老朽化した用水路は、安定した取水に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。多くの設備、施設が更新時期を迎え、今後多額の更新需要が発生するため、計画的に更新を実施する必要性が指摘されております。

3つ目の水道料金については、既設の施設による給水のための原価を賄うだけでは十分ではなく、耐震化の推進、経年管の更新等に対応して施設の建設、改良を行い、また企業債の償還等に要する資金を確保しなければならないといった考え方に基きまして、健全な財政基盤の確保の見地から、仮に料金を算定するならばということで、現況よりも38.13%の料金改定が必要になるという試算が示されております。

続いて、2番目の町の将来水道のあり方を見据えた損益や資産の正確な把握の実施はどうかというご質問でございます。本町における給水人口は、この10年間で10%以上減少し、水道料金収入は16%も減少してございます。それに引きかえ、事業を維持するための費用に関しては、ほとんど減っておりません。加えて今後施設の老朽化に伴う更新の必要性が切実となり、その費用をどう工面していくかということが大きな課題となってまいります。

このような状況は、ほぼ全国的に共通する問題であり、テレビや新聞等でも報道されたところでござい

ます。このような状況を踏まえて、今後の水道事業を維持していく方法として、秩父地域の水道広域化が計画されております。秩父地域水道広域化準備室では、今年度秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画を策定し、その中で将来的な人口減少や施設更新を含めた財政収支のシミュレーションとして、広域化して施設を統廃合、再構築した場合と、それから広域化せずに単独で現況のまま事業を継続した場合についての考察をしております。

横瀬町としては、単独で事業継続する場合には、現在の姿見山浄水場の施設稼働率の低さや老朽化した秩父用水路のリスクを考え合わせますと、ご質問の中で触れられているとおり、姿見山浄水場を廃止し、山口浄水場を改修して能力を強化する方法が合理的であると思われます。したがって、広域化基本構想・基本計画にのっている横瀬町の単独とは別に、姿見山浄水場を廃止し、山口浄水場を現在の日量1,760立米から5,000立米に改修するというような方法で、平成77年までの51年間の財政シミュレーションを作成いたしました。それによりますと、姿見山浄水場を更新する場合に比べて、浄水場の更新費は約23億4,000万円、それから管路や機械、電気設備を含めたトータルで約31億2,000万円の軽減になります。このシミュレーションで算定される平成77年度時点の供給単価ですけれども、立米当たり587.9円ということでございまして、姿見山浄水場を更新する場合の立米当たり871.3円と比べると、差額が283.4円になります。

なお、この供給単価には、姿見山浄水場と山口浄水場の取り壊し費用が算入されておきませんので、この費用を算入すると、供給単価としては、もう少し高くなるのではないかと思います。しかし、広域化して施設を統廃合、再構築した場合のシミュレーションとしては、この時点の供給単価が立米当たり476.7円ということになりまして、広域化をしたほうが111.2円、低く抑えることができることになります。

続いて、要旨3番目の町の将来像を見据え、水道課のみでなく、企画財政などとの連携が必要なのではないかというご質問でございます。水道の広域化については、ちちぶ定住自立圏形成協定の中の協定項目の一つとして進められてきました。ちちぶ定住自立圏構想についての町の担当所管課は、まち経営課となっており、水道の広域化についても情報を共有しております。今後とも広域化に当たっては、財政面での調整等が必要になってきますので、よく連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

続いて、要旨の4番目、民間の知見を活用すべきと思うがという点でございます。水道事業の運営につきましては、専門的な見地から検討を要することも多く、これらに適切に対応していくために外部の応援を得ていくことが必要と考えております。広域化を検討する際の施設整備計画や財政シミュレーションの作成、さらに今年度は公会計制度が大きく変わったことに伴いまして、現在OAG税理士法人というところと契約をして会計方式についての指導、助言を得ております。また、将来は水道施設の運営、運転、維持管理等の委託や指定管理なども含めて検討課題になってくるのではないかと思います。

それから、5番目の策定での段階から住民への説明の実施をすべきと思うがという点でございます。秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画については、広域化準備室で策定を進めてまいりました。策定に当たっては、一般住民から成る策定審議会を組織して審議をしてきました。審議委員の構成は、各市町から女性団体、商工団体、自治会、公募の区分で、それぞれ1名ずつ、1市4町で20名、これに知識経験者2名を加え、総勢22名が昨年9月にちちぶ定住自立圏推進委員会から委嘱をされまして、第1回の審議会が開かれました。策定審議会は、12月までに5回開催をされ、12月の第23回ちちぶ定住自立圏推進委員

会で答申書を提出いたしました。広域化準備室では、これを受けまして、秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画案を策定し、住民の皆様から意見を聞くため、2月16日から3月17日までパブリックコメントを募集するとともに、2月中旬から小鹿野町、秩父市、横瀬町で住民説明会を開催し、横瀬町では去る2月27日の金曜日に開催されたところでございます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 答弁ありがとうございました。数点再質問させていただきます。

まず、最後の策定段階での住民の代表なのですが、私は横瀬町の町政のパートナーというのは、区長さんだと思うのです。区長会の人に入っただけであれば、それが区民へさっと伝わるという形になっていますので、住民の代表というときには、女性団体とかもいいと思うのですが、区長さんもぜひ入れていただきたかったのですが、そのお考えをお願いいたします。これは入れていただきたかったなという要望でございます。

それから、この広域については、私も秩父市のほうの資料も見させていただきました。そうした場合に秩父市の資料で、秩父市の水道の課題で管路の耐震管というのですか、老朽化で更新が追いつかない、耐震化とか、管路が更新されていないということにして、有収率が73%になっていますよということなんです。それから、人口減少により赤字が続いていますみたいな感じです。それから、秩父市の水道の関係で、秩父地域の水道広域化の推進というのが、合併が秩父市にとっての最大の行政改革であるというふうに書いてあるわけです。ですから、私は秩父市にとってもいい方法、横瀬町にとってもいい方法、秩父郡市にとってもいい方法である広域合併を願っているものですので、秩父市が最大の行政改革であるということは、秩父市にとってはプラスかもしれませんが、我が横瀬町にとってはどうなのかなという疑問を感じたので、この質問をさせていただきました。ですから、現在でも稼働率は60%なのですよという説明を受けたのですけれども、例えば平成48年とか、平成58年ではどうなるのかなということと、あと広域化すると、広域のためにはダウンサイジングというのが必要だと思うのですけれども、その広域化するために設備の予算が333億円もかかるということなのです。それは広域化とか、今の行政の方向と、ちょっと違うのではないかなというふうに思ったので、それを1点。

それから、広域になると、水のおいしさも、急速ろ過になるので、おいしくなくなるという説明を前の議会で聞いたのですけれども、そして広域になると、5年後に値上げということも書いてあります。これに対する住民への説明が、まだ納得されているものではないのではないかなと思います。

それから、大きなものが効率的とは一概には言えないと思ひまして、横瀬町の水道の場合も浄水場がいっぱいあるけれども、災害のときには、それは1つがだめになっても、ほかのものが使えるからということで、かえって安全なのですよという説明を受けたことがあるので、その点について教えていただきたいと思ひます。短くお願いいたします。

○若林新一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、策定委員会で区長会のメンバーを入れたほうがというご質問ですけれども、策定委員会には自治会長から代表の1名ということで、これは区長会長さんをお願いして出席をしていただいております。

それから、もう一点、完成時で60%の稼働施設ではないのかということですが、これについては2月23日の橋立浄水場の見学の際に、橋立浄水場が改修後の稼働率が60%だというようなことのご質問かと思えます。秩父市の、そのときの担当者の説明では、浄水場施設を建設する際には、その規模について1日最大給水量に対応して、さらに緊急非常時、他の配水系統まで、ある程度応援給水ができるだけの能力を持たせて設計をしなければならず、その規模については、大体余裕率が約25%であるというふうなお話でございました。橋立浄水場と別所浄水場を合わせて4万1,000立米として事業統合後の水需要予測を調べますと、推計値はございますけれども、推計値は不確定要素があるので、高位推計と低位推計というふうに幅を持たせて推計をしているのですけれども、この場合によりますと、これは平成38年では高位推計が4万3,851立米で106.9%というふうになります。それから、低位推計では3万7,448立米で91.3%、平成48年では高位推計が3万7,645立米で91.8%、低位推計が2万9,824立米で72.7%、平成58年になりますと、高位推計値が3万3,731立米で82.3%、低位推計値だと2万4,489立米で59.7%という計算になります。

続いてのご質問ですけれども、秩父地域の広域化の基本構想では、橋立浄水場と別所浄水場というところを拠点施設として整備を進めていくことになってございます。施設の能力は、広域化の整備工事を進めていく、その時間と、それから給水区域を広げていくときの水需要予測等を勘案しまして、これは時間軸を考慮に入れて計算されるとのことです。基本計画では、荒川を挟んで右岸、左岸、それぞれ基幹管路を整備しつつ、右岸では橋立浄水場から姿見山浄水場への排水を行い、さらにその先、皆野町三沢地区への配水を延ばしていく計画になっています。それから、左岸側では、別所浄水場から小鹿野町方面へ配水するための配水池をミュージックパークに整備して、小鹿野町方面への配水を行い、また機関管路を整備しながら、皆野町への配水を拡大していくというような計画になってございます。広域化の事業統合による施設の整備費用については、統合後10年間に約333億円の費用が見込まれておりますけれども、これには広域化促進国庫補助金として補助率が3分の1で、約111億円を活用することができます。広域化基本構想の財政シミュレーションでは、平成77年までの維持管理費、更新事業費について、それぞれ単独で行った場合の4つの水道事業体の総費用が1,036億円になるので、対して広域化した場合の総費用が917億円であるという試算から、広域化したほうが地域全体では119億円の削減効果が見込めるということになってございます。

それから、今後広域化した場合ですけれども、平成28年に広域化になりますと、その後5年後に統一料金というふうになると予定されてございます。

それから、水のおいしさなのですけれども、今現在、これから広域化して基幹施設となる橋立浄水場については、今、横瀬町で水をつくっている方式と同じような緩速ろ過方式と、それから新しく急速ろ過方式というのがつくられております。急速ろ過というのは、凝集剤等の薬品を入れて水を素早くろ過していくという方式ですので、多少味覚が変わってくる場合もあろうかと思いますが、ただ原水としては、橋立川の良質な水を使っていますので、それほど心配する必要はないのではないかと思います。広域化の推進

については、国費の補助を受けながら、施設の再編を行って維持管理や更新事業費の削減を行い、できるだけ供給単価を抑制するということが広域化の第一の目的でありますけれども、秩父地域というのは、荒川の上流域で、いわば水源の地域でもありますので、この秩父地域の水道が一つになることで、またその先の県水への統合につなげていくということが、秩父地域に住む住民にとって重要なことではないかと思っております。

それから、大きな施設が効率的とは一概に言えないのではないかと、浄水場が数カ所あるほうが災害に対しても安心ではないかというご質問でございますけれども、災害が起きて施設に被害が生じた場合に、まず災害の程度、それから断水の状況を把握して、応急的な給水を確保しなければなりません。その場合、広域化によって管路網が接続されていれば、例えば管路の被害であれば、その部分を遮断して別のルートから断水地域に給水したり、または別の浄水場の系統から給水を応援するといったようなことが可能になってまいります。また、単独のままですと、なかなか進まない耐震改修等も基幹施設から計画的に進められます。また、緊急時に活躍する給水車両といったような設備についても、単独ではなかなか整備できませんけれども、広域化することで整備が可能となり、災害に強い体質になっていくのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、再々質問いたします。ありがとうございました。いろいろと考えていただいたようで、ありがとうございました。

最後は、町長に聞きたいのですが、私は、できれば県水に、なるべく早く統一していただきたいと思っているのです。同じ県民でありますので、それは町長の政治力にかかっていると思います。それは本当に期待しておりますので、頑張ってくださいということと、今回厚生労働省のほうの研修会で聞きましたら、まだ日本でも広域化はなかなか進んでいないという状況だそうですので、これも町長の政治力にかかってくると思いますが、なるべく秩父地域がいい方向で、埼玉県でも水源保全地域でありますし、CO₂の吸収地域でもありますし、町長の政治力にかかっておりますので、そこを私は期待しておりますので、その点、1点お願いいたします。

○若林新一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答え申し上げます。

今回の統合の話は、いろいろな数字が出てきたり、いろいろな要素が絡むので、住民の方にもなかなかわかりづらいところだと思いますので、十分な説明が必要だと思っています。ただ、まず前提としては、今の横瀬町、秩父市、小鹿野町、そして皆野町、長瀬町という個々の体制で水道事業を進めていったときに、30年後、50年後に立ち行かなくなるということが想定されているというのが、まず前提です。これは秩父郡市1市4町、多少のよしあしはあっても、同じような状況でして、横瀬町においても、今の水道事業がこのまま単独で30年、50年もつのは難しいと思っています。一つは、設備更新の負担に耐えら

れないということ、もう一つは、人の確保等がだんだん難しくなってくるであろうということ、この辺で必然的に、どこかで広域化を図らなければいけないと思っています。問題は、広域化するときのやり方、スピード感、それと住民の皆様への説明という部分なのだろうと思います。その辺気にしながら進めていくという必要があらうかと思っています。

横瀬町に関しては、姿見山浄水場の稼働率が低くて、そして秩父用水の老朽化の問題がありますので、これを外したケース、さっき上下水道課長のほうから説明させていただきましたけれども、山口浄水場を強化して使うということと、広域化するというのを比べるとというのが今は必要です。シミュレーションさせていただきましたけれども、結果的に山口浄水場を改良するよりも広域化したほうが横瀬町の給水単価は低くなるというのが今出てきている数字です。まだパブリックコメントの期間中ですので、広く皆様のご意見を聞いていくという段階ですので、それらの意見を踏まえた上で方向性は出していくのですが、私としては、広域化は前向きに検討していきたいと思っています。

そして、大野議員がご指摘されたところというのは、まさにそのとおりでして、これから秩父郡市で必要になるのは、まさに政治的な行動とかという部分が、かなり大事になってくると思います。これを考えても、横瀬町単独で、私の力でということではなくて、1市4町で、まず協調して、一緒に県に対して要望していく、要求していくというのが求められているのだなというふうに思いますので、その辺はしっかり取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、1月の町長選から考えたことについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは質問事項2のうちの要旨明細(1)、(2)につきまして答弁させていただきます。

(1)、子育て支援の取り組みなどの考えでございますが、現在横瀬町における給食費の助成制度でございますが、ご存じかと思いますが、平成24年度より横瀬町学校給食費助成金支給要綱に基づき小学校及び中学校並びに特別支援学校の小中学部に在籍している児童または生徒の学校給食費の一部を助成しております。1人目のお子さんの分は負担していただいて、2人以上のお子さんを有する保護者の方の経済的負担を軽減するため、2人目以降の学校給食費を助成しているところでございます。小学生は1人につき月額3,800円、中学生は1人につき月額4,400円を限度に助成しております。秩父市のように一律の助成も子育て支援の一つと考えられますが、今後地方創生のため、人口減少や少子高齢化を踏まえて、子育て支援を考えていかなければなりません。子育て支援につきましては、これから策定する地方版の総合戦略の中で考えていきたいと思っています。

続きまして、要旨明細(2)の高齢者向け福祉施設の建設予定でございますが、高齢者向けの福祉施設の建設との話でございますが、今のところ、そのお話は聞いておりませんので、質問の福祉施設事業者や建設候補地などの状況はお答えすることはできませんので、ご了承いただきたいと思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、要旨明細3、民生委員の選挙に関する避けるべき事項について答弁させていただきます。

ご質問の中に出てまいりました文書は、平成26年12月2日付、横瀬町民生委員・児童委員協議会長名で出された「民生委員・児童委員の政治的活動について」と題したものでございます。時期といたしましては、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙から始まり、平成27年1月18日の横瀬町長選挙、4月12日の埼玉県議会議員選挙、4月26日の横瀬町町議会議員選挙と数カ月のうちに数多くの選挙が行われる予定であるため、民生委員・児童委員としてふさわしい対応をしていただくために、主に民生委員法の解釈についてお知らせしたものでございます。

この文書は、横瀬町民生委員・児童委員協議会会長より民生委員・児童委員の改選期である平成25年12月1日から新たに委員になられた方が多いことから、改めて民生委員・児童委員の職務上の地位の利用について注意喚起をするよう指示があり、作成したものでございます。文書の作成に当たり、会長より埼玉県等で同様な注意喚起する文書を参考に作成するようというところで、平成19年3月に埼玉県福祉部長から町長に出された文書を参考に作成いたしました。

ご質問の「できる限り避けるべきである」という文言につきましては、その担当地区内における政治活動は「できる限り避けるべきである」と表現したものであり、民生委員・児童委員の活動を制限するものではなく、職務上の圧力行為に当たるとは考えておりません。

以上です。

○若林新一郎議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 要旨明細3、4について答弁させていただきます。

まず、要旨明細3ですが、私からは公務員の選挙運動、政治的行為の制限について答弁させていただきます。まず、選挙に際しては、公職選挙法第129条の規定により、公務員にかかわらず全ての事前運動が禁止されております。違反した場合は同法第293条の規定により、1年以下の禁錮または30万円以下の罰金となります。また、我々のような一般職の地方公務員及び特別職である公平委員会委員は、地方公務員法第36条の規定により、政治的行為が制限され、特に選挙に際して特定の候補者または特定の政党その他の政治団体を支持し、または反対する目的で同条第2項に掲げる政治的行為を行うことは禁止されております。また、民生委員・児童委員等の特別職を含む全ての公務員は、公職選挙法第136条の2第1項、第2項の規定により、その地位を利用して選挙運動することは厳に禁止されています。違反した場合は同法第293条の2第2項の規定により2年以下の禁錮または30万円以下の罰金となります。ここで言う、その地位を利用してとは、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、補助金の交付、許認可などの職務権限を利用して選挙運動を行うなど、その職務上の地位と選挙運動等が結びつく場合をいいます。推薦状に単に職氏名の通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗るだけでは、直ちに地位利用とは言えないと考えます。ただし、公務員の選挙運動への深入りは、地位利用とみなされることがあるので、特に言動、助言には注意が必要とされております。

次に、要旨明細4ですが、選挙公報について答弁をさせていただきます。選挙公報の発行に関しては、公職選挙法の第167条で、国政選挙または都道府県知事選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならないと規定しています。また、都道府県の議会の議員、市町村長の議会の議員または市町村長の選挙においては、同法第172条の2で当該選挙管理委員会は条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができると任意性選挙公報の発行を規定しています。このことから横瀬町議会議員選挙、横瀬町長選挙に関しては、選挙公報の発行は任意ではあるものの、若い世代の投票率の向上及び政治参加等のためには有効な手段になり得るのではなかろうかと考えておりますが、今回の町議会議員選挙では、発行の予定はしておりません。今後投票率の推移、18歳選挙権法案、有権者からの要望等を見ながらの課題と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 私も公務員でおりましたので、選挙に対しては十分注意をしてやってきたのですが、その地位を利用ということですので、グレーは黒というふうな形に考えて、選挙というのは、本当に民主主義の原点でありますので、いたずらに危機感とか、いたずらに危険、さわってはいけないものなのだとということだと、民主主義が壊れますので、今回民生委員の方から街頭の演説会も聞きに行けないのみたいな話があったので、この質問をさせていただきました。適正な法の範囲内で注意をしていただきたいということを1点お願いしまして、これは要望でございます。

以上です。

○若林新一郎議長 答弁はよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、教育行政についてに対する答弁を求めます。残り時間が短いので、簡潔にお願いします。教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、私からは教育行政について申し上げます。

要旨明細(1)の人工芝グラウンドの使用予約状況についてですが、町民グラウンドの予約は、条例及び規則に基づき町内の体育協会加盟団体等は利用日の3カ月前から、町外の団体は利用日の2カ月前から予約が可能のため、3月現在、平成27年6月までの利用申請を受けております。

現在の下グラウンドの予約状況ですが、横瀬町ゲートボールクラブ、横瀬町グラウンドゴルフ協会、ソフトボールの練習でやまびこ子ども会、横瀬クラブです。これらの団体は、従前から下グラウンドを利用している団体です。これに加えてサッカースポーツ少年団から予約を受けております。そのほか、町外の団体の町内の宿泊施設に宿泊してサッカーの合宿を行う団体から予約を受けております。この団体は、地元の団体と交流を行わず、例年4月の春休みと8月の夏休みに年2回程度利用している団体です。新たにサッカースポーツ少年団がふえましたが、現状ではおおむね例年どおりの予約となっております。

利用希望日についてですが、平日、昼間は希望が重複することは少ないのですが、土、日については、希望が重なり、各団体と調整しながら利用していただく状況になっており、ほぼ予約で埋まっている状況です。今後、照明の設置により、夜間利用も可能になりますので、利用件数は増加すると思いますが、町民を含め、多くの方に利用いただけるようPRをしてまいります。

次に、(2)、給食調理場の民間委託についてですが、横瀬町が単独で歩いていくために行政改革を進める中で、平成17年度に横瀬町定員適正化計画を策定し、それに基づき給食調理の調理員、正規職員の退職者の補充を行わず、町職員の定員管理を進めてまいりました。定員適正化計画において、技能労働職員の見直しに向けた取り組み方針の中で、給食調理業務については、民間委託を検討しております。

現在の調理員は定年退職後、嘱託員となり、その後、任期つき短時間勤務職員として4名、非常勤職員が8名のローテーションにより、調理に従事しております。給食調理業務は、正規職員が半分以上いることが望ましいと言われております。退職者の任期つき短時間職員はリーダー的な立場で調理に当たっており、元職員の協力なしでは現在の給食は成り立たない状況にあります。また、非常勤職員だけで調理を実施している給食調理場はなく、リーダー不在による調理業務の不明確さから、事故が起きた場合に責任の所在を明確にすることが難しく、今後の安定した給食運営が困難になると考えられます。

これからも安全でおいしい給食を安定的に提供するために、給食調理業務をどうするか、学校給食民間委託検討委員会を設置し、人員的問題、経費的な問題等を検討してまいりました。検討委員会のメンバーは、教育委員会の委員長代理、あるいは小中学校の教頭、小中学校PTAの代表、学校給食栄養教諭、町総務課長、まち経営課長の8人で委員会を開催し、協議・検討いたしました。

結論として、学校給食の調理業務の民間委託については、今後責任を持って調理に当たっている正規職員がいない状況で、安全な給食を継続して提供するためにはやむを得ないということから、民間委託を実施する方向の結論が出ました。

民間委託を実施するに当たって懸念された事項として、アレルギー食への対応について、現調理員の雇用について、学校行事への協力について、給食の質についての意見が出され、意見を付して報告書が取りまとめられ、教育委員会のほうへ提出されました。

平成26年11月7日開催の学校給食調理場運営委員会において、今後も安全でおいしい給食を安定的に提供するために給食調理業務の民間委託を実施する方向に決定し、平成27年度から調理の民間委託に向けて準備を進めております。

○若林新一郎議長 答弁者に申し上げます。

簡潔にやってください。

○富田 等教育次長 はい。

それでは、メリット、あるいはデメリットについては割愛させていただきますけれども、最後に給食食材、地場産業についてはどうかという話がございましたけれども、結論から申し上げますと、農家から大量の野菜の確保は難しく、品数と量の確保ができない状況にあります。今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません、時間を。ありがとうございます。

それでは、答弁をいただきました。やむを得ない状況であるということでした。そして、地産地消も難しいという問題を聞きました。先日、私たまたまテレビで秋田県五城目町が給食日本一になったと報道で知りました。地産地消の食材、年1回、生産者との会食、調理室が見えるなどが評価されたようです。給食は食育です。子供たちへの教育の一環として、横瀬町だからできることを真剣に考えてほしいと思っています。安くするためだけとかではなくて、横瀬町の将来の子供たちのために、この給食というものに対しても日本一を目指せますので、町長に対しては、ぜひそのようなお考えで進んでいただきたいと思っています。要望です。

以上です。ありがとうございました。

○若林新一郎議長 以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了します。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま一般質問の審議中です。審議を続行いたします。

○若林新一郎議長 次に、2番、新井鼓次郎議員の発言を許可します。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○2番 新井鼓次郎議員 2番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、横瀬駅南側道路についてとコミュニティバスの運行についての2件でございます。まず、質問1の横瀬駅南側道路についてですが、この件については詳細計画の予算が承認され、現在道路規格やルートの検討等が行われていることと思います。地域住民にとりまして、災害時の避難経路の確保、観光シーズンの渋滞回避等、非常に重要な道路であると考えられ、注目されているところでございます。

そこで、(1)として、現在の計画はどのようなルートを考えているか。また、計画の進捗状況はどうか、お聞きします。

次に、(2)として、道路開発に伴う交通の基点となる横瀬駅周辺の利便性向上及びさらなる活性化のための施策はあるか、周辺開発等の構想はあるか、お聞きします。

前回定例会の内藤議員の質問の中にありました鉄道パークなどは、西武秩父線の存続を支援する上でも

非常に重要であると考えます。その他、福祉施設や商業施設等集客を期待できる施設の誘致を地権者のご協力をいただきながら進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

次に、(3)として、将来の建設において、宇根笠鉦の巡行のため、沿線等の環境整備も考慮していただきたいが、いかがでしょうか。毎年4月の宇根八坂神社の例大祭では、笠鉦2基の巡行が行われる大きなお祭りであります。高さ十数メートルの立派な笠鉦が山里を巡行する姿は、まさに心和む美しい光景であります。昔のように木の間地区まで引くことができれば電車と笠鉦のコラボレーションが実現し、活性化の一助になると考えます。そのためにも巡行に支障となる電線の横断は、できるだけ避けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、質問2のコミュニティバスの運行についてでございます。試行運行中のコミュニティバスについては、大変好評であると聞いておりますが、将来にわたり、継続させていくために運行する上で問題となること、あるいは検討しなければならないことがあると思われまます。

そこで、(1)として、横瀬町地域公共交通アクションプランにおいて詳細が示されておりますが、その後の約1年で、現在利用者の皆様の間でどのようなことが求められているか、お尋ねいたします。

次に、(2)として、運行管理上の検討として、これはサービス低下のおそれもあるのですが、ルート見直しによる走行距離の短縮、利用の少ないバス停の統廃合、アベレージスピードのダウンをし、車両及び運転手の労務低減、ひいては安全を検討する必要はないか、お伺いします。

運転手は、分刻みのスケジュールやフリー乗降での時間対応に焦りを感じて、急のつく動作をしてしまう可能性もあります。運転手のストレス緩和を含め、検討をお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 2番、新井鼓次郎議員の質問1、横瀬駅南側道路計画についてに対する答弁を求めます。
建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、2番議員さんのご質問にお答えしていきたいと思っております。

質問事項の1、横瀬駅南側道路計画について答弁させていただきます。まず初めに、要旨明細の(1)といたしまして、現在の計画はどのようなルートを考えているか。また、計画の進捗状況はどうなっているのかとのご質問でございます。以前にも、この駅南側の道路計画につきましては、他の議員さんからもご質問いただきまして、答弁をさせていただいたことがございます。この駅南側道路のルートといたしましては、根古屋方面から3号線を横瀬駅方面に進みまして、西武のガードがございますけれども、そのガード手前付近に今、西武鉄道の残土置き場がございます。その残土置き場、以前はグラウンドとして使用されていたところでございますけれども、この場所の入り口に今ゲートがございます。そのゲートを通り抜けて鉄道敷の脇に沿って駅南側方向に進み、既設道路の317号線、そして3179号線を通りまして、兎沢手前で今現在供用開始を目前にしております3167号線、そして114号線に接続させるようなルートを今考えております。現在は、このルートの路線測量を行いまして、道路線形等を提示して、想定される道路用地の大半を占めております西武鉄道さんと協議を重ねている状況でございます。今後の対応といたしましては、新年度早々にも詳細設計に入れるように鋭意努力してまいりたいと思っております次第でございます。

次に、要旨明細の(2)でございますが、交通の基点となる横瀬駅周辺の利便性向上及び活性化のため

の周辺開発等の計画はあるのかということでございます。この駅南側道路ができることによりまして、根古屋、宇根地域の皆さんはもとより、特に木の間地域の皆さんの利便性の向上には大きく資することだと思っております。また、この道路建設は、駅南側の土地の利用促進につながりまして、当町のみならず秩父圏域に暮らす人々にとって重要なエリアとして位置づけられていると思っております。特急の停車する駅、そうした近接する土地でありますので、人口流出の抑制や観光産業の促進等、さまざまな観点で大きな期待が寄せられている秩父圏域の将来にとっても極めて重要な魅力を秘めたエリアではないかと思っております。

このご質問の周辺開発の計画はということでございますけれども、これは都市計画法第29条及び横瀬町開発指導要綱に基づく事前協議等の申請は、現時点では寄せられておりませんが、町としまして、そういった大変貴重な土地でありますので、将来を見据えて、どういうふうな土地利用があるかということとは検討していかなくてはならないと思っております。

最後のご質問ですが、(3)としまして、将来の道路建設において、宇根笠鉾の巡行に対し、電線等の環境整備を考慮していただきたいがとのお尋ねでございます。現在も宇根の笠鉾は、駅南側、通路出口付近まで巡行していると思っております。新たにこの計画道路ができますと、317号線に関しましては、木の間地区のアクセス道路という機能も有しておりますので、現在引き回しを行っている先までの巡行も可能になると思います。そういった時点におきまして、今ご質問のありましたように電線等の関係も考慮していかなくてはいけないと思っております。将来を見据えて安全性や利便性を考慮した利用頻度の高い、地域の皆さんにとって利用しやすい道路建設を進めることが重要であると思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

2番、新井鼓次郎議員。

○2番 新井鼓次郎議員 ご答弁いただきまして、ありがとうございます。南側道路の建設については、新年度早々に詳細計画ができ上がるということですが、でき上がりましたら、図面等で、どの程度真っすぐ行けるのかというのを確認させていただければ大変ありがたいと思います。というのは、現在上り切って、横瀬駅が見える周辺から若干右側に折れながら山裾を通過してとまっているような状況なのですが、そちらにも住宅がございます。それを再利用するのか、あるいは全く新たに鉄道敷に沿って真っすぐつなげるのか、また現在確認がとれておりませんので、地域住民の方の利便性というか、暮らしを考慮して設計していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、(3)でお願いしました電線等の環境整備の件、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。これは要望でございます。

○若林新一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 議員さんの再質問でございますけれども、今説明したルートで、317号線、横瀬南側道路の建設を進めていこうと思っているのですけれども、細かいところについては、まだ地権者等の打ち

合わせ等もできておりません。地権者に同意していただいて、町の進めるルートで、これでいいということになれば、すぐできるのですけれども、その辺の調整をしながら、これから進めていきますので、そういった道路がある程度固まってきた地点で、また皆さんにご報告をするような形になるかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○若林新一郎議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 ないようですので、以上で質問1を終了します。

次に、質問2、コミュニティバスの運行についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 では、質問事項2、コミュニティバスの運行について、要旨明細1、横瀬町地域公共交通アクションプランにおいて詳細が示されているが、現在利用者の皆様の間でどのようなことが求められるかについてお答えさせていただきます。

平成24年10月1日から試験運行しておりますコミュニティバスでございますが、平成24年度の月平均利用者数は483名、平成25年度は698名、平成26年度は943名となっており、年々利用者が増加している状況でございます。昨年実施しました調査によりますと、年齢別では60歳以上の方が81%、性別では女性が71%、利用頻度では週1回以上の方が49%、目的別では買い物か38%、通院が30%、総合福祉センター利用が10%といった内訳となっております。このことから、徐々にではありますが、着実に高齢者の方の足として買い物や通院などの外出の機会の一助となっていることが考えられます。

要旨明細2、運行管理上の検討として、サービスの低下の可能性もあるが、走行距離の短縮、利用の少ないバス停の統廃合、アベレージスピードのダウンをし、車両及び運転手の労務低減、ひいては安全を検討する必要はないかについてでございますが、現在のルートは松枝バス停から秩父駅までの約40キロメートルを1時間37分をかけて運行しております。運行に当たり、交通法規の遵守をもとに、安全運転を徹底するよう受託業者へ強く指示を出しております。とりわけ交通渋滞や降雪などにより、時刻表どおりに運行できない場合がありますので、そういった場合には焦って時間短縮することのないよう冷静に運転するよう指示を出しております。

ご質問の運行管理上、車両や運転手の労務低減の検討につきましては、現在試験運行中でございますので、効率化と利用需要などを勘案しながら、適宜検討し、試験運行に反映してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再々質問はございますか。

2番、新井鼓次郎議員。

○2番 新井鼓次郎議員 ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

コミュニティバスの試験運行、試験中ということでございますが、なくてはならない事業に発展してきたように私も考えております。お年寄りの足の確保等々ございますので、継続できるようにひとつ慎重に審議していただきながら、発展をさせていただきたいと切に願っております。その中で1点伺いたい

のですが、バス1台での運行なものですから、非常に余裕がない、物量的な余裕がない。そういう中で故障とか、定期点検等があるわけなのですが、私が質問させていただいた、この趣旨というのは、少しでもバスの運行の距離を減らして経費節約するとか、ドライバーさんの負担を減らしていくような対策を見つけていただきたいということですので、試験運行中ですので、ひとつそういうことも考慮して検討をお願いいたします。

その中で一つなのですが、今は定期時刻の運行をしているバスでございしますが、余り乗降の利用の少ない地域に関しましては、別の手だてとして乗り合いタクシーの予約をして、登録者に関して乗せてあげるというか、有料になるのですが、デマンド交通と称されるものもあるようでございます。福祉の一環として、横瀬町でも一部やられているとは思いますが、それを拡大してブコーさん号の利用と併用できるような施策はないでしょうか、お聞きします。

○若林新一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

少しでも距離を減らすことがということをご指摘いただきましたが、そのとおりだろうと思っています。コミュニティバスは、少しずつ利用者は伸びてきているのですが、まだ費用対効果で考えると、十分な水準になっているとは思っていません。したがって、費用を削るか、あるいは付加価値とか、利用促進をしていくかということ、いずれかは必要になってくるだろうと思います。そういう中で、新井議員にご指摘いただきました乗り合いタクシーという形ですとか、デマンドというものも、あわせて検討はしていきたいと思っています。

○若林新一郎議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 以上で2番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了します。

○若林新一郎議長 次に、8番、若林スミ子議員の発言を許可します。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 8番、若林スミ子でございます。議長の指名をいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

初めに、富田町長の就任、おめでとうございます。当町も高齢社会の進む中で、かじ取りはとても厳しいものがあると思いますが、町民の期待に十分に答えていただきたいと存じます。エールをお送りします。また、東日本大震災から11日で4年になります。被災地の復興加速を望むところでございます。

それでは、私の質問に入らせていただきます。1、暮らしの安全安心について、(1)、高齢者、交通弱者等の足確保のために試験運行されているブコーさん号の今後の運用をお伺いいたします。ただいま前議

員の質問にもございましたが、若干視点を変えて質問させていただきますので、ご答弁をお願いいたします。

①といたしまして、利用者からの声をどのように改善を図られているか、お伺いいたします。

②として、運用に携わっている方の声はどのように生かされているのか、お伺いいたします。

③として、今後の運行計画はどうか、お伺いいたします。

(2)、防災無線による子供たちの見守りについて、本年に入って下校時刻になると、子供の声による放送が流され、町全体で子供の様子がわかるので、とてもよいという反響のお声が聞かれています。取り組まれた経緯をお知らせください。

(3)、子育て中の家庭では、新学期を迎えるに当たり、何かと家計の負担がふえる時期でございます。当町のプレミアム商品券の取り組みについてどのようになるか、お知らせください。

(4)、高額療養費医療制度が改善されるように伺っておりますが、この点についてお知らせください。

(5)、当町では生活に欠かせない灯油を購入する、しやすくするために低所得者を対象に灯油購入の補助に交付金を創設するお考えはいかがか、お伺いいたします。

(6)、人口減少に歯どめをかけるために地域資源を生かした取り組みが地域活性化による移住者の増加につながるのではないかと。また、子供たちも一時は学業等で町外で暮らしていても、自分のふるさとへ戻って子育てや就労ができる場所が確保できれば、自然豊かで暮らしやすい当町で定住してくれると考えます。徳島県神山町では、改修した古民家にIT企業のオフィスを誘致して人口減少率の改善になったように伺っておりますが、町長は企業、学校等の誘致のお考えはどう考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○若林新一郎議長 8番、若林スミ子議員の質問1、暮らしの安全安心についてに対する答弁を求めます。
健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、質問事項1、暮らしの安全安心について、要旨明細1、高齢者、交通弱者等の足確保のために試験運行されているブコーさん号の今後の運行を伺う。そのうちの1、利用者からの声にどのように改善を図るかについてお答えさせていただきます。

平成24年10月1日から試験運行をしておりますコミュニティバスでございますが、現在までに利用者の皆さんなどから80件以上のご意見、ご要望、時には励ましの言葉をいただいております。その中で手すりやステップ付きの車両、停留所のベンチ、利用需要を勘案しながら、コース変更など反映できるものは極力行ってまいりました。現在試験運行中でございますので、効率化と利用需要などを勘案しながら、適宜検討し、試験運行に反映してまいりたいと考えております。

2の運行に携わっている方の声はどう生かされるかでございますが、運行に携わっている受託業者や直接従事する運転手さんの意見、要望等につきましては、自宅業者と定期的に連絡を取り合い、意見交換をしております。また、直接従事している運転手さんにつきましては、受託業者を通じて伺ったり、直接役場の担当者から伺ったりしております。受託業者や運転手さんからの意見、要望等は、概して利用者の皆さんのご意見、ご要望等と一致していることが多いようでございます。今後とも積極的に意見交換や聴取

を行ってまいりたいと考えております。

3の今後の運行計画はどうかでございますが、これまでの試験運行では、いかに利用者をふやせるかに着目して実施してまいりました。その結果、2回にわたるダイヤ改正等により、着実に利用者をふやすことができました。今後は、試験運行の最終段階として、いかに効率のいい運行ができるかに着目して、本年7月をめどにダイヤ改正等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○若林新一郎議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 私のほうからは、要旨明細（2）と（5）について答弁させていただきます。

まず、要旨明細（2）、防災無線による子供たちの見守りについてでございます。ご質問の子供たちによる見守りの放送でございますが、この放送の始まった経緯ですが、毎年8月に開催しております町長と小学6年生の代表12人による子ども懇談会の席で、子供たちからの提案があったものでございます。この意見を採用しまして、実現いたしました。実施するに当たりましては、小学校や教育委員会と調整いたしまして、子供の帰宅時間に合わせて放送を行っております。放送を始めてからは、多くの方から好評との声をいただいております。特に高齢者の方からは、子供の声に元気づけられるなどご意見をいただいているところでございます。今後も地域の皆様で子供たちの見守りを行っていただくように放送を続けていきたいと思っております。

続きまして、（5）なのですが、低所得者を対象に灯油購入の補助についてでございます。寒冷期の秩父地域では、寒さが厳しいため、灯油は生活に欠かせないものとなっております。現在町では高齢者や重度の障害者などに日常生活用具の給付事業を行っております。しかし、いずれの町民の方にも灯油についての助成は行っていない状況でございます。ご質問の低所得者への灯油購入の補助についてでございますが、住みやすい町への一つの政策とも考えられますが、近隣団体の状況を見ながら慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、（3）、子育て中の家庭では、新学期を迎えるに当たり、何かと家計の負担がふえる時期となっており、プレミアム商品券の取り扱いについてというようなご質問でございますけれども、このプレミアム商品券につきましては、今国のほうで行っております地方創生事業の一つというふうに考えてよろしいのかと思っておりますので、そちらの件につきまして答弁させていただきたいと思っております。

地域の消費喚起、生活支援型の事業ということで、その中の一つのメニューにプレミアムつき商品券の事業がございます。この事業は、地域の消費喚起などの景気の脆弱な部分にスピード感を持っての対応を行うものということでございまして、当町でも3月の今回の補正でもお願いする事業でございます。この事業は、プレミアム率を上乗せさせていただきまして、その上乗せ分と事務経費を交付金で町のほうにいただきまして、それを補助金といたしまして実施団体に歳出をするものでございます。実施団体

は観光産業振興協会を予定しております。これから協賛店の募集、それは広報等でさせていただきます。また、観光産業振興協会の会員の皆様、あるいは秩父食品環境衛生協会の横瀬支部の会員へチラシ等を配付して、また秩父商工会議所の会報等、そういうところに配布をさせていただき、またチラシを同封させていただいて、協賛店を募る予定でございます。また、町民の皆様には、時期が決まりましたら、広報、その他チラシをもって掲載をさせていただく予定でございます。

以上です。

○若林新一郎議長 いきいき町民課長。

〔小泉源太郎いきいき町民課長登壇〕

○小泉源太郎いきいき町民課長 要旨明細の（４）、高額療養費制度のご質問の答弁をさせていただきます。

高額療養費につきましては、国民健康保険法施行規則の一部改正が行われ、平成27年1月診療分より70歳未満の方の自己負担限度額が見直されております。この改正の趣旨でございますが、持続可能な社会保障制度の確立を図るための推進に関する法律の規定に基づく負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直しに係る措置として高額療養費の所得区分及び自己負担限度額等をきめ細やかに設定したもので、今までの適用区分が3区分だったものが、改正後の適用区分では5区分に細分化されております。

国民健康保険について具体的に申し上げますと、改正前は所得が600万円を超える上位所得世帯、600万円以下の一般世帯、住民税非課税世帯の3区分でございましたが、改正後は所得が901万円を超える世帯、600万円を超え901万円以下の世帯、210万円を超え600万円以下の世帯、210万円以下の世帯、住民税非課税世帯の5区分に再区分されております。この細分化に伴う自己負担限度額につきましては、住民税非課税世帯の方については変更はございませんが、住民税非課税世帯を除く所得が210万円以下の方の世帯は引き下げられております。210万円を超え600万円以下の世帯の方は変更はございません。600万円を超える世帯の方は引き上げられました。このように負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直しとなっております。

以上、要旨明細（４）の答弁とさせていただきます。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからは、要旨明細（６）の答弁をさせていただきます。

人口減少に歯どめをかけるために地域資源を生かした取り組みや移住者の増加につなげるという部分ですが、ご指摘のとおりだろうと思います。人口減少対策として地域資源を生かすということ、そして外から新しく横瀬町に住んでもらうこと、Ｕターンも含めてですが、これは大変重要な政策になると思います。若林議員が言及されました徳島県の神山町のケースなんていうのは、まさに参考にできるケースでして、企業誘致とかを考えた場合に、企業が新しいところに出ていく条件というのは、時代背景によっても違いますし、業種によっても違ってきます。神山町というのは、その辺非常に企業情勢の趨勢を見きわめたというのでしょうか、できていて、ネットインフラをいち早く整備して、そして秩父郡市で今空き家バンクってありますけれども、これをさらに進化させたような形で、古民家の情報を一元管理してIT企業とか、個人企業ですね、今は必ずしも都会にいないと仕事ができないということではなくて、ネットインフラがあれば地方でもそれはできるわけですから、そこに目をつけて誘致を図っているということで、横瀬町で

も非常に参考になるケースだと思います。平成27年度地方版総合戦略という中で、この辺はしっかり計画をつくって対応していけるようにしていきたいと思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 順次再質問させていただきます。

1番の高齢者の、交通弱者への足確保のブコーさん号でございます。利用者の方の声をきちんと理解していただいて、改善を図っていただいているところ、大変ありがとうございます。この利用者からの声というのはどのぐらいのスパンで聴取されておりますでしょうか。年に1度とか、毎月1度とか、どのぐらいのスパンでされているか、再質問いたします。

そして、運行に携わっている運転手さん等は、事情をよく知っていらっしゃると思いますので、先ほど2番議員さんがおっしゃられたように時たま見ると、空のブコーさん号が走っているときが見られるのだよねということで、運転している現場の運転手さんが、やはり改善をしていったほうがいいのではないかとということをおっしゃっていますので、その点は考慮していただくということで、了解いたしました。今後の運行についてでございますが、試験運行を平成24年12月から始められて、本実施になるのはいつごろに定めていらっしゃるか、その点について再質問お願いいたします。

次に、(2)の防災無線の関係でございますが、最初に子供さんたちの声を聞いたときは、画期的なことをしていただいたな、子供さんたちの声を生かしていただいてよかったなと思っています。中には一部防犯的にはどうなのかというようなお声もあったようですが、今後夏季期間とかには時間帯がずれてくると思うのですが、しばらくの間、継続をお願いしたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

3番目のプレミアム商品券の件でございますが、この点につきまして、当町では町や取り組む自治体によって10%をつけたり、20%をつけたりということですが、当町としては何%にされるかということと、今後子育て世帯や、加えて障害のある子供を抱えている家庭に配慮した、そういった支援枠を設けるとか、そういったお考えはいかがでしょうか。また、使い勝手がよいということで、ぜひ500円券にさせていただいて、1,000円の1枚ということではなくて、500円券というようなお声もちらほら申し込んでいただけないかなという声をいただいているのですが、そのようなお考えはいかがか、再質問させていただきます。

高額療養費につきましては、我が党、公明党は常に福祉向上ということで、高額療養費の導入ということも先輩議員が取り組みまして、当町でも昭和54年ごろ、公明議員がかち取った高齢者医療療養制度でございます。今回このような改善があり、高齢者の方の負担が6段階になって、現場の執行部のほうは大変かとは存じますが、少し向上されたこと、またそれがうかがえますので、事務的なことは大変かと存じますが、高額療養費が使える、最新の医療が受けられるということは生命を守る上から大切なことだと思いますので、取り組みのほうをよろしくお願いいたします。これは特に要望で、再質問はございませんので、高額療養費のほうはスムーズに進めていただくようによろしくお願いいたします。

そして、5番の灯油の購入の補助金なのですが、こういった本当に低所得者の方、今灯油もいつときとは違いまして、ガソリンももちろんそうなのですが、非常に高い時と、ちょっと幾らか安くなったかなと思うのですが、いつときよりは、かなり上がっていると思います。でも、18リッター1本あ

れば、梅雨時とか、そういうときでも非常に助かると思いますので、小さな優しさというか、小さな町だからできることにも逆に考えられると思いますので、新町長の度量の深さで、ぜひとも決断していただきたいと存じます。

そして、6番目の人口減少につきまして、徳島県の神山町もいつかは人口が1万何千人といらっしまったところが、今は6,000人弱になっている。将来の横瀬町を見るような形なのですが、先ほど町長がおっしゃられたようにネットインフラをきちんとすればできるということなので、本当に将来を見据えて、腰を据えた町政をしていただく町長であると思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。さきの部分について再質問をお願いいたします。

○若林新一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、利用者の声について、どのくらいのスパンで徴収しているかのご質問でございますが、この件に関しましては、業者に委託しまして、まず利用者の意向調査を行いました。調査の実施年月日なのですがすけれども、平成26年1月7日から13日にかけて、調査方法につきましては、コミュニティバス「ブコーさん号」に調査員が同乗しまして、乗客への聞き取り調査を行ったものでございます。そのほか、電話等ファクス、もろもろからで利用者の声が入ってきておりますので、それを参考にしております。

以上です。

○若林新一郎議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 私のほうから（2）の防災無線の子供の見守りの関係の再質問でございます。今後の予定ということではありますが、今後も引き続き地域の皆様で子供たちの見守りを行っていただくよう放送を続けていきたいと思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 生活に欠かせない灯油の購入の件ですが、当町といたしましても、真摯に検討はしていきたいと思っております。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、（3）のプレミアムの率を、どのぐらい考えられているかということでございます。基本的には20%を考えております。それと500円券、基本的に1万円発行させていただきまして、1万2,000円の券をお求めいただく、2,000円分が20%に当たりますので、プレミアム分ということになります。基本的には1,000円が多いようです。ただ、先ほどのお話の中で、はっきり申し上げられるわけではないのですが、事務費等も、またこの中にありますので、そうなったとしても1,000円を500円、500円が2枚程度ぐらいがどうかという感じなのですがすけれども、そういうふうにした場合のあ

との換金とか、そういうときに混乱があるかどうか、ちょっとわからないのですけれども、その辺また検討はさせていただきます。ちょっとはつきり申し上げられないのは申しわけないのですけれども、ご理解いただきたいと思います。

それとまた、新たな支援ということになりますけれども、プレミアム率の件につきましては、どちらかといいますと、振興課のほうで消費喚起ということで考えております。新しい違う支援ということだと、またうちの課だけでなく、ほかの課との調整等もあろうかと思っておりますので、またその辺につきましては相談をさせていただければと思います。そのような形で答弁とさせていただければと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 答弁漏れというか、ブコーさん号の本実施のお考えはどうかというのと、あと今プレミアム商品券の予定としては、いつごろ実施されるのかというのをよろしく願います。

○若林新一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ブコーさん号の試験運行から本運行への移行に関してなのですが、平成27年度中に考えていきたいと思っています。方針を考えるということです。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 実施時期ということで、ご質問がございました。この事業につきましては、まず4月から協賛店、実際に参加していただけるお店を募集させていただきたいと思います。約一月近くかかるのかなと思います。その協賛店さんを決定させていただきましたら、個々の協賛店さんにプレミアム商品券ができますということで、ご案内をさせていただきたいと思います。そうなりますと、やはりどうしても新学期の時期というふうなお話はいただいたのですけれども、スピード感をもって行うということもあるので、6月の下旬から7月あたりぐらいには発行できるかなということで、今事務サイドのほうでは検討させていただいているところでございます。よろしく願います。

○若林新一郎議長 以上で8番、若林スミ子議員の一般質問を終了します。

○若林新一郎議長 次に、3番、内藤純夫議員の発言を許可します。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 3番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず、富田新町長、就任おめでとうございませう。若い力で横瀬町をよい方向に引っ張っていただきます

ようお願いいたします。

それでは、質問でございます。新町長の政治姿勢について質問させていただきます。横瀬町では、平成20年4月に横瀬町政治倫理条例が成立し、12月に施行されました。この条例の目的を要約すると、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、町長、副町長、教育長及び町議会議員が自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政の発展に寄与するというものです。この政治倫理条例の趣旨を踏まえてお伺いしますが、町長は政治倫理条例をどのように考えておるか。

2番目に、自身が関係する不動産会社、横瀬町の開発に係る許認可と利害が対立するおそれがあります。具体的に言いますと、開発許可の申請者と許可する者が同一人物になる可能性がある。この不動産会社を今後も経営なさるのか、それとも開発申請等を出さないのか、お聞きいたします。

次に、森林組合の理事職についてですが、森林組合に対し、平成26年度、町からどのような、幾らぐらいの事業を発注しているのか、お聞かせください。今後も理事等として経営に参画する予定があるのか、お聞きいたします。

入札についてですが、今後の町発注の入札について、談合的な発言をしている者がいるとの話が聞こえてきました。真意のほどはわかりませんが、談合などの不正に対する新町長の姿勢をお聞きします。また、特に土木の入札ですが、町内業者、除雪などをして地域貢献している業者を優先して指名する気持ちがあるのか、お聞きします。

2番目の子育て支援についてですが、選挙のとき、給食費の補助は法律違反ですというビラを見まして、大変な危機感を抱きました。せっかく始まった子育て支援の一つがなくなってしまうのではないかと心配していましたが、来年度の予算にも計上してありましたので、大変安心いたしました。そこで、この給食費の補助事業は、子供の数が同じでもきょうだいの年齢差によって受け取る補助金の差があるという不公平を生んでおります。私は、小中学生給食費完全無料化が望ましいと思っておりますが、まずは公平にする意味でも第2子以降、給食費を無料にする考えがとおりか、お伺いいたします。

3番目の新町長の企業再生の実績についてお聞きします。プロフィールに書いてございましたが、企業再生のプロとは、ちょっとよくわからないので教えていただきたい。そして、これまで実績としてどのような部署で、どのような企業を、どのような方法で再生したのか、お聞かせ願いたい。また、横瀬町の現状が再生と呼ぶほど悪いのかも聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○若林新一郎議長 3番、内藤純夫議員の質問1、新町長の政治姿勢についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、内藤議員の質問1、新町長の政治姿勢について答弁をさせていただきます。

まず、政治倫理条例についてどう考えるかということなのですが、政治倫理はとても大事だと思っています。私含めて政治に携わる者は、常に襟を正すべしとする精神には大変共感をいたしております。具体的に政治倫理条例は、議員さんが中心になって議論してつくったものだと理解しておりますので、内容に関しては、議員さん各位の議論に委ねたいと思います。

2番目の自身の会社についてなのですが、こうした公務をする身になりましたので、自分の会社は実質

休眠状態になると思っています。わざわざ清算するという予定はないですが、公務が優先ということで、休眠状態になると思います。開発に関しては、町のことを何かするという事は考えていません。

次、森林組合に関してなのですが、横瀬町の森林組合、私は今理事をしているのですが、4月1日で秩父広域森林組合との合併が決まっております。その時点で私は退任という形になる予定です。森林組合の発注額は、ちょっと質問にございませんでしたので、答弁は準備してありません。

あと、入札についてなのですが、談合的なものはよろしくないと思います。入札については、とにかく公平であること、そして透明であることが大変重要で、そこを外す行為は許されないと考えています。地元企業の優先ということに関しては、まず価格面で安いかどうかということ以外に、地元へ貢献していただいていたりとか、あるいは地元企業に町の仕事をやっていただくことで、町の活性化だったり、雇用の確保につながるということであれば、それも含めててんびんにかけて考えるということだと思えます。ただし、あくまでも公平性と透明性が原則になります。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 今、事業発注のことは課長に言ったつもりですが、もし落ちていたら私のミスなので、済みませんでした。

除雪とか、社会貢献、地域貢献しているところの優先というか、入札に対してのポイントの加算というようなことは考えておりませんか。

○若林新一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それも含めて総合的に町にとってどちらがいいかという判断を公明性と透明性を確保しつつ、判断するというふうに理解しています。

○若林新一郎議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、町政についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 給食費のことにしては、選挙中に無料化云々という話は、無料化がいいかどうかではなくて、給食費を無料にしますという言い切りが、給食費というのは法律で払うことは決まっていますので、実質無料化というのはありだと思えます。でも、給食費をストレートに無料化するのは、これはできませんし、どこもやっていませんので、そういう趣旨で申し上げたと思っています。

子育て支援に関しては大変重要だと思っていて、来年地方版の総合戦略を策定するわけですが、その中の一つの柱になる予定です。これは、その部分で給食費がどうかというのは議論をしないといけないのですが、全体として横瀬町で子供を産むこと、そして子供を育てることが非常にいいことだと思

ってもらえるような支援策を考えていきたいと思っています。横瀬町は、財政的には余り余裕がある町ではありませんが、この部分は、その中でも優先的に予算配分をしていきたいと思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 1つ、第2子以降の公平性を生むために、すぐに2子以降は完全無料化という考えはないかという、最初の質問がちょっと。先ほど課長からありましたが、きょうだいの年齢差によって受け取る補助が大幅違うという不公平を生んでおります。きょうだい6年離れて、上の子が高校に行ってしまうと、また有料になってしまいます。くっついたきょうだいは2人が大体無料化になるという非常に不公平がありますので、それを是正するためにも2子以降を無料化にさせていただきたいと思っておりますが、その点、考えはどうでしょうか。

○若林新一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 公平性を確保するという観点で検討に値すると思っています。

○若林新一郎議長 再々質問はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 ないようですので、質問2を終了します。

次に、質問3、新町長の企業再生の実績についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

新町長の企業再生の実績について、(1)、プロの定義とは何かですが、企業再生のプロと自分で言ったことは多分ないと思うのですけれども、あえて私なりにプロを定義させていただきますと、自分の仕事に誇りと責任感を持って、緊張感をもって仕事をしていて、かつ常に向上心がある人のことを私はプロだと思っています。そういう意味で、役場の職員にプロであるべしという話をさせていただいております。私の実績ということなのですけれども、いた部署や何やからということですので、お話をします。

私は以前、1990年から2009年まで銀行に勤めておりました。このうち2006年の途中から2009年の途中までの間に銀行の、いわゆる投資銀行部門というところで働いておまして、幾つかの企業再生案件をやったり、企業のリストラクチャリングにかかわらせていただきました。投資銀行部門といっても株式の投資等にかかわったことはございません。

この前職の時代に関しては、これは守秘義務がありますので、具体的な名前とか、数字は申し上げるわけにはいきませんが、やっていた仕事、例えばということになりますと、本業の収益力がある会社ですが、その会社はバブルの時代に過大投資をしていて、正常な金融機関取引ができなくなっていて、その会社の金融機関の負債を金融機関から譲り受けて、将来のキャッシュフローだったりを予想して返済可能な水準を見きわめて負債の再構築、リストラクチャリングというのですけれども、をして出口で別の金融機関の融

資なりを受けてもらうというのが、私がやっていた企業再生の一つの典型パターンです。

全く別の形で、立ち上げ間もない会社で、この会社は収益は出しているのですけれども、長期的視点に立って企業風土をつくること、それから人事管理面の整備をするということが必要な状況でありまして、私はここに役員として会社に入って、人事制度改革とか、あるいは企業風土の醸成を行ったという経験もしています。この会社は、私がいたころよりも今社員がふえていまして、今も安定的に収益計上していると聞いています。私自身が、この世界で一流のプレーヤーだったとは、とても申し上げられませんけれども、少なくとも場数はかなり踏ませていただいたというふうに理解しています。

あと、横瀬町がそんなに悪いのかということなのですが、常々思っていますけれども、横瀬町は可能性のある町です。しかし、人口減少の厳しい現実がありまして、危機感を持って町政運営に当たらなければいけません。最大の課題は、まさにこの人口減少だと思ひまして、ここから逃げずに正面から向き合うということ、特に平成27年度が実質初年度になると思うのですが、平成27年に腰を据えて、地方版総合戦略ということで、人口減少に対応する骨太の計画を平成27年度中に策定したいと思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。

〔「ございません。ありがとうございます」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 ないようですので、3番、内藤純夫議員の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第5、陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員長登壇〕

○若林スミ子総務文教厚生常任委員長 議長のご指名をいただきましたので、陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書について、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

上程されました陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書について、総務文教厚生常任委員会における審査の概要を報告いたします。

本件は、平成26年9月定例会において本委員会に付託となり、11月27日に開催された当委員会において

審議した結果、さらに継続審査となり、平成27年2月24日の委員会で審議いたしました。

審議では、参考上必要あるものについては、執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。税務課長からは、新しい情報は特になかったのですが、その後、各委員からの意見を聞き、審議を行いました。

意見といたしまして、所得税法第56条は廃止しなくても青色申告をしていただければという意見等がありました。

審議の結果ですが、以上の内容を踏まえ、採決をいたしました。採決の方法は挙手採択とし、結果、挙手なしにより、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○若林新一郎議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

日程第5、陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書を採択することに賛成する方は起立願います。

〔起立なし〕

○若林新一郎議長 起立なしです。

よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。



◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第6、請願第2号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 ただいま議長よりご指名をいただきましたので、上程されました請願第2号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願について、産業建設常任委員会における審査の概要を報告いたします。

本件は、平成26年12月定例会において本委員会に付託となり、平成27年2月24日に委員会を開催し、審議いたしました。

審議では、参考上必要あるものについては、執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。初めに、この請願の紹介者であります大野伸恵議員に参考人として出席をいただき、参考人に請願の趣旨及び意見書の内容について述べていただいた後に、委員からの質疑応答が行われました。参考人が退席した後、振興課長から国のエネルギー政策の概要について説明をしていただきました。質疑に入りましたが、委員から質疑はございませんでした。その後、各委員からの意見を聞き、討論に移りました。反対討論、賛成討論、双方が出されました。

審議の結果ですが、以上、討論までの内容を踏まえ、採決をいたしました。採決の方法は挙手採択とし、結果、2対2の同数になったため、委員長裁決により、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○若林新一郎議長 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 質疑させていただきます。

説明をしてほしいということで、出席を求められて説明したのですけれども、委員会で紹介議員が説明できる範囲は、請願の趣旨と請願がなされた理由等であると書いてあったので、私もそのつもりで行ったのですけれども、私に対して質問されたことは、それこそ委員会で審議していただきたい内容だったと思いました。その定義についてはどうかとか、コストはどうかとか、電源別のパーセントとか、安全をどう捉えるかとかでした。私は、この文書をもって委員会でよく審議していただきたいと思っていたのですけれども、私に対する質疑が30分、その後意見がなくと言いましたけれども、10分程度で、この審議が終わったようです。反対者の意見は、どのようなものであったのか、教えていただきたいと思います。

○若林新一郎議長 反対者の何ですか。今の質問で、反対者の次が、ちょっと私聞き取れなかった。

○4番 大野伸恵議員 反対者が2名だったということだったのですけれども、反対者はどのような意味で反対だったのか、どういう意見があったのかを教えていただきたい。

○若林新一郎議長 6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 ただいま大野伸恵議員からの質問でございますけれども、趣旨説明はございましたけれども、意見書についての説明がなかったということ、皆さんご承知だと思いますけれども、趣旨説明に対しては答弁をさせていただいたと思いますけれども、趣旨説明に対して再生エネルギーを基本とする化石燃料はどのように取り扱うかという質問に対して参考人からは、それに対する明快な答弁はなかったとちょっと記憶しております。

また、答弁として、そういう認識は持っているでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 それと、原発事故の収束作業に伴う作業員の健康管理についてという説明もございました。それに対する質問をいたしましたけれども、その質問は労災保険に加入して、それに対して対応するのではないかというようなお話に対しての答弁も私も聞き取っていないのですけれども、その辺についてよろしくお願いします。

あと、電気料金は、どの程度が妥当なのかというような質問も出たかと思えます。それに対しても明確な答弁がなかったように感じております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○若林新一郎議長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時46分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 私は、反対の立場から発言させていただきます。

私は、再生エネルギーを否定するものではありません。むしろ、資源のない日本では、再生エネルギーに力を入れなければならないと思いますが、以下の理由から反対をいたします。

今の再生エネルギーは、技術的にまだ完成されておらず、天候、気候などに左右され、供給量が不安定である。原発停止により日本のエネルギー自給率は6%まで下がり、価格と円安も含まれますが、燃料費増加分だけで年間10兆円に上ります。日々300億円を原発をとめたために海外に払っている状態でございます。このお金は、全て家庭の電気料金、企業の負担となっておりますので、この意見書には反対いたします。

以上です。

○若林新一郎議長 他に討論はございますか。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 この請願に対し、私は賛成の立場で討論いたします。

石油を購入することで10兆円近いお金が出ているとのことですが、この原発処理に対する処理費は莫大な数字の金額がかかっております。私は、この平成10年ごろ、原子力モニターを通産省から委託されて務めたことがあります。埼玉県の県政モニターの担当者から依頼されて引き受けました。そのとき私は反対の立場ですがというふうに言いましたが、それでも結構ですということで、原子力モニターを引き受けました。その当時から原発は放射性廃棄物の処理方法が未解決のトイレのないマンションと言われていました。

私たちは4年前の3月11日を経験しました。一度原発事故が起きれば、地域の崩壊もあり得るという事実を知りました。4年たった今でも第一原発の汚染水漏水のニュースが報じられています。国民の70%近くが原発に対して不安を感じています。現実問題や代替エネルギーの確保など未知の部分もありますが、これからの時代へ進むべき道筋は、原発に依存したエネルギー政策からの転換であると国民の多くが、その肌感覚で思っています。

日本の事故を受けて、ドイツなど外国でも原発に対する政策の変換が行われているとの報道もあります。きょうの朝日新聞ですが、ドイツのメルケル首相は、脱原発、日本もともにということで、福島の実験から言えるのは、安全が最優先ということと断言、日本も脱原発や再生可能エネルギーの重要性を強調し、日本もともに、この道を進むべきと信じてと述べました。

また、総理大臣経験者の方たちが、「将来世代のために脱原発」と声を上げています。私たち議会は、福島県川内村へも視察に行っています。川内村は、地震被害ではなく、放射線被害の村です。人里離れた山中に置かれた大量の放射性除染廃棄物を無力感を持って見詰めてきました。その痛みを他人のことと突き放すことは、私にはできません。

エネルギー政策は、時代とともに変わってきました。木材から石炭、石油、原子力、今また国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求めることは、国民の願いであるとともに、時代の趨勢でもあると考えます。国民の権利である請願が町の方より提出されました。その願意が妥当でありますので、ぜひ議員の皆様のご賛同を得たく、この請願に対し、すぐ原子力を廃止しろとかという文言ではありません。文言を見ますと、厳しい言葉は書いておらず、妥当な緩やかな変換をお願いしたいという言葉でありますので、ぜひ賛成の立場からの皆様のご賛同を得たいと思います。

以上、賛成の立場からの討論といたします。

○若林新一郎議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

日程第6、請願第2号 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願を採択することに賛成する方は起立願います。

〔起立少数〕

○若林新一郎議長 起立少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第7、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたしま

す。

提出者の説明を求めます。

7番、町田勇佐久議員。

〔7番 町田勇佐久議員登壇〕

○7番 町田勇佐久議員 それでは、議長のお許しをいただきまして、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この発議案は、提案理由にもごございますように教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたため、この案を提出するものがあります。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。第19条中の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を定めるものでございます。

以上で提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○若林新一郎議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○2番 新井鼓次郎議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、賛成者として発言させていただきます。

このたびの一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法が改正されたために行うものであり、この改正は、上位法が変わったということでもありますので、必要であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。賛成者の言葉にいたします。よろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 賛成者の発言を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第7、発議第1号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 総員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎散会の宣告

○若林新一郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時56分

平成27年第1回横瀬町議会定例会 第2日

平成27年3月10日（火曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

- 1、議案第 1号 横瀬町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 2号 横瀬町教育長の勤務時間等に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 3号 横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 4号 横瀬町いじめ問題専門委員会条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 5号 横瀬町いじめ問題調査委員会条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 6号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 7号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 8号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 9号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号 横瀬町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号 横瀬町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号 横瀬町町民グラウンド条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第16号 横瀬町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第17号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第18号 横瀬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第19号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第20号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第21号 横瀬町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第22号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第23号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第24号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第25号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第26号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第27号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第28号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

延 会

午前10時開議

出席議員（10名）

2番	新井	鼓次郎	議員	3番	内藤	純夫	議員
4番	大野	伸恵	議員	5番	若林	想一郎	議員
6番	赤岩	森夫	議員	7番	町田	勇佐久	議員
8番	若林	スミ子	議員	10番	小泉	初男	議員
11番	若林	新一郎	議員	12番	若林	清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	高野修行	教育長
村越和昭	会計 管理者	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち 課 経営 長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いき 町民課 長	大場紀彦	健康づく り課長
小泉明彦	保育所 兼 児童館 長	高野直政	振興課長
町田多	建設課長	町田文利	上下水道 課長
富田等	教育次長	一柳俊一	代 表 監 査 委 員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	逸見雅彦	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林新一郎議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○若林新一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第1、議案第1号 横瀬町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第1号 横瀬町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第1号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、現行の教育長は地方公務員法第3条第3項第1号に規定する、任命に議会の同意を必要とする教育委員会委員として、地方公務員特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長として、教育公務員特例法の適用を受ける一般職の身分を有するものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う4月1日以降に任命される新教育長は、町長が議会の同意を得て直接任命する職であることから、特別職の身分のみを有するものとなり、地方公務員法は適用されないこととなります。

よって、現行の教育長は、一般職の職員と同じく地方公務員法の職務専念義務が適用されますが、新教

育長は特別職であるため、同法の適用から外れ、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の職務専念義務の規定が適用されます。

このことから、新教育長の職務専念義務の免除は、一般職の職務専念義務とは根拠法が異なるため、別途条例を定めなければならないため、制定したいものでございます。

次に、条例の主な内容ですが、第2条は、職務専念義務の免除ができる場合を規定するものでございます。

なお、新教育長の任命権者は町長ですが、政治的中立性等を確保するため、町長とは距離を置くという教育委員会制度の趣旨を鑑みて、免除承認権者を教育委員会としています。

附則は、条例施行日を4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第1、議案第1号 横瀬町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第2、議案第2号 横瀬町教育長の勤務時間等に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま上程されました日程第2、議案第2号 横瀬町教育長の勤務時間等に関する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の勤務時間等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものです。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたさせます。
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第2号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、教育公務員特例法の一部改正に伴い、教育公務員特例法の適用を受ける常勤職員である現行の教育長の職は廃止され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う新教育長は、特別職の常勤職員となります。

新教育長が、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴い、同法の規定により制定された「横瀬町教育委員会教育長の給与等に関する条例」は廃止する必要があります。新教育長は、具体的な事務執行を行うことを鑑み、常勤とすること、勤務時間中の職務専念義務が課されることが法定されています。

これにあわせて、法律に直接の根拠はありませんが、具体的な勤務時間について定める必要があるため、制定したいものでございます。

さらに、新教育長に年次有給休暇を付与する場合には、日数等の勤務条件について定める必要があります。

また、新教育長の職務専念義務について規定した、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項において、その免除は法律または条例に特別の定めがある場合とされており、休暇等については、条例に規定されることにより、職務専念義務が免除されるものであることから、休暇等の根拠規定については、条例に規定する必要があるため、制定したいものでございます。

次に、条例の内容ですが、新教育長の勤務時間その他の勤務条件は、横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定の適用を受ける一般職の職員の例によることとするものでございます。

附則ですが、条例施行日を4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第2、議案第2号 横瀬町教育長の勤務時間等に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第3、議案第3号 横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第3号 横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会条例についてありますが、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ問題等対策連絡協議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたさせます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第3号 横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会条例の詳細説明をさせていただきます。議案第3号の資料をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、制定の経緯は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする「いじめ防止対策推進法」が施行されました。その法律第12条に基づきまして、いじめの問題への対策を町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、広く社会全体で進め、法律により規定された、いじめ防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、町民全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする「横瀬町いじめ防止基本方針」が、町民の意見聴取を経て、平成26年10月に制定されました。今回の条例制定は、いじめ防止対策推進法及び横瀬町いじめ防止基本方針に基づき条例制定を努めるようにと示されたことから、いつ発生するかわからない「いじめ」の平常時の対策のため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容ですが、第1条は、いじめ防止対策推進法第14条第1項、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会の設置を規定しています。

第2条は、協議会の協議する事項を規定しています。

第3条は、協議会の構成団体等を規定しています。

第4条は、協議会構成員の守秘義務を規定しています。

第5条は、協議会の会長及び副会長の選出、会長の職務等を規定しています。

第6条は、協議会会議の招集、出席要請、会議の公開を規定しています。

第7条は、協議会の庶務を規定しています。

第8条は、この条例に規定されていない事項は教育委員会が定めると規定しています。

附則で、条例の施行は平成27年4月1日と規定しています。

以上でございます。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第3、議案第3号 横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第4、議案第4号 横瀬町いじめ問題専門委員会条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第4号 横瀬町いじめ問題専門委員会条例についてありますが、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ問題専門委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたさせます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第4号 横瀬町いじめ問題専門委員会条例の詳細説明をさせていただきます。議案第4号の資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、制定の経緯は、先ほども申し上げましたが、いじめ防止対策推進法が施行され、同法及び横瀬町いじめ防止基本方針に基づき、条例制定を努めるようにと示されたことから、いつ発生するかわからない「いじめ」が認められた非常時に、いじめ対策の実効的な実施や「いじめ」が起因とする重大事態の調査のために新たに条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容ですが、第1条は、いじめ防止対策推進法第14条第3項、教育委員会といじめ防止対策連絡協議会のもとに横瀬町いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等の対策を実効的に行う必要がある場合及び同法第28条第1項、いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める重大事態の事実関係を明確にする調査のため、横瀬町いじめ問題専門委員会の設置をすると規定しています。

第2条は、委員会の所掌事務を規定しています。

第3条は、委員会の組織を規定しています。

第4条は、委員の委嘱、任期等を規定しています。

第5条は、臨時委員の委嘱、任期を規定しています。

第6条は、委員の守秘義務を規定しています。

第7条は、委員会の委員長及び副委員長の選出、委員長の職務等を規定しています。

第8条は、委員会会議の招集、議決、出席要請、会議の公開を規定しています。

第9条は、委員会の庶務を規定しています。

第10条は、この条例に規定されていない事項は教育委員会が定めると規定しています。

附則は、条例施行日を平成27年4月1日と規定しています。

以上でございます。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 第4条の中に、「委員は、次に掲げる者のうちから、横瀬町教育委員会が委嘱する」ということですが、(1)の弁護士さんのところなのですが、この弁護士さんは当町の契約されている、ふだん住民相談等に来ていただく弁護士さんか、それとも違う弁護士さんか、それとも町内で、そういった弁護士資格を持っている方が委嘱されるのか、その点はいかがでしょうか。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 非常に専門的な知識を有する方を委嘱というような形になるかと思っておりますので、今考えているのは、当町の顧問弁護士さんを何かあった場合には考えておるといようなことで、当町に弁護士資格のある方がもしあれば、その方をお願いすることもあるかと思っておりますけれども、今のところは、顧問弁護士さんを予定しております。

○若林新一郎議長 再質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第4、議案第4号 横瀬町いじめ問題専門委員会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第5、議案第5号 横瀬町いじめ問題調査委員会条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第5号 横瀬町いじめ問題調査委員会条例についてであります。いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ問題調査委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたさせます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第5号 横瀬町いじめ問題調査委員会条例の詳細説明をさせていただきます。議案第5号の資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、制定の経緯は、先ほども申し上げましたが、いじめの防止対策推進法が施行され、同法及び横瀬町いじめ防止基本方針に基づき、条例制定を努めるようにと示され、町長はいつ発生するかわからない「いじめ」が起因する重大事態のいじめ問題専門委員会調査結果の報告を教育委員会から受け、必要があると認めるときは、その調査結果の調査について調査を行うことができるとされたことから、新たに条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容ですが、第1条は、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、町長は教育委員会を通じて、同法第28条第1項に規定する、いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める重大事態の報告を受けた場合に、当該報告に係る重大事態への対処、または同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、横瀬町いじめ問題調査委員会の設置をする規定しています。

第2条は、委員会の所掌事務を規定しています。

第3条は、委員会の組織を規定しています。

第4条は、委員の所属、任期等を規定しています。

第5条は、臨時委員の委嘱、任期を規定しています。

第6条は、委員の守秘義務を規定しています。

第7条は、委員会の委員長及び副委員長の選出、委員長の職務等を規定しています。

第8条は、委員会会議の招集、議決、出席要請等を規定しています。

第9条は、委員会会議の非公開を規定しています。

第10条は、委員会の庶務を規定しています。

第11条は、この条例に規定されていない事項は町長が定めると規定しています。

附則は、条例施行日は平成27年4月1日と規定しています。

以上でございます。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ちょっと確認をさせてもらいたいのですが、先ほどの議案第4号は教育委員会が委嘱して委員が選任されるのですが、教育委員会が委嘱した委員と町長が調査委員会のほうで委嘱する人が同一になる場合があるのかどうか、その辺がどのような区分がされているのか、ちょっと参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 先ほどの議案第4号で言った専門委員会の委員さんのメンバーとは重複しません。あくまでもその調査委員会の関係で、町長に報告しまして、その後に町長のほうで疑義があるというような場合は、特別にまた委員を委嘱しまして、調査をするというような別格の扱いとの調査になるかと思えます。

○若林新一郎議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 先ほどの議案第4号と議案第5号の委員は重複しないということなのですが、これだけ専門的な人を確保するのは、ちょっと大変なことかなと思うのですが、町は今までも法律相談とか、いろいろな面で、弁護士さん1人は頼んであると思うのですが、それ以外にも、これだけのいろいろな分野での専門的な人、町内だけではとても無理だと思うのですが、どの範囲まで広げて委嘱していくのか、その辺の考え方をお聞かせください。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 今現在考えているのは、その調査委員会に関しましては、また県内、教育局等埼玉県でも同様なことをつくっておりますので、それに基づきまして推薦等いただいて、委嘱をするようにしたいと考えているところでございます。

○若林新一郎議長 再々質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 多分法律の改正によって、今回こういった条例を制定するのは横瀬町だけでなく、全国的に実施をすると思うのです。そうしますと、かなりの人材が必要になってくるのですが、その辺で、できれば横瀬町出身の人も、今現在横瀬町に住んでいなくても、そういった有識者がいれば、そういう人に委嘱をして町のために働いてもらう、私はそういうことも一つは考えていけないかなと思っ
ているのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 12番議員さんの3回目のご質問でございますけれども、そのようにしたいと考えております。ただ、議案第4号と第5号については非常時、発生したときにというような考えがありまして、議案第5号については、特にまたそれがどう見てもおかしい場合に委嘱するというようなこととなりますので、そのようなことがないように議案第3号の協議会のほうで事前の対策を整えて、いじめが起きないように努めてまいりたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○富田 等教育次長 町内で、そのような出身者がいた場合には、そのようなことで、またお願いするような形をとりたいと思います。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、少し補足をさせていただきます。

議案第4号、議案第5号がある意味というのは、その議案第4号というのは、あくまでもいつ発生するかわからないいじめ対策のためというのが議案第4号でして、一方、議案第5号というのは、いじめが起因する重大事実が発生して、その調査のための議案第5号ということになります。ですので、議案第5号はより非常事態の度合いが高くて、例えば新聞に出るようなニュースになったりとか、大きな社会問題になったりとかというケースが想定されております。そういうケースでチェック機能を果たすですとか、あるいはしがらみがないところで事実関係の調査をするという機能は大変重要になりますので、そういう趣旨が議案第5号であります。若林議員がおっしゃるとおり、人については、当町の通常の範囲では簡単ではないのかもしれないのですが、事議案第5号に関しては非常事態ということですので、何とか形を整える必要があるということだと理解しています。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 ただいまの委員のところなのですが、町長が委嘱するということが、

女性の登用という形で、その辺のお考えは町長はいかがでしょう。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 当然バランスのとれた委員構成が必要だと思しますので、その辺も検討する必要があると思っています。

○若林新一郎議長 再質問はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第5、議案第5号 横瀬町いじめ問題調査委員会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 総員起立です。

よって、議案第5は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第6、議案第6号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第6号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたさせます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について細部説明をいたします。議案第6号資料をごらんいただきたいと思います。

1としまして、条例制定の背景ですが、子ども・子育てを取り巻く家族、地域、雇用等の環境が変化したことに伴い、晩婚化、出生率の低下、子育ての孤独感と負担感の増加により、急速な少子化が進んでおります。

このような状況下、国は子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること等の現状を踏まえ、子供の教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」「待機児童対策の推進」「地域における子育て支援の充実」を図るため、法整備を進め、いわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定公布いたしました。

この「子ども・子育て関連3法」の一つである子ども・子育て支援法において、学校教育等の認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする「確認制度」が新たに始まることとなりました。その確認制度における運営に関する基準について、条例で定めるとされたことから、本町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を整備するものでございます。

次に、条例制定の目的でございますが、法第34条第2項及び法第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを目的とするものです。

なお、条例の制定に当たっては、法第34条第3項及び法第46条第3項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に定める基準を事項別に従い、または参酌し、定めるものでございます。

条例案の内容ですが、第1章、総則、第1条から第3条でございます。この章では、法の委任に基づいて基準を定める旨規定するとともに、この条例における用語の定義を定めるものでございます。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の双方に共通する一般的な原則を定めるもので、具体的な内容としましては、1、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境がひとしく確保されること、2、子供の意思及び人格の尊重、関係機関等との密接な連携に努めること、3、人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制を整備するとともに、従業者への研修を実施する等の措置を講ずるよう努めることを定めております。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準、第1節、利用定員に関する基準。本節は、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めるもので、基準の具体的な内容は以下のとおりでございます。

1として、特定教育・保育施設の利用定員は20人以下とすること、2としまして、利用定員を定めるに当たっては、子供の区分ごとに定めること、第3号認定子どもの利用定員は満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることを定めております。

第2節、運営に関する基準。本節は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるもので、基準の具体的な内容としては、以下のとおりです。1、特定教育・保育の提供の開始の際、特定教育・保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと、2、

利用申し込みがあった場合は、適正な理由がなければ、これを拒んではならないこと、3、申し込み者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で、選考を行わなければならないこと、4、保護者からは、法定代理受領により施設型給付費を受ける場合は町が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には内閣総理大臣が定める基準により算定した額の支払いを受けること、5、いわゆる上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないこと、6、施設の区分に応じ、幼保連携認定子ども園教育・保育要領、保育所保育指針または幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行うこと、7、運営規程を整備すること、運営規定を整備することについての規定項目ですが、1、施設の目的及び運営方針など11項目を定めておかなければならないこととされております。8、子供について差別的扱いや虐待等をしてはならないこと、業務上知り得た子供とその家族の秘密を漏らしてはならないこと、特定教育・保育の提供に関し記録を整備し、5年間保存することなどが定められております。

第3節、特例施設型給付費に関する基準。本節は、特例施設型給付費の支給の対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めるもので、この後で出てまいります特別利用教育保育とは、第1号認定子どもに対し保育所から提供される保育のことをいいます。また、特別利用教育とは、2号認定子どもに対し、幼稚園から提供される教育のことをいいます。基準の具体的な内容として、特別利用保育に関する基準は以下のとおりです。保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと、特別利用保育に係る1号認定子どもと現に施設を利用している2号認定子どもの総数は、2号認定子どもについて定められた利用定員を超えないこと、3、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして第2章の規定を適用すること。特別利用教育に関する基準は、以下のとおりであります。1、幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合は、幼稚園設置基準を遵守しなければならないこと、特別利用教育に係る2号認定子どもと現に施設を利用している1号認定子どもの総数は1号認定の子供について定められた利用定員を超えないこと、3、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして第2章の規定を適用することを定めております。

第3章、特定地域型保育事業者の運営に関する基準、第1節、利用定員に関する基準ですが、本節は、特定地域保育事業の利用定員に関する基準を定めるもの。基準の具体的な内容としては、1、事業の利用定員は、家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型・小規模事業B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とすること、3歳未満の利用定員を満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることを定めております。

第2節、運営に関する基準。本節は、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの、基準の具体的な内容としては、下記のとおりです。1、特定地域型保育の提供の開始の際、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと、2、利用の申し込みがあった場合、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと、3、申し込み者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合には一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないこと、4、保育内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の

教育・保育の受け皿となる連携施設を適切に確保すること、5、保護者からは、法定代理受領により地域型保育給付費を受ける場合は市町村が定める利用負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には内閣総理大臣が定める基準により算定した額の支払いを受けること、6、いわゆる上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないこと、7、保育所保育指針に準じて特定地域型保育の提供をすること、8、運営規程を整備すること、9、子供について差別的扱いや虐待等をしてはならないこと、10、業務上知り得た子供とその家族の秘密を漏らしてはならないこと、11、特定地域型保育の提供に関し記録を整備し、5年間保存することを定めております。

第3節、特例地域型保育給付費に関する基準。本節では、特例地域型保育給付費の支給の対象となる特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に関する基準を定めるもので、基準の具体的な内容としては、下記のとおりでございます。1、特定地域型保育事業者が1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は市町村が条例で定める家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと、2、特別利用地域型保育に係る1号認定子どもと現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないこと、3、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして第3章の規定を適用することを定めております。

附則では、第1項で施行日、第2項、第3項で特定保育所に関する特例です。第4項で施設型給付に関する経過措置、第5項で利用定員に関する経過措置、第6項で連携施設に関する経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

健康づくり課長、できたらもう少し簡略をお願いします。節の概要ぐらいでいいのかなという気がするのですが、条文が配られているので、お願いします。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第6、議案第6号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第6は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第7、議案第7号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第7号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例についてであります。子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたさせます。

保育所長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○小泉明彦保育所長兼児童館長 それでは、議案第7号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について、資料に基づきましてご説明をいたします。

まず、1の制定の経緯でございます。保育所の保育料につきましては、児童福祉法に徴収根拠があり、規則で規定されておりましたが、新たな制度では市町村の設置する保育所の利用者負担金については、徴収根拠を条例で規定することが求められ、加えて新制度のもとで事業実施をする私立幼稚園等の利用者負担額も市町村で定めることとされたことに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

2の条例の内容でございます。第1条、この条例は、子ども・子育て支援法に基づく子供のための教育・保育給付に係る教育または保育を受ける小学校就学前子供の保護者が負担すべき利用者負担額について、必要な事項を定めるものとする趣旨を規定するものでございます。

第2条でございますが、この条例において使用する用語の定義を規定するものでございます。

第3条は、利用者負担額について町長が定める額とし、別表に規定したものでございます。1号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から教育・保育を受けた場合における利用者負担額を規定するものです。2号は、特定保育所において保育を受けた場合における利用者負担額を規定するものでございます。

第4条でございます。第4条は、町立保育所において支給認定子どもに対し保育を行った場合の利用者負担額を徴収することを規定するものでございます。なお、括弧内につきましては、公立保育所におけます受託児童について徴収することを規定したものでございます。第2項は、特定保育所において保育を行った場合に利用者負担額を徴収することを規定するものでございます。

第5条は、利用者負担額の減免についてを規定したものでございます。

第6条は、利用者負担額の還付についてを規定するものでございます。

第7条は、利用者負担額の納期について規定するものでございます。当町では、現行25日となっておりますが、月の末日とするものでございます。

第8条は、委任を規定するものでございます。

附則につきましては、この条例を平成27年4月1日から施行するものとしてございます。

次に、別表、第3条関係であります。ごらんをいただければと思います。説明資料には記載がございません。お許しをいただきたいと思いますが、別表の中に(1)、利用者負担額徴収基準額表というものがあるかと思っております。対象は、教育標準時間認定を受けた方、1号認定者が対象でございます。公立幼稚園、それから新制度のもとで事業実施をする私立幼稚園の利用者負担額であります。この基準は、当町に公立の幼稚園等がございませんでしたので、当町ではなかった基準で、新たに策定したものでございます。当町以外の公立幼稚園、私立幼稚園に通っているお子さんがいた場合に適用されるものでございます。第1階層から第5階層までに区分し、それぞれ表に定める金額とするものでございます。備考の第1項でございますが、地方税法に規定しております市町村民税の減免があった場合の算出方法及び所得割額の計算に当たっての適用除外についてを規定するものでございます。

第2項は、認定された世帯が、次の各号に該当する場合における利用者負担額の軽減についてを規定しているものでございます。

第3項につきましては、多子軽減についてを規定したものでございまして、現行も行っておりますが、第2子が半減、第3子をゼロ円とするものでございます。

次に、別表の(2)でございます。同じ利用者負担額徴収基準額表でございますが、保育認定ということで、保育所の利用者負担額についてでございます。2号認定及び3号認定が対象であります。冒頭申し上げましたが、現行では規則で定めておりましたが、今回条例の中で規定するものでございます。現在10階層であったものを20階層とし、市町村民税を基準として階層を定めるものでございます。20階層と多くした理由としましては、利用者負担額、保育料の基準を所得税から市町村民税にかえたということによります金額の変更、これをなるべく少なくするために階層を多くしたものでございます。

備考の第1項でございます。備考の第1項は、別表(1)の備考第1項の規定を準用するものでございます。税法の規定のことでございます。

第2項は、「3歳以上子ども」と「3歳未満子ども」についてを規定するものでございます。別表中にございます金額の基準表でございますが、「3歳未満子ども」、それから「3歳以上子ども」、それから「保育標準時間」のお子さん、それから「保育短時間」というような区分に分かれておりますが、その中の部分の規定のことでございます。

第3項につきましては、「保育標準時間」と「保育短時間」についてを規定したものでございます。「標準時間」につきましては、最大利用時間が11時間、保育短時間につきましては、最大で利用できる時間を8時間という規定でございます。

第4項につきましては、第2階層から第7階層までに該当し、別表(1)の備考第2項の各号に該当する場合、別表に定める額とする軽減を規定したものでございます。

第5項につきましては、多子軽減についての規定でございます。第2子を半減、第3子以降をゼロ円とするものでございます。

基準表の（１）の公立幼稚園、新制度のもとで事業実施をする市立幼稚園の利用者負担額及び（２）の公立・私立保育所の利用者負担額であります。利用者負担額を決めるに当たりましては、秩父市の保育料等を参考とさせていただいております。

それから、保育料の利用者負担額につきましては、第１階層から第３階層の均等割額のみ世帯までにつきましては、現在と同額でございます。さらに、現行で市町村民税を基準にしていた階層がございましたので、その部分につきましては、第４階層から第６階層までにつきましては、秩父市よりも若干低い金額を設定させていただいております。第７階層からは、秩父市を参考といたしましたので、同額となるような負担額案を策定しております。現行制度では、「所得税」をもとにしておりましたが、新制度では「市町村民税」の所得割額による利用者負担額、保育料を定めることとなりましたので、階層を分ける基準が異なることから、現行制度での階層区分が、新制度における20階層の、どの区分に該当するかというのは、なかなか厳密に区分することができません。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

８番、若林スミ子議員。

○８番 若林スミ子議員 ２点ほどお願いいたします。

１点は、現在利用されている保護者の方への、このように利用者の方の金額等も変わってくると思いますので、細かい説明をしないと、ちょっと勘違いされたり、私もちょっとあれなのですけれども、これから孫がお世話になるのに非常に興味があるところなのですけれども、保護者への説明等はどのように考えていらっしゃるか。

あと、もう一点は、多子家庭の考え方、ですからお子さんがお一人でなくて３人、４人といらっしゃるお考えで、この間一般質問のときにもございましたけれども、ただ厳密に子供が５人いるというのと、実際保育所に３人お世話になっているうちの３人目とか、２人目の考え方なのか、大きくなっている子供、小学校、中学校とかに子供がいても、その子が３番目、４番目とかという考えなのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保育所長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○小泉明彦保育所長兼児童館長 ただいまの質問にお答えをいたします。

利用者負担額が変わることにつきましての保護者への説明についてというご質問でございますが、利用申し込み手続等を配布する際に利用者への案内という形で、今後保育料の基準が変わりますというご案内は説明させていただいております。決定し次第、お知らせするという文面にしておりますので、今回議会で議決された後には保護者の方に、このような案内文、通知を差し上げるつもりでおります。まだ内容等は準備ができておりませんが、そのような形で説明をさせていただきたいと思っておりますが、利用者案内を最初にお配りした段階で問い合わせをいただいているご家庭もございます。わかる範囲内の部分につきましては説明をさせていただいておりますが、金額だけは議会後ということで、ご了解をいただいて

おります。

それから、多子家庭の軽減の考え方でございますが、新制度におきます幼稚園の利用者の負担額でございますが、こちらにつきましては、条例の中の別表の（１）の３項のほうに規定をさせていただいておりまして、小学校の３年生以下のご家庭で、３年生以下にお子さんがいらっしゃる２人目は半減、第３子は無料という形になっております。これは就園奨励費等の関係がございまして、そのような基準とあわせた形になっております。

それから、（２）の保育所のほうにおきます利用者負担額でございますが、これも備考の一番最後になりますが、５項になりますが、それぞれの階層に定められた方、その中で同一世帯から小学校就学前に２人以上在籍をしていた場合におきまして利用者負担額を軽減するという規定になっておりまして、現行もそうでございますが、小学校に上がっていないお子さんが２人以上いた場合の軽減で２人目が半減、３人目以降につきましては、それぞれ無料という考え方しております。この後補正予算等もございまして、またその辺で多子軽減の上乗せ部分についても、またご説明はさせていただきたいと思っておりますが、以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質問ございますか。

３番、内藤純夫議員。

○３番 内藤純夫議員 秩父市を参考ということですが、今の平均と比べてどのくらい下がった額ですか、減免とか、そういうのはなしで。

○若林新一郎議長 保育所長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○小泉明彦保育所長兼児童館長 質問にお答えいたします。

今の基準からどのくらい減額になったかというご質問でございますが、所得税が基準で算出されたものを住民税で今度基準を定め、２０階層としたものでございますので、第何階層が幾ら減額になったという算出はなかなか難しい部分がございます。ただ、国の基準に対しまして、横瀬町の現状の基準から見まして、横瀬町の現行の基準では、いろいろなばらつき等がございました。今回は、その辺のばらつき等なるだけ減らすような形で国の基準に対して３０％減から４５％減とかいう範囲内で新利用者負担額を定めているものでございまして、現行の基準から幾ら下がるかということは、明確には算出ができない状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

○若林新一郎議長 再質問ございますか。

３番、内藤純夫議員。

○３番 内藤純夫議員 今の答弁ですと、３０から４５ぐらい、大体下がっているという解釈で、ではなくて、とりあえず大体真ん中辺の方がどのくらいという基準とかは、大体の数字でよろしいので、お願いします。

○若林新一郎議長 保育所長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○小泉明彦保育所長兼児童館長 再質問にお答えいたします。

どこかの例をすぐに算出すればよろしいのですが、手元にその算出根拠の資料を持ってきておりませんので、また後ほどとさせていただきたいと思っておりますが、国の基準額に対して3割ないし4割とかという基準で減額させた利用者負担額という形になっておりますので、現行の制度から3割減とか、4割減ということではございません。そのような国の基準をもとにした形としております。国の基準につきましては、実際には8階層で区分をされております。それを20階層にしておりますので、階層ごとにおきましては、いろいろなばらつきがございます。ご理解いただければと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、補足をさせていただきます。

今回初めてこのケースで条例制定ということで、かなり階層、何を基準につくるかというのは、少し難しいところはあったのですが、まず国の基本的なガイドラインがあって、それに準ずるということ、それから当町の場合には秩父市の基準を基準にして参考にしたということ、それともう一つ大事なのが、特に今の1から7という階層の中で、特に低いほうの階層の方の負担が現行よりもふえないようにということで階層をつくりました。全体でいうと、全体のいただく金額に関しては、今よりも少し減ると思います。したがって、全体では町民の方の負担が減るという形にはなると思います。ただ、今、保育所長の説明にもあったように基準が変わったものですから、個別の人が全て減るということではなくて、特に一部階層の上の人で今より少し負担が出る可能性が高いという人が出てくるというのが今の状況だと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 再々質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第7、議案第7号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前 11 時 25 分

〔議長、副議長と交代〕

○新井鼓次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございましたので、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。



◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第 8、議案第 8 号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第 8、議案第 8 号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、担当から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について細部説明をいたします。議案第 8 号資料をごらんください。

1、条例制定の背景でございますが、先ほど議案第 6 号で説明したものと同一文面となっておりますので、この中段から説明させていただきます。この「子ども・子育て関連 3 法」の一つである子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されました。

この改正により、家庭的保育事業等が児童福祉法に位置づけられ、市町村による認可事業とされ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、条例で定めるものとされたことから、本町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を整備するものです。

2 の条例制定の目的でございますが、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

なお、条例の制定に当たっては、児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める基準を事項別に従い、または参酌し、定めるものです。

3の条文案の内容でございますが、簡潔に説明させていただきますと、第1章では児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づいて、各家庭的保育事業の設備及び運営基準に関し、必要な事項を定めるものです。

次に、第2章、家庭的保育事業では、家庭的保育事業の設備の基準、家庭的保育事業等の職員、家庭的保育事業の保育時間・内容等を定めております。

第3章第1節では、小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型の3種類とすることを定めております。

第2節では、小規模保育事業所A型の設備の基準、職員について定めております。

第3節では、小規模保育事業所B型の職員について定めております。

第4節では、小規模保育事業所C型の設備の基準、小規模保育事業所C型の職員、利用定員を定めております。

第4章では、居宅訪問型保育事業の設備及び備品、居宅訪問型保育事業の連携施設を定めております。

第5章、事業内保育事業の第1節では、事業所内保育事業を行う者は、利用定員の区分に応じ、町が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなければならないことを規定しております。

第2節では、事業所内保育事業の設備基準、事業所内保育事業所の職員、連携施設に関する特例を定めております。

第3節は、小規模型事業所内保育事業所の職員の基準について定めております。

附則でございますが、第1項では、施行期日、第2項では食事の提供の経過措置、第3項では連携施設に関する経過措置、第4項では小規模保育事業B型等に関する経過措置、第5項では利用定員に関する経過措置を定めております。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第8、議案第8号 横瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第9、議案第9号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第9号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第9号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育長は、教育委員会を代表する特別職の常勤職員となり、教育委員会の委員長の職が廃止されたことにより、教育委員会の委員長の規定を削除する必要があるため、一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容ですが、別表中、教育委員会委員長、月額1万5,500円の規定を削るものでございます。

附則は、条例施行日を4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第9、議案第9号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第10、議案第10号 横瀬町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第10号 横瀬町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第10号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職の常勤職員である新教育長の職が新設されることに伴い、町長の諮問に応じ、特別職の給料等の額について審議するために設置される特別職報酬等審議会について規定した箇所、新教育長の規定を追加する必要があるため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第2条の報酬等審議会の所掌事務について、教育長も対象とするため追加するものでございます。

附則は、条例施行日を4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第10、議案第10号 横瀬町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第11、議案第11号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第11号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第11号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、改正法第1条の4第5項の規定により、総合教育会議に呼ぶことのできる意見聴取者に実費弁償を支給するよう、当該意見聴取者の規定を追加する必要があるため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第1条の実費弁償を支給できる者について、8号として意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者を追加するものでございます。

附則は、条例施行日を4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第11、議案第11号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第12、議案第12号 横瀬町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第12号 横瀬町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第12号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職の常勤職員である新教育長の職が新設されることから、新教育長の規定を追加する必要があるため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容ですが、題名について「町長等の給与等に関する条例」に改めるものでございます。

第1条の目的について、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する事項を定めることを目的とするよう、新教育長を追加するものでございます。

第3条の給与について、第3号として、廃止予定の「横瀬町教育委員会教育長に関する条例」に規定されていた教育長の給料、月額52万1,000円をそのまま新教育長の給料として追加するものでございます。

第6条第1項の期末手当について、6月1日及び12月1日の基準日に在職する町長等に期末手当を支給する規定ですが、その基準日前1カ月以内に任期満了、退職、失職、解職、罷免、死亡の新教育長に、禁錮以上の刑に処せられた者等一部例外理由を除いて、同様に支給する規定を追加するものでございます。

第6条第2項の期末手当の額について、新教育長が追加されることに伴い、基準日前1カ月以内に任期満了とする場合の規定を、根拠法令が多少異なるため、町長・副町長と教育長とを分けて整備するものでございます。

第6条の2は、期末手当を支給しない場合の規定ですが、第2号については、根拠法令が多少異なるため、町長・副町長と分けて新教育長に係る規定を追加するものでございます。

附則は、条例施行日を4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第12、議案第12号 横瀬町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第13、議案第13号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第13号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであ

ります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第13号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。説明資料に関しましては、少し訂正がありましたので、けさ新たに配らせていただきましたので、それをごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、2014年人事院勧告に基づく国家公務員給与改定に準じて一部改正をしたいものでございます。

また、地方公務員法の一部改正に伴う、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図っていくため、一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第3条の給料表について、平成26年改正地方公務員法に基づく能力本位の任用制度の確立、分限事由の明確化、職務給原則の徹底を平成28年度からの実施に向け、今回の給与改定を機に、同じ等級に混在する職務の解消を図るよう、6級から7級に分類するものでございます。

第9条の4第2項の単身赴任手当の月額について「2万3,000円」を「3万円」に引き上げ、また交通距離に係る加算額について「4万5,000円」を「7万円」に引き上げるものでございます。

第16条第2項の管理職員特別勤務手当について、災害対処等のため平日夜間勤務した場合の規定を追加するものでございます。

第16条第3項の管理職員特別勤務手当の額について、平日夜間勤務手当額の規定を追加するものでございます。

第16条の7の勤勉手当について、12月定例会で改正したことによる、6月と12月の手当額算出率の差を平準化するものでございます。

別表、第3条第2項の給料表について、国家公務員に準じて、1級及び2級1号給から12号給までの月額は据え置き、2級13号給から6級第77号給までの月額については200円から1万8,700円の引き下げ、5級86号給から94号給、6級78号給から85号給及び7級を追加するものでございます。

附則第1条は、条例施行日を4月1日とするものでございます。

附則第2条は、分類を6級から7級に改正することに伴う、級の切りかえ規定でございます。

附則第3条は、同じく号給の切りかえ規定でございます。

附則第4条は、附則第2条、第3条の規定の適用は、従前の条例等に従って定めねばならないとする、職員が受けていた号給等の基礎について規定するものでございます。

附則第5条第1項は、給料表の引き下げにより、給料月額が現在額に達しなくなる場合の3年間現給保障をする規定でございます。また、第2項、第3項は、既職員、新採職員について、他の職員と権衡上必要がある場合の調整規定でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第13、議案第13号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第14、議案第14号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第14号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例についてであります。スポーツ交流館の使用料算定割合の改定等をしたので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第14号の詳細説明をさせていただきます。

横瀬町スポーツ交流館条例は、町民がスポーツ及びレクリエーションの交流を通し、心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に寄与する目的に設置したスポーツ交流館の管理などについて規定した条例でございます。

スポーツ交流館の開館当初は、平日は小学校の体育館、夜間・休日は町内スポーツ団体の利用、さらに

一般町民への開放日を設けたため、町民以外の利用を考えていませんでした。近年、町の活性化・町内への誘客のため、合宿誘致事業が進められたことにより、町外の利用者のために施設の使用料を設定いたしました。

現在、施設の使用料は町外利用者の使用料割り増しの規定はなく、町民・町民以外の利用者が同一料金になっています。町民グラウンドの使用料との整合性を図るために、町民以外の利用者の使用料を50%割り増しする改正をするものでございます。

それでは、議案第14号の参考資料をごらんいただきたいと思います。

第8条は、字句の整備を行います。

別表において使用料の規定をしていますが、使用料は変わりませんが、新たに備考において、町外者の使用料は50%割り増すと規定します。

附則において、改正条例は平成27年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第14、議案第14号 横瀬町スポーツ交流館条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、本休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○新井鼓次郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございましたので、引き続き私が議長を務めます。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第15、議案第15号 横瀬町町民グラウンド条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第15号 横瀬町町民グラウンド条例の一部を改正する条例についてであります。町民グラウンドの利用時間の拡大等をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第15号の詳細説明をさせていただきます。

町民グラウンド条例は、町民の心身の健全育成、健康の維持増進及びスポーツの振興を図る目的に設置した町民グラウンドの管理などについて規定した条例でございます。

今回、町民グラウンドの芝生化事業により、平成27年4月より下グラウンドの夜間貸し出しを開始する予定です。そのため、現行条例の見直しや利用時間、使用料金を改めるものでございます。主な内容は、下グラウンドの利用時間が午前8時から午後5時までを午前8時から午後9時までへと夜間も利用可能になります。利用者は、施設の使用料のほか、夜間利用者は照明設備の使用料を納付することになります。

それでは、議案第15号説明資料をごらんいただきたいと思います。

第4条第1項は、内容は同じですが、字句の整理を行います。

上下グラウンドの利用時間は午前8時から午後5時と一くくりでしたが、第1号では、上グラウンドのみの利用時間を午前は午前8時から正午まで、午後は午後1時から午後5時までと規定します。

第2号は、下グラウンドのみの利用時間を、午前は午前8時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後9時までと規定します。

第4条第2項、第5条、第10条は字句の整理を行います。

第14条第1項は、使用料から施設使用料へと字句の整理を行います。第2項は、新たに照明設備使用料についてを規定します。

第3項は、使用料から施設使用料及び照明設備使用料へと標記を改正します。

第15条、第16条第1項第1号は、字句の整理を行います。

第16条第3号は、使用料の還付は3日前から5日前へと、申し出期間を改正します。

別表第1は、施設使用料を規定していますが、上グラウンドの施設使用料は変わりません。下グラウン

ドの施設使用料は、午前、午後とも「4,000円」から「5,000円」へ改正し、新たに下グラウンド半面の使用料3,000円を規定します。備考において、町外利用者の場合の使用料は50%増すと規定します。

別表第2は、新たに照明設備使用料を前期1,000円、後期2,000円と規定します。

備考においては、町外利用者の場合の使用料は50%割り増すと規定しています。

附則において、改正条例は平成27年4月1日より施行いたします。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 1点確認をさせていただきたいと思います。

4月1日より人工芝生化の下のグラウンドが夜間使えるということで、夜間9時までということですが、競技が9時で終わるということで、一切の片づけも終わって、そこを退去するのが9時ということでしょうか。

○新井鼓次郎副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 8番、若林議員さんのご質問でございますが、全て終了、片づけまで終えて9時までかというご質問でございますが、そのとおりでございます。練習等、あるいは競技を終わらして、片づけを含めて9時までにと考えております。

○新井鼓次郎副議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今回、下のグラウンドの芝生管理に伴いまして、この条例の改正が行われるわけですが、たしか芝生化して、町民の健康増進に役立てるということで、競技をしなくてもジョギングだとかに使えるという話だったのですが、その場合は無料でよろしいのかどうか、一応確認のためお聞きしておきたいと思います。

○新井鼓次郎副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 12番、若林議員さんのおっしゃるとおりでございます。団体で占有して利用する場合には、一応許可申請を出していただきますけれども、通常の場合にはオープンにしておりますので、あいている場合には端を歩いたり、あるいは中を利用していただいても結構かと考えております。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第15、議案第15号 横瀬町町民グラウンド条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第16、議案第16号 横瀬町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第16号 横瀬町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法の施行に伴い、規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

保育所長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○小泉明彦保育所長兼児童館長 議案第16号の説明を申し上げます。

お手元に新旧対照表を配付させていただきましたが、あわせてごらんをいただければと思います。

議案第16号 横瀬町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について。子ども・子育て支援法が制定され、平成27年4月から本格施行の予定でございます。

これに伴いまして、「横瀬町保育所設置及び管理条例」の規定を改正する必要性が生じたので、条例の一部改正をお願いするものでございます。

まず、第1条の「設置」及び第3条の「入所児童」の規定中、「保育に欠ける」という要件から「保育を必要とする」に変更するものであります。

次の第5条でございますが、保育所の保育時間を規定しておりましたが、子ども・子育て支援法により保育標準時間認定と保育短時間認定とに分けて認定することとなりました。法の保育標準時間認定に対応

するよう、見出しを「保育時間」から「開所時間」に改め、「毎日」を削り、「午前8時」を「午前7時30分」に、「午後4時」を「午後6時30分」に改めまして、午前7時半から午後6時半までの11時間開所とするよう改めるものでございます。

附則は、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 第5条の開所時間ということで、以前の時間外保育という考え方は、要するに以前は8時から見ていただいたので、30分前から見ていただきたかった方とか、4時以降の方は時間外ということで見ていただいていたと思うのです、考え方が。その点は変わらないのでしょうか、料金はそういう形で計算されるか、ちょっと確認でお願いいたします。

○新井鼓次郎副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保育所長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○小泉明彦保育所長兼児童館長 ご質問にお答えをいたします。

以前、時間外保育というような形で、4時半以降とか、朝8時半以前に保育をお願いしたいという部分につきましては、届け出をいただいて保育をしていたわけでございます。これから平成27年4月以降につきましては、短時間保育と標準時間保育と分けて認定をしております。短時間保育とは、先ほどの条例にもございましたように8時間という規定になっております。その時間内で保育をする形になっております。保護者の勤務の形態等を勘案し、認定しているものでございますが、保護者からの申し出があり、勤務時間とか、こちら側が認められるような理由であれば、標準時間認定として11時間保育をするというような形にしていきたいと考えておりますので、今までのような形の届け出ではなくても認定外というような形で時間外もお預かりするということが可能になるかと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第16、議案第16号 横瀬町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第17、議案第17号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第17号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてありますが、介護保険料の改定等をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、議案第17号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例について細部説明をいたします。

改正の趣旨でございますが、介護保険事業につきましては、現在平成24年度から平成26年度までの横瀬町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画を運営の基本としております。この計画は、3年ごとに見直され、平成27年度から平成29年度までの3年間は、新たに第6期介護保険事業計画を策定する必要があります。そのため、平成26年度で計画策定を行うための策定委員会を設置し、既に委員の方から承認を受けております。

この計画の中で、平成27年度からの3年間の介護保険料について定められており、計画の保険料に合わせるため、介護保険条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をごらんください。第2条第1項は、第5期介護保険事業計画の計画期間であった「平成24年度から平成26年度までの」を第6期介護保険事業計画の期間である「平成27年度から平成29年度までの」に改め、算定した基準月額に基づき介護保険料を改定するものでございます。

保険料の改定につきましては、第5期計画期間は、介護保険施行令第39条（特別の基準による保険料の算定）により8段階の基準であったものを第6期計画期間では介護保険法施行令第38条（保険料の算定に関する基準）に変更し、9段階としております。

保険料の基準月額は、第6期介護保険事業計画に基づき、基準月額「4,400円」を「5,200円」に、保険料年額を「6万2,400円」に改正するものでございます。

議案第17号資料をごらんください。各段階の保険料月額・年額につきまして、第5期介護保険料（平成24年から平成26年）と第6期介護保険料（平成27年から平成29年）（案）を記載しております。

第6期介護保険料（案）について説明させていただきます。基準月額に対する割合は、介護保険法施行令第38条に基づく割合になっております。

第1段階でございますが、第5期計画の第1・第2段階を組み合わせ、第1段階とし、対象者は生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で公的年金などの収入と合計所得金額が80万円以下の者につきまして、保険料年額3万2,200円とするものでございます。

次の第1段階につきましては、新たに条例第2条第3項として追加した所得の少ない第1号被保険者における保険料軽減によるもので、平成27年度、平成28年度の保険料について、低所得の高齢者負担軽減措置を行い、基準月額に対する割合を0.5から0.45に下げ、2万8,080円とするものでございます。

次に、第2段階でございますが、世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下である者は4万6,800円となります。

第3段階でございますが、世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入と合計所得金額の合計が120万円を超える者は4万6,080円となります。

第4段階でございますが、本人が住民税非課税で、世帯内に課税者がいる場合で、公的年金などの収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者は5万6,160円となります。

第5段階、基準額でございますが、本人が住民税非課税で、世帯内に課税者がいる場合で、公的年金などの収入と合計所得金額の合計が80万円を超える者は6万2,400円となります。

第6段階でございますが、本人が住民税を課税され、合計所得金額が120万円未満の者は7万4,880円となります。

第7段階でございますが、本人が住民税を課税され、合計所得金額が120万円以上190万円未満の者は8万1,120円となります。

第8段階でございますが、本人が住民税を課税され、合計所得金額が190万円以上290万円未満の者は9万3,600円となります。

第9段階でございますが、本人が住民税を課税され、合計所得金額が290万円以上の者は10万6,080円となります。

附則第1項では、施行期日を定め、第2項では第2条第3項の軽減措置に係る経過措置を、第3項では改正介護保険法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めるもので、新たな介護予防・日常生活支援事業を実施するに当たり、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に実施しなければならず、その実施時期について条例で定めるものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第17、議案第17号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第18、議案第18号 横瀬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第18、議案第18号 横瀬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。水道事業の合理化を図るため、水道事業に飲料水供給事業を統合したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 横瀬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の細部の説明をさせていただきます。

お手元の資料の横瀬町水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この条例は、初花飲料水供給事業を水道事業に統合するため、条例中の「横瀬町初花飲料水供給事業」を削除し、初花飲料水供給事業の給水区域、給水人口、1日最大給水量を横瀬町水道事業に加え、字句の訂正をするものでございます。

まず、第1条では、初花飲料水供給事業を水道事業に統合するため、(1)及び(2)を削除しました。同様に第2条を削除し、第3条以降を繰り上げております。

別記1では、横瀬町初花飲料水供給事業を削除し、初花飲料水供給事業の給水区域、給水人口、1日最大給水量を横瀬町水道事業に加えております。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この条例の一部改正によって設備そのものは多分変わらないと思うのですが、まだ横瀬町の供給区域に入っていないところが幾らか残ってしまうと思うのです。それらについてはどんなふうに対応なさるのか。その辺の予定等ありましたら、お聞きしておきたいと思います。

○新井鼓次郎副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

ここで飲料水供給事業で、まだ水道事業のほうに入っていない区域というのが1カ所、松枝の飲料の組合がございます。そこにつきましても、距離がちょっと離れているために、なかなか水道事業のほうまで加えるというふうには今回は至らないわけなのですけれども、ここについては、町のほうの補助金等で援助等を当分の間は、それで援助していきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎副議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第18、議案第18号 横瀬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第19、議案第19号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第19、議案第19号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例についてであります。水道事業の合理化を図るため、水道事業に飲料水供給事業を統合したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例の細部について説明させていただきます。

お手元の資料の横瀬町水道事業等給水条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。初花飲料水供給事業を水道事業に統合することに伴い、条例中、(3)として別表記になっていた初花飲料水供給事業の区域を(1)の横瀬町水道事業給水区域に加えるものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この施設分担金と給水工事の工事分担金、これは横瀬町としては、かなり加入者に対して便宜を図ってきたような内容になっていると思います。できれば、これから広域化を進めていく中で、これとは違う方式をとっている市や、ところがありますので、ぜひこの辺の、できる限り加入者の負担を軽減するような考え方、これを横瀬町としては貫いてほしいなと思っているのですが、その辺につきましてお考えがあれば、お聞きしておきたいと思います。

○新井鼓次郎副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 質問にお答えいたします。

加入者の分担金ですけれども、この辺につきましては、水道事業の広域化を進める段階で、今、各市町村から集まって、いろいろ協議事項として協議をしている最中でございます。これはまだはっきりと全部決まったというわけではありませんけれども、おおむね秩父市あたりの分担金とかの制度に全体が一本化するような方向で検討しているところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎副議長 再質問はございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 非常に懸念しているのですけれども、たしかこの工事の分担金等を決めたときに、以前の方式は、今、秩父市がとっているような方式なのです。でも、それからある一定の距離のところまでは、やはり均等化したほうがいいということで、こういった条例になってきていると思うのです。ですから、これの枠を外して、秩父市並みということになると、今はかなり本管等が布設されているので、どの程度影響が出るかわかりませんが、かなり負担のかかるところが出てくるのですね。今現在でも、ちょっと離れていると、相当な工事費の分担金を納めている例が見えましたので、これから横瀬町に新しく家をつくって住んでもらいたいとか、いろいろな方面から考察すると、どうしても水道はなくてはならないものですから、できる限り受益者の負担が少なくなるような、そういう考えをある程度広域化の中では貫いてほしいな、そんなふうに思っていますので、今言われたような秩父市に右に倣えではなくて考えていただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○新井鼓次郎副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 ご質問は、ごもっともでございますので、広域化に際しましても、一応制度としては秩父市の制度あたりを中心というふうに検討しておりますけれども、できる限り住民の皆さんの負担が少なくなるような方向で検討しているというふうに聞いておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○新井鼓次郎副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 大変よい指摘いただきました。広域化は広域化で基準をそろえていくということが大事なのですけれども、もう一つは横瀬町としてという部分も当然2階建て部分というのでしょうか、インフラ整備に関してはあると思っていますので、その辺できるだけ受益者の負担がかからないよう、そして住環境として魅力的に見えるようにというところは意識して運営していきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎副議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第19、議案第19号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第20、議案第20号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第20、議案第20号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団員報酬の額の改定をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第20号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨に基づき、消防団員の処遇改善のため、一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容ですが、第12条の報酬について、第1項第6号及び第7号の班長報酬年額3万5,200円、団員報酬年額2万7,000円を、交付税単価である班長報酬年額3万7,000円、団員報酬年額3万6,500円に引き上げるものでございます。

附則は、条例施行日を4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 報酬の関係でございますけれども、現行班長さんが3万5,200円、団員の方が2万7,000円ですか、この差額が8,200円あるわけでございまして、今度の改正案は班長さんが3万7,000円、団員の方が3万6,500円、今でも班長さんにおきましては、多少差額があっても、なかなか班長をしたくないという方が多い中で、団員の方と班長さんが500円しか変わらない。誰が見ても班長さんを希望してや

る方はいないと思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。総務課長が、これをつくったかわかりませんが、この消防団員の気持ちになって、これをつくったのか、この金額を決めたのか、答弁のほどお願いします。

○新井鼓次郎副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 小泉議員さんの質問にお答えさせていただきます。

実は、確かに担当者との話でも、この話が出ました。今まで差があったのが、500円の差になってしまうのではないかという話が出ました。ということで、話はしましたが、今回は交付税の基準に合わせてくださいということが、県からの要望もありまして、班長以上にしましては、交付税単価よりも高い単価になっております。今回は、交付税にそろえるということで、金額を定めさせていただきましたけれども、今後も消防団の意見等を聞きながら、この辺は検討していきたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

また、年額報酬だけでなく、ほかの処遇改善等も今後消防団員の定数までふやすということに、やはりしていかななくてはいけないということなので、その辺も考えながらいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○新井鼓次郎副議長 再質問ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 課長からお話いただきましたけれども、県の条例がこうだとか話されましたけれども、これはあくまで町の条例でお願いしたいわけでございます。恐らく消防団員の皆さんが今120名前後いると思いますけれども、誰ひとりとして、率先して班長さんをしてくれないと思いますけれども、そのお金に、もし財布がなければ、違う形で班長さんには、いろいろな手当とかありますけれども、その辺は考えていないですか。これは誰に聞いても500円しか変わらないのでは、自分の部下にジュースを買ってやりたくても、多少差額があれば買ってやると思いますけれども、これでは誰も率先して班長さんになり手はないのではないですか。今の消防団員の皆さんが、なかなか集まらないのが現状ではないですか。その辺、町長、どうですか。

○新井鼓次郎副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 小泉議員のご質問ももつともだと思っております。今回の改正は、要は全国的に消防団員のなり手がいないという危機感に走っております。したがって、入り口のところの団員のところに厚くして、消防団員に入っただきやすい形をつくるというのが、今回の国の進めた趣旨の中心だったと思っておりますので、それに倣う形に当町でもしたものです。ただ、ご指摘の向きはおっしゃるとおりでして、これから先は班長さんにやる気を持っていただいたりとか、班長さんになっていただきやすいような形というのは、少し前広に検討はしていきたいなというふうに思います。

○新井鼓次郎副議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第20、議案第20号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎副議長 日程第21、議案第21号 横瀬町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第21、議案第21号 横瀬町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○新井鼓次郎副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第21号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例廃止の考え方ですが、教育公務員特例法の一部改正に伴い、教育公務員特例法の適用を受ける常勤職員である現行の教育長の職は廃止され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う新教育長は、特別職の常勤職員となります。

新教育長が、教育公務員法特例法の適用を受けなくなったことに伴い、同法の規定により制定された「横瀬町教育委員会教育長の給与等に関する条例」は不要となり、横瀬町長及び副町長の給与等に関する条例

の一部改正で対応するため廃止するものでございます。

次に、附則は、条例施行日を4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎副議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎副議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第21、議案第21号 横瀬町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎副議長 起立総員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、休憩をいたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

〔副議長、議長と交代〕

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第22、議案第22号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第22、議案第22号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について行うものであります。この補正予算は、

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,244万1,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,239万6,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、国の補正予算により地方創生の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が交付されるため、プレミアム商品券の発行に関する経費や地方版総合戦略等を策定する経費、子育て支援や観光振興等に関する経費を計上いたしました。

そのほか、歳出におきましては、費目全般にわたり、実績に基づき見込額を精査、調整したため減額の傾向となっておりますが、総務費では財政管理事業を、民生費では介護保険特別会計への繰出金や自立支援関係の経費を、土木費では防災安全対策事業を増額しております。

歳入におきましては、町税の増収が見込まれるため増額したほか、国・県の負担金及び補助金等につきましては、各事業における交付額の決定、これまでの実績等により調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。歳入歳出予算については、以上でございます。

次に、第2表の繰越明許費に掲げてあります事業につきましては、年度内に終了しない見込みであることから定めるものであります。

第3表の地方債であります。町道改良事業等に係る事業費の変更に伴い、起債限度額を補正するものであります。

以上、平成26年度一般会計補正予算（第6号）の概要を申し述べましたが、細部につきましては各担当課から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をいたさせます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 3時00分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 20ページでございます。分収林立木購入費というのがございますけれども、580万6,000円でございますが、分収林でございますので、町と何対幾つの割合か。また、樹齢は何年生か。杉は何本ぐらいあるのか。ヒノキも何本ぐらいあったのか。立木の調査は誰がしたのか。平均尺はどのぐらいあったのか。たしか石単価といいますけれども、立方単価はどのぐらいするのか。誰が見積もりしたのか。お尋ねいたします。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいま10番議員さんからのご質問に対して答弁させていただきます。

まず、分収林の場所でございますが、芦ヶ久保の大字芦ヶ久保字枇杷の沢、そして横瀬の字小島の地区でございます。面積にしまして、総トータル11万9,425平米でございます。その分収契約の相手方ですが、芦ヶ久保の方、そして根古屋地区の方となっております。10区画分かれておりまして、造林者の合計は延べ170人の方となっております。そして、分収の立木でございますが……

〔何事か言う人あり〕

○大野雅弘まち経営課長 はい。分収の割合ですよね。分収の割合でございますが、その区画によりまして、大分差があります。町が3、分収相手が7、町が4、相手が6、逆に町が6で相手が4、そのような区画に基づいて分収の収益割合が決められております。そして、植えられているものですが、杉、ヒノキがほとんどでございます。

そして、立木の単価ということでございますが……

〔何事か言う人あり〕

○大野雅弘まち経営課長 本数ですか、失礼いたしました。本数につきましては、分収の契約上1ヘクタールに3,000本ということになっております。あと、単価につきましてはなのですが、埼玉県の間営林の立木の売り払いの価格を過去5年間教えていただきまして、その平均の単価ということで、見積もらせていただいております。

〔何事か言う人あり〕

○大野雅弘まち経営課長 そこまでは、ちょっと……

〔何事か言う人あり〕

○大野雅弘まち経営課長 失礼しました。今現在分収林内の立木でございますが、50年契約となっておりますので、ほぼ50年生と思われまして。

購入するにつきましては、分収の収益割合に基づきまして、造林者の割合分について支払うこととなります。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問ありますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今の答弁でございますけれども、いいですか。最初植えるとき、1ヘクタール3,000本、ありますか。50年たつときには何本になりますか。大体一般的に見て、50年後は1,000本ですよ。十何万ヘクタールありまして、その中には杉、ヒノキあたりが植えてない箇所がどのぐらいあるのですか。普通の方は、町で購入する以上はあれですよ、税金で買うのですよ。これを普通見て、何本あるか、現地調査をして、そこから歳入するのが普通ではありませんか。今、立木を購入するに、5対5にしましても1,000万円絡みの金の価値があるとしますよね。1,000万円のものを買うには、何十町歩の山を買えますよ、立木が。そのぐらい価値観がないわけですよ。

ただ、植えたときに1町歩3,000本ですよって、まち経営課長、雪も降るのですよ。台風も来るのですよ。子供だって1歳が10年もすれば10歳になりますけれども、木の場合は毎年、毎年間伐をしたり、雪で折れたり、台風で曲がったりしまして、これは1,000本ですよ。もう一度調査をお願いできませんか。これは町民が怒りますよ、はっきり申し上げて。誰に聞いてもらっても、木材業をしている方は、みんなそういうふうに言いますよ。1町歩3,000本植えたから3,000本だなんて、そんなばかげたことは通じませんよ、はっきり申し上げて。誰のさしがねですか、これは。では、見てください。調査してあるならば、何本あるのか。公図でもあるでしょう。十何万平米ありまして、その中に全部植えてありますか、木が。崖もあれば、小島とか、枇杷の沢ですか、場所が恐らく悪い地域ではありませんか。見に行ったことはありますか。もう一度調査をお願いしますよ。答弁できますか、答弁が、はっきり申し上げて。

○若林新一郎議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に答弁になるかわからないのですが、答弁させていただきます。

現地、枇杷の沢につきましては、3度ほど現場のほうへは行っております。小島につきましては1回、現場を見させていただいております。1ヘクタールに3,000本、現在50年たてば1,000本というお話をお聞きしたのですが、税務課のほうの航空写真に基づきまして植わっていない土地の面積をはかり出しまして、その辺の土地、植わっていない土地の面積につきまして、差し引きしまして計算しているところでございます。

以上です。

○若林新一郎議長 再々質問ありますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 議長に申し上げますけれども、答弁として何を言っているのだから、見当違いで、甚だしいと思いますけれども、今言いましたけれども、どこの立木の売買するに航空写真で売買する方がおりますか。ずれているのではありませんか。普通は町として、皆さんの税金で物を買う以上、ちゃんと調査をして、大きい面積ですから、多少は誤差があるかわかりませんが、ではさっき言いましたけれども、森林組合さんですか、それに聞いたとか言っていましたけれども、森林組合の方が3,000本植えて、50年後に3,000本なんて、課長、しますか。子供だってわかりますよ。

では、私が申し上げますけれども、皆さんの税金で買う以上は、ちゃんと調査もして、何本あるのか、普通皆さんも言うでしょう、見積書があって、この木は何本ありますよ、平均したら幾らありますよ、普通石って言ったりしますけれども、1立方だと言いますけれども、石単価がこうですよ、何石ありますよ、何立方ありますよ、これでいいですかと、今の現状は幾らしますかって、そこから契約するのではありませんか。ただ、航空写真だけで買う人は間違ってもいないですよ。誰がそんなことを指図したか知りませんが、これは問題ですよ、はっきり申し上げて。いつの議会だか忘れましたが、誰かどこの議員さんが、分収林はこうだとか、あだとか言っていましたけれども、そんなことも政治倫理の違反ですよ。申し上げますけれども、もう一度やり直してもらって、再度どのぐらい評価があるか、見直してもらって、それこそあれですよ、何人かで評価委員会でもつくって、学識とかですね、そうしたらどうで

しょうか。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ご指摘ありがとうございます。小泉議員のおっしゃる、こういった売買に関しては、より詳しく緻密な調査が必要であろうということは、趣旨そのとおりだと思います。ただ、ここに関しては、問題は町が持っている立木を売り切ってしまうということではなくて、町有地というところがひとつポイントでして、町としては水源涵養地を保全するために買うということで、一般の売買とは少し異なる部分があります。売り切ってしまうということではなくて、町として水源涵養地を確保するという意味がありますので、少しその辺の事情は違うのかなというふうには思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔議長〕という人あり

○若林新一郎議長 小泉初男議員、4回目なのだけれども、ではもう一回だけですよ。

○10番 小泉初男議員 3回か4回か知りませんが、今、町長が言いましたけれども、それは水源涵養地の関係で、水の関係で、それはあるでしょうけれども、あくまで私も議員として、町のお金で、町民の税金で買うわけですよ。適正か適正でないか、ただめくらめっぽうに、航空写真でこうだ、こっちはこうだという、誰が納得しますか。もう一度、多少調べていただいて、適正か適正でないか、よく一般の方に聞いて、プロに。その辺、課長、いかがなものでしょうか。答弁するなら、私の場合はイエスかノーかですから、くだらない答弁は要りませんから。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔議長、休憩〕という人あり

○若林新一郎議長 いや、この答弁が終わってから。

〔休憩〕という人あり

○若林新一郎議長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま10番、小泉初男議員の質問の途中でございますが、質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 大変失礼いたしました。先ほどの答弁の中で1点訂正をさせていただきたいのですが、課長のほうからお答えした3,000本というのは、価格の根拠にはなっていません。あくまでも50年前の分収

林契約のときの想定本数ということで、それをもとに価格を算定したわけではございません。価格については、当初森林組合の立木調査というのを検討したところ、費用が100万円単位でかかってしまうということで、これを省く形にしました。そして、農林振興センターに調査を依頼しまして、県の協力をいただいて、県営林の伐採実績の過去5年分のデータを出して、その平均値をとった価格になっています。答弁としては以上です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 17ページの教育費貸付金元利収入で、多分町の育英奨学金の返還金に当たると思いますが、何人分ぐらいか。また、大分返還し切れないような状況についても若干意見等がございましたら、お知らせください。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 8番、若林議員さんの町の育英奨学資金の元金償還の関係でございますけれども、状況も含めてというようなことでございます。今回1名の方が一括返納いたしまして、また平成25年度の滞納繰り越し分の方が、やはり12万4,000円ほどあったのですけれども、その方とあわせて41万2,000円の増額をしたというようなことがございます。今現在、返還の状況でございますけれども、実際にややおくれている方が1名ございます。約55名の方が返還をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問ありますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 現在返していかなくてはならない方が55名いらっしゃるということです。来年度も大きな金額をまた予定していただいているようなので、確かに将来の子供たちが学ぶことに対して、やはり子供たちは町の宝ですから、進めていっていただきたいと思うのですが、町長、他の町村というか、大きいところになってしまうのかもしれませんが、給付型の、こういった育英資金に切りかえているところもございます。経済状態によって、当町においても、そういった新年度からというわけにはいきませんが、将来的に当町の町の育成資金も給付型という形に考えというか、町長のお考えをちょっといただけたらと思えますが。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

これは全国的に言えることだと思うのですが、物価水準が安定、ないしは少しデフレ傾向がある中で、教育費の負担はなかなか減っていないというのが現状だろうと思います。それと、今回の地方創生の大きいテーマというのが、やはりもっとたくさんお子さんを産んでいただきたいやすい日本にしたいというところがございまして、そうすると、どうしても教育費のところを負担を軽くすることが大切

なことになってきます。当町としても、これから出生率を向上させるですとか、あるいは子育て世代をできるだけここにたくさん住んでいただくということを考えますと、この教育費のところを支援していくところは、ひとつ大切なテーマになると思いますので、今ご指摘いただいたところは前向きに検討していきたいと思います。

○若林新一郎議長 再々質問はいいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 3点教えていただきたいのですが、まず21ページの地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に係る調査等業務委託料なのですが、これは1,000万円という数字だと思うのですが。委託料で1,000万円というのは多いので、少し詳しく教えていただきたいと思います。

続きまして、41ページのプレミアム商品券なのですが、2,600万円の予算をとっております。先日20%ですか、1万円で1万2,000円の金額をプレミアムになるということで、お話を聞いたのですが、以前、町から200万円もらって商業連盟のほうで事業をしたことがあるのですが、1万2,000円を約何組ぐらいつくるのか、想定しているのか、お願いします。

そして、地域の活性化ですので、印刷費等もかなりかかると思うのですが、この印刷費等についても、地元業者というものを利用するようなお考えがあるのかということをお教えてください。

そしてなおかつ、外のお金、外貨を稼ぐということも大切だと思うので、この横瀬町の中で、売り切れないというのですか、はけ切れなかった場合は、外の人にそれを買ってもらって、横瀬町に来て、その分プレミアムを含めて、お金を使っていただくという方法もいいのかというふう考えたので、そこら辺もどうなのか、その1万2,000円が何組ぐらいつくる予定であるのかとともに教えていただきたいと思います。

それから、次の42ページなのですが、観光費です。観光費なのですが、毎回3月補正とかで出て、繰越明許になってしまうので、事業費の概要が余りよくわからないという状況で、私のほうでは感じていました。観光案内板、観光施設整備事業で877万1,000円、観光案内板900万円ということで出ていますが、これはどこで何をどのように考えているのかということですか。

それから、その下の農山村地域資源活用推進事業、農産物活用推進事業と登山・ハイキング客誘客推進事業、その下の地域人づくり事業、それぞれマイナスが出て、事業が確定していることのマイナスということなのですが、当初の見込みは達成したのか。そして、この雇用の確保のための事業だったと思うのですが、事業は継続しているのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは20ページから21ページにかけての地方創生事業についてのごとでございます。

まず、地方創生の関係で、国の補正予算によりまして、急遽地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が国から交付されることになっております。予算書のとおりですけれども、地域の消費喚起型の生活支援で1,606万円ほど、そして地方創生先行型ということで、2,391万円ほど3月補正で来ることになっております。このお金を使いまして、地方創生事業を行いなさいと国から指導されておりました、2,391万円のうち1,000万円ほど地方版の総合戦略の策定経費分として確保していると、国のほうからそういう説明をされております。

その地方版の総合戦略と同時に、地方の人口ビジョンですか、一応国のほうでビジョンをつくっているのですけれども、2060年に1億人程度の人口を確保するという長期ビジョンを策定しております。ですから、町におきまして、そのような人口ビジョンを立てたり、その長期の人口ビジョンに達成するために施策を考えていかなければなりません。その辺の計画を策定するための費用ということで、今まで行っておりました町民のニーズ調査以上に調査の対象者、やはり子供を産んでくれる人、そういう子育て支援中の人たちに対してアンケート調査をもう一度やり直したりする費用でございます。一応地方先行型につきましても、計画の総合戦略の策定費用のほか、説明で出てきておりますが、実際繰越明許で幾つかの事業を予定しております。

以上で終わります。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私の方からは、まず41ページのプレミアム商品券についてのご質問がございました。まず、そちらにつきまして何組ということでございます。今回まず地方創生の中で割り振りというか、国のほうでプレミアム商品券を行うには、これぐらいの費用を割り振りますという、まず金額をいただきました。歳入のほうにのっているわけなのですけれども、基本的には、それが1,600万円ほどございます。それを勘案させていただきまして、まず600万円を事務費、印刷したり、のぼり旗をつくったり、あるいはチラシ等の印刷をしたり、そういうものを事務費として、あるいは販売したり、換金したりするときの手数料等もありますので、そういうものを600万円ほど使おうということで考えました。

それから、1,000万円につきまして、県のほうからも上乗せ分ということで、1,000万円いただけるということになりました。そういうことで、2,000万円いただけるということで、基本的にはプレミアム分を2,000万円ということになりますので、1億円の販売ということで、今回は考えさせていただきました。1億円ということになりますので、1万セットということになります。それで、1万セットということになると、町には世帯の方が三千数世帯ございますので、1世帯当たり3セットぐらい購入していただけるのかなということで、計画というか、考えさせていただいております。そういうことで、1万組ということで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、事業につきましてなのですけれども、当然印刷等が多くかかるわけなのですけれども、やはり地方創生、この事業につきましては、ただ安いところに出しなさいということでもありませんので、極力地元の印刷屋さん等を使う、それも一つの地域の消費だということでございますので、それにつきましても、地元の印刷屋さん、あるいはいろいろなものにつきまして、地元の業者さんが対応できる場所をお願いする、そういうつもりで今考えております。

それから、外の観光客の方に販売したらどうかということでございます。果たしてその1万セットというのが多いのか少ないのか、売り切れるのか売り切れないのかというのものもあるわけなのですけれども、極力地元の方に買っていただきまして、例えばこの件につきましても、基本的に6カ月間が有効期間ということでございます。そうなりますと、ある程度販売をさせていただきまして、もしどうしても難しいなど、ちょっとその辺が、先ほどの1世帯3セットということですので、それがちょっとどういうふうな形なのかなというのものもあるのですけれども、もしそういうことで余るようであれば、例えば道の駅だとか、あるいはブコーさん観光案内所だとか、そういうところで、まず来ていただいたお客さんに、そういう宣伝をしてもいいのではないかと、そういうことは考えさせていただいております。いずれにしましても、ちょっと日本国中、全部でそういうことを行う事業でございますので、ちょっと先が見えないところもあるのですけれども、そういうふうな形で考えさせていただいております。

それから、次の観光案内板の設置場所ということでございます。これも地方創生の事業の中の一つでございます。最低でも2カ国語、そういうふうな表示ということで、案内板もつくろうというふうな考えております。場所につきましては、今修正をさせていただいているところもあるわけなのですけれども、手書き等で修正ができないところもありますので、あるいは日が当たったりして、大分朽ちてきているようなところもありますので、札所に隣接しているようなところや、ハイキングコースの中、そういうところで、まだリストアップがいろいろありまして、一遍にできないのですけれども、そういうものをつくって、リストをつくっておりますので、この事業とちょうどタイアップするようなところはいこうということで、この場所に、この事業でつくりますというところは、まだ決まっていないのですけれども、そういうところを順番につくりかえていければと考えております。

それから、緊急雇用の関係の事業でございますけれども、今そういう事業がどういうふうになっているかということでございます。基本的な事業につきましては、この事業につきましては、1年間を一つの事業の目途ということで、その中で、その事業が確立、目的を成し遂げたかということであるのだと思いますけれども、基本的には、その事業は、それなりにできていると認識はしております。そういう中で、一つ一つの細かいお話ということでございました。

農山村地域資源活用推進事業ということでございますけれども、これはブコーさん観光案内所等の関係が主に使われておりまして、この事業につきましては、その後も今度は町の観光協会のほうで引き継いでやっておりますので、進んでおります。

それから、農産物活用推進事業ということでございますけれども、これは個人の方でございますけれども、農産物を収穫したものをフリーズドライだとか、乾燥機とかにかけて、それを保存食という形にして、またお湯、水で戻したり、そういうふうなことをやってみたいということでされていて、まだ引き続きされております。そういう中には、例えばご高齢の方の世帯とか、そういうところに大根とか、ワカメとか、そういう細かく、ニンジンを刻んでおいて、乾燥させて、パックにして、それを自宅に持って行って、お湯で戻していただいて、みそ汁のような形で食べていただくとか、そういうふうなことにしたり、あるいは果物、リンゴだとか、キュウイだとか、ブドウとか、そういうものも乾燥をさせて、例えばたくさんとれ過ぎてしまって、干しシイタケなんていうのは、よくご存じかと思うのですけれども、干しブドウというのも日本国内では余りないわけなのですけれども、特産物とか、あるいは地域でつくっていて、たくさ

ん売れて、傷がついてしまって余り売れないとか、そういうものについては、そういうことをやっているということで、今もやっていただいております。

それから、登山・ハイキング客誘客事業ということでございますけれども、これにつきましては、町内のハイキング道、武甲山だとか、二子山だとか、日向山もそうです。丸山もそうですけれども、そういうところに登って、実際に登山・ハイキングマップをつくっていただきまして、その中で、例えばこの場所では携帯は使えないとか、この場所はa uなら使える、ドコモなら使えるとか、そういうような調査をしていただき、また今Googleの中で、道路等をアップしていきますと、周辺が見られるようなシステムがあるのでございますけれども、ここにつきましては、人間がその機械をしょってハイキング道を登って、それが今Googleのマップのほうにアップされていまして、そこをクリックしていただくと、そのハイキング道の状況がわかりますので、もし初めて、あるいはちょっと不安な方、そういう方がいるときには、そういうのを見ていただくということで、ご案内はさせていただきます。

また、一番下の地域人づくり事業の関係でございますけれども、これは森林活用ということで、人材育成事業でございますけれども、こちらにつきましては林業の技術者というか、そういうのを養成ということでさせていただいているわけですが、今現在は町民グラウンドの北側の県有地を買収させてもらったところを大分草というか、やぶになっていたのですけれども、まず草刈りの研修というか、そういうのをやってみるというようなことで、そこを今草刈り、やぶ払いというのですか、そういうのをさせていただいたり、少し木を切る、全部切ってしまうと景観的にもよくないので、ちょっと切ってみたりとか、今後はまた町有林の中で、そういうところがあれば、またやっていく、あるいは高規格の機械を使って、そういうところで研修をとることができますので、それにつきましては、また広域森林組合さんにご指導いただきながら、そういうことができるといふふうに思っております。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

○若林新一郎議長 再質問はありますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。1,000万円の委託料ということで、まず幾つかの事業を考えておりますという答弁がありましたので、そこら辺はわかる範囲で教えていただければいいかなと思っています。

それから、プレミアムのほうの関係なのですが、1億円の販売ということだと、1億円のお金を観光振興協会のところの会計で預かって、一時お預かりする形になると思うのですね、金額を。だから、それは観光振興協会のところで、そういうことを実施することをお考えになっているのか、確認です。

それから、緊急雇用の確認なのですが、ドライフーズの関係が、経営できる事業体として継続しているようだったのですが、それは事業として継続しているのか、確認が1点です。

それから、ハイキングのマップ等をつくっていただいたらしいのですが、その場合は更新とかもしなくてはいけないと思うのですが、インターネット上の関係で。それらの更新については、今後どのようにするのか、教えてください。

それから、林業の技術者の養成ですが、それは何人の方が買収したところを草刈りして、今後もその方は自立した林業家としてやっていけるだけの能力を、この事業で生活していけるだけの技術を養成

されているのかということです。もし養成していただいた方でしたら、町有林を今度買いますので、きれいに管理していただくのもいいのではないかなと思ったのですが、自立して、林業家としてやっていけるだけの養成ができているのか、教えていただきたいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

1,000万円の委託料ということで、地方創生の地方版の総合戦略長期ビジョンの策定につきまして、1,000万円という費用がかかることになっています。あと、地方創生の先行型の交付金を使うということで、幾つか事業を先行して、この3月の補正予算で上げている事業ですけれども、まず防災体制の中で、子供や乳児のための災害備蓄品、あと児童福祉費の関係で子ども・子育てのガイドブックなど作成、あと保育所の維持管理で多子世帯保育料などの助成金、また高齢者見守りネットワークの中でサロンなどの設置の費用などとなっております。また、観光面のPR事業ということで、ガイドマップの作成や道標、観光案内板の設置事業などを総合戦略の先行型という形で交付金をいただいているので、急遽3月補正に盛り込んだ事業でございます。

以上です。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、プレミアムつき商品券の販売をしたときのお金をどのように扱うかというご質問に対して答弁させていただきたいと思います。

今うちの課の中でもいろいろその辺は検討させていただいているわけなのですが、たまたま武蔵野銀行さんも町の指定金融さんということで、いろいろアイデアを出していただいております。当然お預かりする金額が一度に大分大きな金額が入ってくるということは想定されますので、その辺につきましては、銀行さんのほうに、この専用の口座をお願いして渡していければなというふうに今考えております。まだ確定はしておりませんが、そんなことを考えております。

それから、緊急雇用の関係のドライブズの関係の経営でということなのですが、その方は、ご自分もそういう事業をやりたいなということで、ずっと考えられていて、今回こういう事業がありましたので、行っているわけなのですが、やはり経営的に難しいところはあるようでございます。例えば大量に一つのもので発生する、原材料が安く入ってくるのであれば、乾燥させて販売するということはできるのですが、市販の値段で買ってきて、そういうことをしているのでは全然合わないということでございます。ですから、緊急的に幾つかをそういうことで研究してみたいということでもしていただいております。また付加価値のあるようなものを、あるいは先ほどもちょっと話をさせてもらったのですが、利便性のあるようなものに、もし使えていくのであれば、今後経営をやっていけるようになるのかなと思うのですが、今のところ、まだ研究段階ということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、マップの更新ということなのですが、まずインターネット上の関係につきましては、なかなか一遍に変えるということも難しいのですが、ただ印刷されているマップにつきましては、

随時更新したり、増冊をする予定でいます。また、今回の先行型の事業の中でもありますので、登山の時間とか、先ほど申しましたけれども、どこで使えるとか、そういうようなものをもう少しグレードアップして、そういうものを足して、プラスにして、そういうマップをつくっていただければと思っております。

それから最後、林業の関係なのですけれども、現在4人の方に働いていただいております。この方々が自立していけるかというなお話なのでございますけれども、実際はなかなか1年で、その方が自立して生きるだけの能力というのがつくかというのは、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。ただ、こういう事業をやることによって林業の勉強をしていただいて、基礎的な勉強をしていただきまして、また優秀であれば広域森林さんとか、そういうところで、またどこかそういう新しい就職先というのでしょうか、そういうところを見出していただけるような一つのきっかけになればいいかなと思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 再々質問はありますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 今度は町長にお聞きしたいのですけれども、国からの緊急雇用ということで、先ほど答弁でも急遽ということで、本当に急な事業だったのだと思うのですけれども、莫大なお金ですので、まちづくりのために、例えば今の人材でうまくいけばいいなことではなくて、林業の技術を習得したら、その方が必ず行けるようにするのは、また町の方向性だと思っておりますので、そのところの覚悟というのですか、大切な税金ですので、急遽、こういうことに使いましたということではなくて、本当にじっくり実のある行政をしていただきたいと考えているのですが、町長は、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ありがとうございます。まず、緊急雇用の件に関しては、大野議員のご指摘のとおりでして、問題は、これは人口対策ともリンクをするわけですが、町に雇用の場をつくるですとか、雇用をふやしていくということが目的ですので、1回限りでいいやということではなくて、継続的にこれがつながっていくように、町としても施策を考えていきたいと思っております。

それと、地方創生の先行型なのですが、これは確かにかなり急な話で、先行型がいろいろ来ました。私としては、順番としては、まず柱の計画をつくって政策を考えていきたいというのがあるわけなのですが、先行型は、それに先行して、国のほうである程度使い方が限定されてきていますので、町として補助金もいただけるということですので、町でも短い時間でできるものを考えて事業にしていっていったというような状況です。

その中で大野議員がおっしゃった、計画策定のところの1,000万円というのが非常に目立ちます。当然1,000万円、国のほうで補助していただけるからということもあるのですが、もともと私は人口ビジョン、人口対策、骨太のものをつくるということをずっと申し上げてきておまして、まさにこれに合致する形で、ここが使える形になります。高いようにも思うのですが、一方で今回は今までと違って、結果が求め

られるような、あるいはいわゆるPDCAサイクルというのですか、やって検証して、修正していくというものを想定していますので、かなりいいものをつくりたいと思っています。いいものというのは、時間もかけて、労力もかけて、したがってコストも少々かかる形になります。例えばアンケートも、今までよりも少し踏み込んだ形でとったりですとか、あるいはデータベースもきちんとそろえたりですとかということをお考えますと、金額としては大きいようなのですけれども、横瀬町にとっては非常に意味のある使い方ではないかなというふうに自分は理解しています。大切なのは、委託をするのですけれども、一番芯のところは、横瀬町の私たちが中心で考えていくということで、あくまでもお手伝いをさせていただくとかという部分、そこが非常に大切だと思いますので、その辺はしっかり横瀬町として主体的にイニシアチブをとる形でやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、6ページから7ページの繰越明許費のところ、これを見ると、繰越明許して平成27年度になってからでないと使えないものも相当あるのですが、この金額の小さいの、100万円を切るようなものについて、こういうものまで繰越明許しなければならなかったのかどうか、このところ、国の姿勢もあるのですけれども、繰越明許費が非常に多くなっているのです。かつては、こんなに繰越明許が続くのはなかったような気がするのですが、その辺の予算を執行する場合に執行部側もかなり大変ではないかなという気がするのですが、その辺の感じをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどもちょっとお話が出ました、プレミアム商品券の関係です。総額2,600万円のうち2,000万円が割り増し分ということなのですが、先ほどの振興課長の話ですと、さばき切れるかどうかという心配もあったようですけれども、逆に横瀬町の約3,000世帯等のところで、偏ってしまう可能性も考えられるような気がするのです。ですから、平均で1世帯当たり3セットということなのですが、ある程度の上限は設けないと、本当に偏ってしまうかなという、そんな心配もあるのですが、その点はいかがでしょう。

それから、先ほど出ました観光案内板、この関係ですが、秩父地域が今定住自立圏の中で観光連携とか、いろいろ進めている中で、来年度に使えることですから、時間的なものは十分あると思うのです。やはりその辺の連携を含めて観光案内板は、秩父地域はある程度統一的なものをつくっていく必要があるのではないか、そんなふうに思ったのですが、これをよそにも、こういった形での予算が来ていると思うのですけれども、その辺を定住自立圏の中の、一つの統一的な観光案内板にしていく、それと外国人の方にもわかるような2カ国語とかと言っていましたけれども、秩父に来る海外からのお客さんが、どういうところから来るのが多いのか、そういった調査もなされているのか。多分定住のほうでは、その辺の調査もしているのではないかなと思うのですが、そういった調査のもとにつくっていかないと、余り効果はないかなと、そんなふうに思うのです。まず、その辺の連携プレーができるかどうか。

それとあと、21ページだったかな、先ほども話がありました、これから地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に係る調査等業務委託、委託であるという中で、特に横瀬町は人口対策も本当に真剣に考えていかないといけないときになっています。これからの、本当に横瀬町のあるべき姿をしっかりと見定めた

中で取り組んでいかなければいけないと思うのですが、普通の状態でいけば、必ず人口は減ってしまうのですね。これはある人の意見があったのですが、西武線の存続と同時に、秩父地域から、飯能から東京方面に通勤通学の人かなりいるのです。どうしても厳しいと飯能から先に出ていってしまう、そういう傾向があります。それを食いとめるためには、やはり思い切って、これは横瀬町だけでできるかどうかわかりませんが、通勤通学に横瀬町の場合はレッドアローもとまりますので、特急券を町負担で出してやるか、かなり思い切ったことを考えてもいいのではないかな、そんなふうにも思ったのですけれども、そういったことも含めて、町としての将来を見据えた計画が本当にできるのかどうか。業者に委託してしまうと、ある程度のアンケートもやりますし、そういった要望を踏まえて、一定の計画をつくって、それで終わりというのが、今までかなり多かったような気がするのです。その辺につきましても、どんなふうに対応されるのか。

以上、お聞きをしたいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

6 ページ、7 ページにわたる繰越明許費のことですが、この繰越明許費が多い関係は、地方創生の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が、国の補正予算によって急遽地方のほうへ交付されるということになりまして、10分の10、何に使ってもという言い方はしているのですけれども、やはり地方創生の先行型ということで、地方版の総合戦略にのるような事業に対して使ってもいいということです。ですから、まず言われたのは新規事業ということです。昨年の暮れに閣議決定されていますので、それ以降の予算づけ、また今まで継続したものについても新規性のものを交えた事業でしたら使ってもいいよということが、まず1点と、評価ですね、業績評価、指数の評価ができるような事業でないといけませんと、そういうような条件がついておりまして、短期間ですけれども、平成27年度の当初予算ですか、そのちょうど編成時期でしたので、平成27年の当初で組んでいる予算の中から、そのような条件に見合う事業を急遽3月補正で前倒したような形で組ませていただきました。そんなこともありまして、繰越明許費がふえております。

以上です。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、まずプレミアムつき商品券の偏りがあるのではないかとご指摘がございました。うちのほうでも、そういうことも心配して、最初はお一人様2セットまでとか、そういうふうな販売方法をしていこうと。ただ、その売れぐあいによって、またこの時点で、それをもう少しご希望に合わせてというか、そういうふうな形になるのか、その辺はちょっとまだ状況も見なければわからないのですけれども、1人の方にたくさん買っていただくというようなことは避けたいというふうに考えております。また、事業の中でも、国のほうでも1人の方が、それをたくさん使うというようなことがないようにという内容でもあります。ただ、その方法につきましては、今のところは1人2セットまでと

か、そのような販売の制限をさせていただいていくのが、まず最初かなというふうな考えであります。そういうことで、ご理解いただければと思います。

それから、案内板等の関係で、定住自立圏構想の中での案内板等もあるので、その辺と連携をしてやっていったらどうか。そういうことにつきましても、またこの事業において、ほかの市、町でも、こういう事業をどこまで考えているか、まだ情報等は入っていないのですけれども、可能性があれば連携をしていきたいとは思っております。ただ、道の駅等では、秩父地域全体を案内するような案内板をつくらせていただいているわけなのですけれども、例えばハイキングコースのようなところに、余り遠くまで載せるのもどうなのかなというのがありますので、そのコースの場所というのですか、そこに多分こういう方が多く利用されるのではないかなというような方をちょっと想像というか、しながら、その辺は考えていく必要もあろうかと思えます。

それから、外国人の方、どういう国の方が多く来られているかというのも、うちのほうでは把握しておりませんが、おもてなし観光公社のほうでも外国人誘客ということで、その辺大分力を入れておるようでございます。また、その辺の状況を教えていただきながら、特にどういう表記がいいのかというのは、検討はする必要があるかと思えますけれども、基本的にまず英語表記だけは最低必要なのかなというふうに考えております。先日終わりましたが、氷柱ですか、あれについても西武鉄道さんのほうではポスターに、氷柱では意味がわからないので、アイス何とかとあって、西武さんのほうで、その上に描いて張っていただいたとか、そういうような話もちよこっと聞いております。ですから、外国の方にもわかるようなものというのは必要だというふうには感じておりますので、その辺も検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、補足と1項目ご回答します。

まず、繰越明許費なのですが、前も議会で若林議員が指摘していたのを記憶しています。おっしゃるとおりでして、項目的には少し多くなってしまっています。地方創生の先行型に対応するためにやむなしというような判断ですので、一番好ましい姿とは思っていません。

それと、業務委託費のところなのですけれども、おっしゃるとおりで、あるべき姿を見きわめた上で施策を打っていくというのが大事だと思います。当然アンケートをとったりですとか、データをそろえてもらったり、体裁を整えてもらったりというところでは、外部の方にも協力をいただくのですけれども、先ほど申しあげました根っここのところは、こちらできちんとつくっていくということだと思っております。

先ほど言及していただいた西武線の補助というのも検討できる一つの項目だと思っております。それらもまずアンケートをとって、町の皆さんのニーズですとか、あるいは何に予算を使えば一番効果的なのかということを見きわめた上で優先順位をつけて検討していきたいと思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 それでは、16ページの不動産売払収入についてお伺いしたいと思います。

328万9,000円ですので、この地番、地積、地目、平米当たり単価を教えてくださいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 若林議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

質問のほうが、町の売払収入、これは財産収入のほうの関係ですね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○町田 多建設課長 はい。財産売払収入、地番、地積、そして単価ということなのですが、地番は全部で4カ所ありまして、字6番、9番、姿ということで、姿は2カ所ありますので、全部で4カ所の売払収入です。地番なのなのですが、地番は2179の7、3575の3、4351の4、4351の2ということで、この4筆を払い下げしております。赤道等の払い下げでございます。そして、全体の面積なのなのですが、これは全体で127.8平米という平米数になっております。これは金額的には、路線価を今やっておりますので、その評価を利用して売り払いしているのですが、約2万5,000円程度の金額になっております。平米当たりの単価です。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第22、議案第22号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第23、議案第23号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第23、議案第23号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,058万3,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,627万円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、保険給付費を給付実績により増額し、共同事業拠出金は金額が決定したので、減額いたしました。なお、予備費についても減額しております。

次に、歳入であります。被保険者数の減少により国民健康保険税を減額、また療養給付費交付金等についても交付決定により減額しております。

以上、平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をいたさせます。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時32分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 最後のほうですけれども、7ページの歳入のほうです。説明の中で8款2目保険財政共同安定化事業交付金の408万3,000円のところが減額とおっしゃったのですけれども、増額でよろしいのですね。

○若林新一郎議長 いきいき町民課長。

〔小泉源太郎いきいき町民課長登壇〕

○小泉源太郎いきいき町民課長 失礼いたしました。これにつきましては408万3,000円の増額でございます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑はないようですので、質疑を終結します。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第23、議案第23号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 総員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第24、議案第24号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第24、議案第24号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為について行うものであります。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,604万8,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,100万円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、介護サービスの保険給付費を支払い実績により増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、諸事業の実施に伴い交付される交付金等それぞれ増額計上し、繰入金を増額計上いたしました。

続いて、債務負担行為であります。第2表に掲げてあります事業費につきまして、現年度中に次年度事業の契約行為が発生するため定めるものです。

以上、平成26年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げますが、細部につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をいたさせます。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時41分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 恐れ入ります。

ページ数というか、課長に、居宅介護住宅改修費は増額される方が多くて、ちょっと増額されたということでした。居宅介護住宅改修費、もう一方、介護予防住宅改修費は余り利用がなかったから、ちょっと減額になりましたということなのですからけれども、これはどういうふうに違うのでしょうか。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、お答えさせていただきます。

8目における居宅介護住宅改修費でございますが、これにつきましては、要介護の方に対する住宅改修費の費用でございます。介護予防住宅改修費でございますが、こちらの住宅改修費につきましては、要支援者に対する住宅改修費でございます。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第24、議案第24号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第25、議案第25号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第25、議案第25号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万2,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ9,905万3,000円とするものであります。

この補正予算の内容でございますが、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合負担金を増額し、事務的経費を減額計上いたしました。

一方、歳入におきましては、収納実績から保険料を増額し、一般会計からの繰入金を増額計上いたしました。

以上、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をいたさせます。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時47分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第25、議案第25号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第26、議案第26号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第26、議案第26号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債について行うものであります。この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,737万5,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,791万8,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、事業実績に基づき減額いたしました。これに伴い、歳入においては、国庫補助金、一般会計繰入金、事業債を減額いたしました。

なお、第3表の地方債でございますが、事業費の減額に伴い、起債限度額を補正するものであります。

以上、平成26年度下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をいたさせます。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時54分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第26、議案第26号 平成26年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第27、議案第27号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第27、議案第27号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,450万7,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2,398万7,000円とするものであります。

この補正予算の内容でございますが、歳出におきましては、事業実績に基づき減額いたしました。これに伴い、歳入においては、国・県補助金や事業債等を減額いたしました。

以上、平成26年度浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をいたさせます。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時56分

再開 午後 4時59分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議時間の延長

○若林新一郎議長 ここで、お諮りします。

ただいま議案第27号の審議中でございますが、議事進行の都合上、議案第28号まで進めておきたいと思っておりますので、本日の会議時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

それでは、そのように議案第28号の終了まで延長させていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時59分

再開 午後 5時04分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 昨年の10月からですかね、この市町村設置型に変えてきたのが。予定の数量までいかないということなのですが、先ほど課長のほうも言いましたけれども、いろいろな要素があると思いますけれども、やはりかなり町の取り組みに力を入れていかないと、これは進展しない。そうしますと、当初の横瀬町全体の下水道と合併処理浄化槽の当初の目的、それがかなりずれてしまうのではないかと、そんな心配もしております。ですから、来年度、どんなふうに取り組んでいくのか。何回か地区を決めて優先的にやるとか、いろいろな話も出ていましたけれども、少なくとも、これからどういう形で進めていくのか、その辺をしっかりと見詰めていかないといけないかなと、そんなふうに思っていますけれども、その辺で今後の取り組みをもうちょっと強化していく、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

それと、ちょっと気になるのは、これは浄化槽の設置の関係で、地方債が下水道事業となっているのですけれども、この辺が下水道事業としての地方債、こういうのでよろしいのかどうか、ちょっと疑問に思ったもので、その辺もちょっと教えてもらいたいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 ただいまのご質問に対しての答弁をさせていただきます。

今後の方針ということですが、新年度につきましては、まずこの浄化槽事業が必要な家庭、単独浄化槽を現在利用されている方、あるいはくみ取り槽の方等が、どこに、どのような形でいらっしゃるのかを全面的に調査したいと思います。調査して、それぞれのご家庭を把握した上で、個別に回ってパンフレットを配ったり、お話をしたりというような活動をしなければというふうに考えております。

それから、事業債ですけれども、この合併処理浄化槽の事業に関する町債については、下水道事業債が使えるということになっておりますので、下水道事業債を利用させていただきます。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

7番、町田勇佐久議員。

○7番 町田勇佐久議員 これは要望になりますけれども、特に5区の地域というのは、単独浄化槽を比較的早目に入れた地域だと思うのですが、したがってまだ合併になっていないというか、背戸掘沢、これを見れば一目瞭然で、依然として汚い泥が下にたまっているというか、これは浄化槽が単独で、合併が比較的少ないせいではないかと思うのですが、町のほうもできるだけ調査してもらって、合併にかえていくようお願いしたいと思います。これは要望です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 以上で質疑を終結します。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第27、議案第27号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第28、議案第28号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第28、議案第28号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、既決予定額から収入支出それぞれ438万6,000円を減額し、本年度予算総額を収入支出それぞれ2億5,466万6,000円とするものであります。

主な内容について申し上げますと、支出におきましては、事業実績に基づき減額をいたしました。収入では、収入見込みに基づき消費税及び地方消費税還付金等を減額いたしました。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的支出につきましては、建設改良費において4,595万円を減額し、本年度支出総額を2億6,049万4,000円とするものであります。

資本的収入ですが、企業債など2,096万円を減額し、本年度収入総額を1億510万5,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,538万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

以上、平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から詳細について説明をいたさせます。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時11分

再開 午後 5時17分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第28、議案第28号 平成26年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 総員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎延会の宣告

○若林新一郎議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は以上をもちまして延会といたします。

大変お疲れさまでした。

延会 午後 5時18分

平成27年第1回横瀬町議会定例会 第3日

平成27年3月11日（水曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算、議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第34号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算の上程、説明、質疑

1、延 会

午前10時開議

出席議員（10名）

2番	新井	鼓次郎	議員	3番	内藤	純夫	議員
4番	大野	伸恵	議員	5番	若林	想一郎	議員
6番	赤岩	森夫	議員	7番	町田	勇佐久	議員
8番	若林	スミ子	議員	10番	小泉	初男	議員
11番	若林	新一郎	議員	12番	若林	清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	高野修行	教育長
村越和昭	会計 管理者	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち 課 経営 長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いき 町民課 長	大場紀彦	健康づく り課長
小泉明彦	保育所 兼 児童館 長	高野直政	振興課長
町田多	建設課長	町田文利	上下水道 課長
富田等	教育次長	一柳俊一	代 表 監 査 委 員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	逸見雅彦	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林新一郎議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○若林新一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第29号～議案第35号の上程、説明

○若林新一郎議長 日程第1、議案第29号から日程第7、議案第35号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算、日程第2、議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第4、議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第6、議案第34号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、日程第7、議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算、以上の7議案を一括上程し、議題とします。

この際、町政に対する町長の施政方針とあわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、一括上程されました平成27年度一般会計予算、各特別会計及び水道事業会計予算の審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位を初め町民の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

昨年11月に国会で「まち・ひと・しごと創生法」など地方創生2法案が可決成立しました。日本の人口減少に歯どめをかけること、東京圏への一極集中を是正し地方の活力を取り戻すことを命題として、いよいよ国を挙げての地方創生が具体的に動き出すことになりました。

この地方創生は、我が国の人口減少と都市と地方の格差拡大という既に構造化しつつある今の時代の流れを変えようとする大変難易度の高い政策です。ともすればばらまきや一時のブームで終わってしまうかもしれませんし、成功する地方と成功できなかった地方を明確に分けてしまう結果になるかもしれません。

それでも私は、この地方創生の流れは、横瀬町にとって大きなチャンスと考えています。それは、私が

この町の豊かな未来を築くために不可避と考えていた「人口減少の厳しい現実と正面から向き合うこと」を力強く後押ししてくれるものだからであり、何よりも横瀬町には大きな可能性があると考えているからです。

私は、かねてより、現在の横瀬町の行政にとって一番必要なことは、人口減少に正面から向き合い、計画をつくり、組織的に粘り強く、それを抑制する努力及びそれに耐え得る町をつくる努力をすることであると訴えてきました。当選させていただいたことし1月の町長選挙におきましても、町民の皆様にも最ご期待いただいたのはまさにこの部分だったと考えております。

人口減少対策に特効薬はありません。安全で安心できる住環境の整備、住民満足度の向上、雇用促進、交流人口拡大、育児教育環境整備や環境改善などの諸施策をぶれない基本方針のもと、組織的かつ継続的に検証を繰り返しながら一つ一つを積み重ねてこの町に付加価値をつけていくこと、より住みよい町、より誇れる町を目指して不断の努力を続けていくことしかありません。

横瀬町は、都会に近いという立地、美しい風景がある豊かな環境、文化があり参加意識の高い住民の皆さんがいるという三拍子そろった恵まれた町です。小回りがきいて、素早く動けるといふ小さい町の利点をうまく生かして、住民の皆さんと一体になって進むことができれば、この町は、(全国に745ある町の中で)日本一住みよい町、日本一誇れる町になる可能性があると考えています。県や国の協力を得ながら、横瀬町ならではの横瀬町にしかできない地方創生にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

平成27年度は、地方創生元年となる立ち上がりの重要な年度です。平成27年度中に具体的な人口ビジョンを盛り込んだ地方版総合戦略を策定し、未来を見据えて一歩ずつ力強く進んでいきたいと思っています。

平成27年度に、あと1つ重要なテーマがあります。それは、町としての継続性を確保することです。私は、この1月から、町長として働かせていただいております。新しい町長として、たくさんの「新しくやりたいこと」や「変えたいこと」がありますが、一方で、これまで先輩方が築いてこられたこの町の歴史や経緯があります。横瀬町が着実に前に進んでいくためには、自分のやりたいように何でも強引に変えてしまえばいいということではなくて、歴史を尊重し、継続性やスピード感のバランスをとりつつ、まずは慎重にかつ着実に町政を進めていくという形が望ましいと考えています。1月の24日から町政を預かる身として、それまでに積み上げられてきた予算編成方針は尊重し、継続性を考慮した上で、平成27年度予算案は編成しました。

また、業務を遂行する体制につきましても、平成27年度は、継続性を重視し、大幅な組織変更は予定しておりません。平成27年度に策定する地方版総合戦略を踏まえた上で、翌平成28年度に新体制の色をより反映させた予算編成と組織づくりを実施したいと考えています。

続きまして、平成27年度重点施策を申し述べさせていただきます。

施政方針で触れたとおり、平成27年度は、横瀬町にとりまして地方創生の立ち上がりとなる重要な年でもあります。

人口減少、少子高齢化、雇用の確保等の問題に立ち向かうための施策を立案していきます。人口の長期ビジョンを定め、そのビジョンを達成するため、多くの町民の方の意見を聞き、子育て支援・雇用の確保や創出などを盛り込み、地方版総合戦略を策定します。

次に、交流人口拡大、観光振興のため「寺坂棚田魅力アップ事業」として、寺坂棚田をさらに観光資源

として活用するように、駐車場の舗装整備などを実施します。また、「観光PRキャンペーン等事業」や「道標・観光案内板等整備事業」により、町の魅力をさらに発信し、観光案内板等を整備することにより、歩きたくなる町、歩行者に優しい町として誘客促進・交流人口の拡大を図ります。

次に、地方創生の先行型交付金を活用した「プレミアム商品券事業」を行い、町内家庭の家計を支援し、消費を喚起し、町の活性化を図ります。また、「高齢者見守りネットワーク推進事業」では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者サロンを設置するなど、見守りネットワークの充実を図ります。保健事業では、こころの健康相談や自殺予防の普及啓発など精神保健事業の充実を図ります。

次に、子育て支援や教育のために、増築しました児童館において、学童保育室を小学6年生まで拡大します。また、子育て支援の公共サービスをわかりやすくするためガイドブックを作成し、子育て世帯に配布をします。また、「中学校ALT派遣事業」では、外国語指導助手の派遣日数を2倍にし、英語教育の充実を図ります。

次に、危機管理の面では、総合福祉センターにおいて、災害時など避難所としての機能を強化するため、太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置を行います。消防体制では、消防車両を機動性の高いものに更新するとともに、地域防災のかなめとなる消防団員の処遇改善と装備の充実を図ります。また、「農村地域防災減災事業」では、災害に強いまちづくりを推進するため姿の池堤体改修に向けた調査を行います。

次に、インフラ整備ですが、町道につきましては、安全で安心できる通学路・生活道路の整備を進めます。横瀬駅南側道路である町道3175号線を初め、下横瀬橋拡幅補強工事を含む5号線や9号線などの改築工事を行います。橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき順次改修を行います。また、水道事業については、安定給水を確保するため、中央監視システムを更新いたします。

それでは、続きまして、議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算、議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第34号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

当町の財政状況であります。人件費、扶助費及び公債費から成る義務的経費の予算額は、13億2,795万1,000円で、前年度と比較して約0.2%増になっております。これは人件費が1.8%、1,228万円、扶助費が435万3,000円増額したことが主な要因であります。

また、義務的経費の歳出に占める割合は36.8%で、前年度と比較して1.5%低下しているものの、歳出総額の大部分を占めていることには変わりなく、依然として本町の財政は厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、予算編成に当たっては、町としての継続性とバランスに配慮した編成としました。「行政評価」により点検が行われた事業については、その内容を確認し、結果をできるだけ予算に反映させ、その他の事業についても、客観的な視点から再点検を図り、財政規律の健全性と、積極的な行財政運営のバランス確保に努め、編成しました。

その結果、平成27年度の予算規模は、一般会計36億900万円、特別会計22億2,993万円、水道事業会計3億9,728万2,000円としました。

続いて、主な内容を申し上げます。まず、一般会計の歳入であります。

現年課税分の個人町民税は、3億5,725万4,000円を見込み計上しました。前年度と比較し、0.4%、105万7,000円の減額となっております。これは退職者分の所得割の減収見込みによるものです。

法人町民税につきましては、7,292万7,000円を見込み計上しました。前年度と比較して、6.3%、489万8,000円の減額となっております。

固定資産税につきましては、土地価格の下落、家屋の評価替えによる減額等により、2.4%の減収を見込み、5億5,771万3,000円を計上しました。

町税全体の歳入見込み額は、10億9,281万9,000円で、一般会計歳入予算の30.3%を占めるものとなっております。

前年度と比較しますと、1.6%、1,800万5,000円の減収となっております。

地方交付税交付金であります。普通交付税7億5,300万円、特別交付税9,800万円、合わせて8億5,100万円を計上しました。前年度と比較し、2.4%、2,030万円の増額となっております。

国庫支出金につきましては、4億6,110万1,000円を計上しました。前年度と比較して、20.3%、7,788万5,000円の増額であります。増額の要因は、社会資本整備総合交付金が前年度と比較して1億1,863万5,000円増加したことによるものであります。

町債につきましては、事業費の増加に伴い、前年度と比較して、23.8%、7,713万円の増額を見込み、4億159万円を計上しました。

続いて、歳出であります。人件費につきましては、総額で6億8,889万5,000円を計上しました。人件費が一般会計歳出予算総額に占める割合は、19.1%となっており、前年度と比較しますと、1.8%、1,228万円の増額となっております。主な要因につきましては、育児休業職員の職務復帰、町議会議員選挙など選挙数の増加及び国家公務員給与改定に準じた職員給与改定等によるものであります。

物件費であります。総額で6億3,564万2,000円を計上しました。前年度と比較しますと、3.8%、2,324万1,000円の増額となっております。この主な要因につきましては、平成26年度から継続しております地域人づくり事業及び学校給食調理員業務に係る委託料が増額したことによるものであります。

扶助費であります。総額で3億6,163万9,000円を計上しました。前年度と比較しますと、2.3%、796万1,000円の増額となっております。この主な要因につきましては、管外保育所入所見込み児童数の増に伴い委託料が増額になったことによるものであります。

補助費につきましては、秩父斎場建設分の増額にかかる広域市町村圏組合負担金及び秩父地域水道事業広域化準備室に対する補助金の増額に伴い0.9%、438万7,000円の増額となっております。

普通建設事業費につきましては、下横瀬橋拡幅補強工事が本格化することに伴い、前年度と比較し、13.5%、1億7,058万9,000円の増額となっております。

公債費につきましては、5.8%、1,726万8,000円の減額となっております。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3会計につきましては、それぞれ前年度実績等により精査し、予算計上しました。

歳入の国民健康保険税は、退職被保険者等国民健康保険制度の経過措置が終了することにより、6.6%の減収を見込み、1億6,127万7,000円を計上しました。

介護保険料及び後期高齢者医療保険料は、介護保険料が基準額の改定により12.7%、1,600万8,000円増額の1億4,168万円、後期高齢者医療保険料が、1.0%、77万4,000円減額の7,774万6,000円をそれぞれ計上しました。

歳出の保険給付費は、前年度と比較し、国民健康保険特別会計では0.9%、介護保険特別会計で12.8%増加しております。後期高齢者医療特別会計の広域連合負担金は、前年度より0.6%の増加となっております。

下水道特別会計につきましては、歳入の使用料及び手数料は、前年度より7.9%、269万1,000円の増収を見込んでおります。

歳出は、事業費が5.2%、公債費が6.9%増加しております。

浄化槽設置管理事業特別会計につきましては、国庫補助金が16.3%、863万5,000円、県補助金が29.3%、1,549万7,000円と、歳入の約5割を占めております。

歳出は総務管理費として913万1,000円、事業費として4,252万8,000円、総額で5,297万5,000円を計上しました。

次に、水道事業会計であります。水道事業第5期拡張に伴う浄水場築造及び配水管布設工事が完了したことに伴い、前年度より資本的収入において25.2%、資本的支出において51.1%減少しております。

また、主な事業は中央監視システム更新工事を予定しております。

以上、「施政方針」及び「平成27年度予算概要」について述べさせていただきました。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。ありがとうございました。

○若林新一郎議長 以上で、町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました平成27年度予算7議案の提案理由の説明を終わります。



◎施政方針に対する質疑

○若林新一郎議長 ここで、町政に対する町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別に時間を設けますので、その際にお願ひします。

質疑はございますか。

○若林新一郎議長 8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 ただいまの富田町長の所信表明を聞きまして、また新たに町民の皆様の期待は膨らんだものと存じます。

2ページの人口減少対策の中で、町長が「ぶれない基本方針のもと」という強い決意があらわれていらっしゃるようですが、この「ぶれない」という部分、どの辺に基本を持っていらっしゃるか、お聞かせください。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 この「ぶれない」という部分は、具体的に申し上げますと、平成27年度に策定する予定の地方版総合戦略です。これが人口減少に対応する施策の幹の部分になると思いますので、ここがぶれないということが必要だと思えます。そして、考え方としましては、常に町の付加価値を向上させていく。より住みよい町、より誇れる町を目指して町の付加価値をつけていくという部分がぶれないという部分になると理解しています。

○若林新一郎議長 再質問ございますか。ないですか。

他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいまの町長の施政方針を聞く中で、平成27年度中に地方再生の総合ビジョンの関係触れられておるのですけれども、たしか基本構想の後期基本計画の初年度が今年度から始まるかと思えます。既にその基本計画はでき上がっていると思うのですが、これを5年の計画を総合戦略の計画とあわせて、3年ぐらいがいいかなと思うのですが、それをやはり練り直すことも考えることが必要かなと思うのです。いずれにしても、基本計画と合致したものでないと、これからの町の活性化に結びつかない、そんなふうにも思うのですが、その辺の考えについてちょっとお聞かせ願います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ご質問ありがとうございます。まさにその部分が運営上大変重要になると思っていて、そこが先ほど申し上げた継続性とのバランスというふうに理解しています。これはちょっとタイミング的に後期の基本計画がもう既にできていまして、これはこれでももちろん大切なもので、横瀬町にとっては必要なもので、生かしていきます。それに加える形で、より人口減少にフォーカスした計画をつくるというのが今回の地方版総合戦略になります。したがって、今策定しています後期計画と相反するものでもありませんし、その中のさらに人口減少の部分にフォーカスした町としての総合戦略をつくるというふうに理解をしています。そこは先ほど申し上げた継続性とのバランスというのを留意しながら運営していきたいと思っています。

○若林新一郎議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ以上で町長の施政方針に対する質疑を終結します。



◎議案第29号～議案第35号の説明、質疑

○若林新一郎議長 それでは、ここで前例に倣い休憩をし、休憩中に各担当課長より平成27年度予算7議案の細部について説明をいただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時27分

再開 午後 1時00分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

○若林新一郎議長 議長より申し上げます。

本日、東日本大震災から4年を迎えます。震災で亡くなられた多くの皆様のご冥福を祈り、1分間の黙祷を行いたいと思います。

事務局長の合図で黙祷をお願いします。

○町田 勉事務局長 それでは、その場でご起立ください。黙祷をお願いします。

〔黙 祷〕

○町田 勉事務局長 黙祷を終わります。ご着席ください。

○若林新一郎議長 ただいま新年度予算に対する細部の説明中でございます。引き続き休憩をして説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 2時08分

○若林新一郎議長 再開いたします。

新年度予算の細部についての説明中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時25分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算についての細部の説明をいただきます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時41分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算についての細部の説明をいただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時56分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算についての細部の説明をいただきます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時01分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算についての細部の説明をいただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時11分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第34号 平成27度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算についての細部の説明をいただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時16分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算についての細部の説明をいただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時32分

○若林新一郎議長 再開いたします。

以上で新年度予算全ての細部についての説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時45分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一括上程中の7議案について細部の説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行い、便宜上、歳出から各款ごとに進めていきたいと思っております。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

最初に、日程第1、議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。

第1款議会費。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

次に、第2款総務費。ございませんか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、済みません。何点か教えてください。

まず、47ページなのですが、行政区振興事業なのですが、これは前年と同じ数字が入っています。町長の公約のほうで、23区何でも相談窓口との関連で、区行政との連携を強くしたいというふうなことをおっしゃっていましたが、この辺の金額で大丈夫でしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから、その下の区の防犯灯新設補助金の関係なのですが、先日12月24日の横瀬中学校PTAだよりを見せていただきましたら、子供たちの登下校を考えるということのところで、街灯をつけてほしいという要望がすごくありました。それで、防犯灯の補助金の額が5万7,000円ということで少ないのですが、この金額でももう少し見直しをしていただければどうかなというふうに感じました。

それから、49ページです。地域公共交通実証運行業務なのですが、公共交通のアクションプランでもスクールバス等との併設を考えたかどうかというふうな文言がありました。それから、お年寄りへの、交通弱者への考え方もとても大切だと思うのですが、本当の弱者というのはバス停までも行けないということをお聞きしています。それから、子育て支援の関係では、若い人たちの家庭で低所得者であっても、子育てをしている場合には、もうどうしても車が必要ということで、車代に対しても年間でかなりの金額を若い世代の方たちは出していると思うので、そこら辺の公平性も考えてどのように今後お考えになるでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから、50ページですが、コミュニティ助成事業補助ということで毎年かなりの金額が出ています。それで、7地区への交付金は263万4,000円ぐらいなのです。私は区の行政というのがとてもしっかり、この横瀬町はしていると考えています。そして、コミュニティ事業という言葉で、多分都会の人の感覚だと思ってしまうのですが、横瀬町の区行政は、私はまさしくコミュニティだと思っています。だから、区でちゃんと会計決算をやっているところなのですが、もっと大きな、緩やかなまとまりが各地区7地区だと思うのです。でも、そこには7地区分の会計決算とかというものはなくて、本当に会計決算をして、地域住民に密着しているのは区行政で、それはたまたま区行政になっていたの、区コミュニティとかコミュニティが1コミュニティ、2コミュニティとか、11区は11コミュニティということになれば、このコミュニティにこの補助金が入ったのかなというふうにならざるを得ないというふうな常々感じていましたので、有効な考え方を取り入れていただければ、より有効に使えるのではないかなというふうに思っていますので、そこら辺のところを1点お願いいたします。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ご質問にお答えします。

まず、47ページの行政区振興事業についてなのですが、ほぼ従来同様の報酬等を計上しています。私も公約にしていました23区別の担当者をというところは検討中でございます、まだ役場の職員の一人一人の業務負担というのが今の時点ではかれていませんので、それを確認した上で順次手がけていきたいと思っています。いずれにせよ、これは役場の中で区行政を見る人がふえるということでありまして、予算には基本的には反映されないものだとは認識しています。したがって、ここはこのままになります。

それと、2の街灯の部分に関しましては、金額的にはおっしゃるとおりで、5万7,000円ということで余りないのですが、これもこれから町のニーズ等を確認して、あるようであれば増額補正等ももちろん、必要であれば検討の余地はあるかなと思っています。

それと、3つ目の質問の49ページのスクールバス等、コミュニティバスの関係は、ご指摘のとおりでして、きのう一般質問の際にも、平成27年度にブコーさん号の今後の費用対効果の部分の検証とかを含めて見直しを考えていきたいということをお願いしたのですが、当然公共交通というのは幅広く捉えて、その中でできること、できないこと、続けられることとこのことを検討してまいりたいと思っています。

それと、コミュニティの助成については、ご指摘のとおりだと思いますので、できるだけ、おっしゃるとおり横瀬の行政区は非常に自治の意識もありますし、自転している部分がありますので、できるだけ区や地区のニーズに合ったようなものと考えていきたいというふうに思っています。自由度が高いというのでしょうか、こちらのほうでこれという押しつけということではなくて、その辺も区行政のほうとコミュニケーションをとりながらまた考えていきたいと思っています。

○若林新一郎議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 防犯灯のほうの関係でもう少しお話しさせていただきたいと思います。

先ほどの5万7,000円というのは、大野伸恵議員さんの質問で、これはいわゆる区のほうで設置する防犯灯の補助金を出すやつなのです。町でやるやつではないのです、これは。それで、町でやるやつは街灯修繕料と街灯新設等工事とってございまして、街灯修繕のほうは64万8,000円、新設工事のほうは27万9,000円、やっぱり修繕のほうが多いということで、そういうふうにとっていますけれども、新設のほうもとりあえずは3基、4基、7基分とっています。修繕のほうもそれなりの金額でとってありますけれども、先ほど町長が申したとおり、区のほうから要望等があれば補正なりで対応していきたいと思っています。個人で要望するのではなくて、区長さんが、地区のことをよく知っている区長さんが申請してもらうという形式になっていますので、よろしくお願ひします。

○若林新一郎議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問のコミュニティ助成事業の補助金につきまして私のほうからちょっと説明させていただきます。

コミュニティ助成事業補助金のご関係でございますが、これは自治総合センター、宝くじの助成金のご関係でございますけれども、この事業は趣旨的には住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備などの

整備に関する事業ということで、毎年3団体ほど申請をいただきまして、県のほうへ申請を上げているところでございます。そして、平成27年度予定しているところは、川東コミュニティクラブ、そしてあと2区、あと20区、そのようなコミュニティ組織が一応申請を予定しているところでございます。

以上です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 ただいまの町長がスクールバスとコミュニティ、ブコーさん号の運行の件で、平成27年度にそういったことを考えて上手に使いたいと。これ再三そういう、住民からは確かに町内を走っているものというのは、弱者にとって誰でも利用できるものだったり、利用したほうがいいたろうというご意見はごもっともなのです。しかし、再三伺っていますが、やはりスクールバスという生徒が乗る、児童が乗るものと、一般の住民が乗るものは立て分けられてしまうのだよという指導をずっといただいていますよね。そういった点は、今後も変わらないのですか。それとも、そういうふうに変えてというか、そういう考えに立ってよろしいのでしょうか。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ご質問にお答えします。

スクールバスはスクールバスとして必要になりますので、これはスクールバスです。主にブコーさん号のほうに関して、その費用対効果をもう一度検証したいということでございます。

○若林新一郎議長 再質問はいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 49ページの、今地域公共交通の実証運行にちょっと関連するのですが、そこの中に地域乗り合いバス路線確保の関係があります。前々から疑問に思っていたのですが、当初この事業を実施するに当たっては、西武バスさんもこういった地域でどうしても赤字路線だから廃止の方向があるときに、これを路線を維持してほしいという、そういう中で、それでは赤字部分を県と町で折半で出そうというのが最初だったのですが、今回のこの予算書を見ても相当な開きが出てきているのですけれども、このことと今のブコーさん号の運行とか、あるいは秩父地域の定住自立圏の中での、その辺を含めた、そういった議論がどういうふうに行われているのか。その辺をもうちょっと全体的で捉えていかないと、だんだんきつくなるかなと。それこそ費用対効果からしたら路線バスは、前から見れば本当に利用者から比べれば負担が相当大きくなってきている、そういう気がするのです。この辺のことについてはいかがでしょうか。

○若林新一郎議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまのご質問ですが、地域乗り合いバスの路線確保の補助金でございます。

おっしゃられるとおり、県補助、また町の補助で2分の1から始まったものと聞いております。現在は、県費の補助が大分少なくなっている状態でございます。町の持ち出しがふえているところなのですけれども、交付税で多少措置されていると聞いていますところでございます。今後ですけれども、定住などで検討

という話もありますけれども、定住の中でも公共交通の検討委員会というのがあってと思いますので、その辺でも各地区の路線バスの確保のため、各団体が補助を出していると思います。同じような問題を持っていると思いますので、その辺の問題を共有化していければと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今まち経営課長からご答弁をいただいたのですが、本当にこのままで何らかの対応をしていかないと、これから横瀬町としてもかなり重荷になってくるのではないかなと、そういう気がしますので、ぜひこのことについては十分検討していただきたい。横瀬町内の中で、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、確かにブコーさん号の運行されている中で、利用できる人と、ちょっとその路線まで出ていくのが困難な人も中にはいるのです。今そういう人がタクシーを利用している人もいます。タクシーの利用も、横瀬駅前には秩父ハイヤーさんの駐車場というのがあるのですが、常時車がないので、結局タクシーを呼ぶと秩父市から来て、送迎の費用が余計かかってしまう。できれば横瀬駅前、そういうところに何らかの形で常時ハイヤーがいるような形をとれないかという、そんなこともあります。このブコーさん号の運行を充実させると同時に、当然路線バスの路線も確保しなければならないと思いますけれども、そういったことも、その中でも利用できない人もいますから、今言ったようなことも含めて、横瀬町としての独自のなものでいいかと思うのですが、そういったことを進めていただくことによって利用者の利便性を図っていただければというふうに思うのですが、検討していただけるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今の形がやはり最終形ということでは思っておりませんで、それはブコーさん号の機能と、それから町のほうで補填をしている西武バスの松枝線の機能というのが基本的には同じだと思っています。そして、それぞれコストがかかっています。それらをもう一度、一番いい形は何かということを考えていかなければいけなくて、そのときには当然その補完手段としてデマンドタクシーだったり、あるいは家まで行ってくれるタクシーが検討課題にはなってくると思います。それらも含めて検討していきたいと思っています。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、次に第3款民生費に移ります。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 1点教えてください。

71ページなのですが、総合福祉センターの施設を改修工事するようで、太陽光とか蓄電器ということの説明を受けました。小学校、中学校で太陽光発電をしています。9万円と70万円ぐらいの売電収入があるようですが、この再生可能エネルギーというのはとても大切で、私も促進していただきたいのですが、ど

うも電気代を見ると、余り顕著な感じであらわれてこないのが残念だなというふうに思っていますので、この発電量というのは、どのぐらいの発電量があって、どのぐらいの効果があるのかというところをお考えになっているのか教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 では、お答えさせていただきます。

総合福祉センターの太陽光発電施設、蓄電施設設置工事でございますが、事業の概要としましては、太陽光発電施設の発電能力10キロワット、これは1日の発電量を33.8キロワット、hだから時間だと思えます。1時間当たりの33.8キロワットを見込んでおります。蓄電設備につきましては、蓄電能力が16キロワット毎時ですか、1時間当たり15キロワット。目的としましては、公共施設への再生可能エネルギーの施設の導入、また総合福祉センターが指定避難所、福祉避難所としての機能を持っておりますので、そこへ太陽光発電の再生可能エネルギーを導入したものを付けたいということです。効果につきましては、1年間の売電額は、一応47万円ほど見込んでおりますが、これによりまして総合福祉センターの年間の電気料の約28%をカバーできると考えております。そのほかに基本料金の基礎となる最大電力量を抑えるために、長期的視点ではそれ以上の効果が見込めるものと考えております。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ご質問につけ加えてお答えします。

これに関しては、発電量収入を得るためにやるというものではなくて、緊急時の避難所としての機能を高めるというのが主な目的になります。ポイントは蓄電設備でして、太陽光で発電したものを蓄電して、緊急の災害があった場合、横瀬町中が停電してもここだけが電気がついて機能できるという避難所施設として設備を強化するというのが主たる目的になっています。

以上です。

○若林新一郎議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 4番議員の質問にも関連するのですが、総合福祉センターのところに太陽光発電をとるので、今町長の答弁を聞いたので、非常時の際のということなので、それはそれでいいと思うのですが、設置の、多分センターの屋根部分に設置するのではないかと思うのですが、あの総合福祉センターをつくったときに、お風呂のお湯は上の屋根に設置したもので賄うということで、それがだめになって今撤去されています。そのときも感じたのですけれども、建物の屋根がやっぱりある程度老朽化してくると、補強しないと簡単に設置できないかなという、そんな気がしたのですけれども、その辺の設置をするのに支障はないのかどうか。

それから、蓄電のための施設、どの辺に設置をするのか。余り、場所的には奥のほうのゲートボールをしたところなんかもあいていますが、蓄電の規模、どのぐらいの蓄電の設備ができるのか、その辺の具体的な内容がわかれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○若林新一郎議長 健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 この太陽光の施設を設置するに当たりましては、屋根部分の補強はするように考えております。

あと、蓄電池につきましては、先ほど申し上げましたように、15キロワット、1時間当たりだと思っておりますけれども、そのほかにスコットトランスというのが何か10キロというのがあるのでも、ちょっとその辺が詳しくはわからないのでも、そのようになっております。

以上です。

○若林新一郎議長 置く場所も聞いていたよね。

○大場紀彦健康づくり課長 設置場所につきましては、今まであったところの部分、その前に最初に、先ほど申しさせていただきました、一番最初に太陽光で給湯施設に使うための施設をつくった場所を補強して設置する予定でございます。

〔何事か言う人あり〕

○大場紀彦健康づくり課長 済みません。ちょっとわかりません。ちょっと調べさせていただきます。

○若林新一郎議長 後で答弁するということ。

○大場紀彦健康づくり課長 はい。

○若林新一郎議長 それでは、後で答弁するということでよろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 民生費、児童福祉費のほうで82ページ、保育所費なのですが、前から言っているように、ちょっと費用対効果が悪いのではないかと。ことしも大分管外保育に行くということを聞きましたので、これの、昔民間委託が望ましいという事業仕分けも出たということもありますので、すぐやめるわけにはいかないの、これも存続を少し考え始めたらどうかと思うのですが、町長のお考えはいかがでしょう。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 現時点では検討はしていませんけれども、先々考えると検討の余地はありかとは思いますが。

○若林新一郎議長 再質問はよろしいですか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 ことしから検討に入るということでよろしいのでしょうか。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 説明が難しいですね。特段テーマを設けて検討に入るということは、ことしは想定はして

おりませんが、課題としては認識しておりますので、町の財政状況に関しては聖域なき見直しというのが近々に必要になると思っています。その中で検討していきたいと思っています。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、次に第4款衛生費に移ります。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません。教えてください。91ページなのですが、広域市町村圏組合の斎場の負担金が上がりました。これは建設費の関係かと思うのですが、これは何年くらいこのまま続いて、建設がなくなれば減額になるのかということが1点。

次が99ページです。細かいことなのですが、不法投棄防止事業ということが振興課のほうで63万9,000円とっていただいております。私は、横瀬町を美しくしたいと思っていますし、町長のほうの公約も景観を美化するということをおっしゃっていましたので、ぜひ町をきれいにしていきたいと思うのですが、この辺のところの細かいところなのですが、この金額で変わらずでよろしいのでしょうかということです。

それから、100ページなのですが、ごみ処理事業の広域市町村圏組合負担金です。ごみ処理事業、ごみ代だと思うのですが、これはごみを横瀬町の住民が少し減らせば、この負担金が減ってくるものだと私は捉えています。持ち込んだ量によって減額するように覚えているのですが、しかし私たち一般の主婦ですとか町民には、ごみを減量してください。そうすると町の負担金が減りますよみたいなPRは余り聞かれていないのです。ですから、こういうことも省エネというのですか、目的を持って、目標を持って、横瀬町は1人当たり幾らぐらいでやりたいみたいな目標を持って進むと、資源の無駄にならないし、いいと思いますので、大変細かいことなのですが、そこら辺のところを1点教えてください。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 斎場負担金についてなのですが、細かい数字が今手元になくて申し上げられないのですが、今回のは建設にかかるコストがかなり大きいウエートを占めているはずですので、一時的な膨らみだと思います。

それと、不法投棄防止に関しては大切なことだと思いますので、今期はこういう予算計上なのですが、町の美化ということで引き続き何ができるかというのを考えていく必要があると思っています。

それと、ごみ処理事業も、これ広域の話ですので、秩父郡市でということかもしれませんが、ごみを減らす努力はしていく必要があると思いますので、そちらも気を配っていきたいと思っています。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 99ページの環境保全事業の河川水質とか降下ばいじん、毎年取り組んでいただいておりますが、例年と調べる場所、回数等は変化はございませんでしょうか。数値ではなくて、場所とか、やる回数とかは、ことしも変わらないかどうかということです。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 お答えさせていただきたいと思います。

大気汚染の関係、それから水質の関係、昨年と同様の箇所と同様に、水質につきましては2カ月に1回ですか、それから大気については毎月1回やらせていただいておりますので、同じようにさせていただきたいと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 1点だけお聞きしたいと思います。

92ページ、生活排水処理基本計画策定事業、これは5年に1回の割合で計画を立てているという話なのですが、もうこの取り組みをして、ちょっと記憶が定かでないの、何回かこの取り組みをしてきたと思うのですが、230万円委託料をかけてやるべきものなのかどうか。下水道事業を始めて、その後もこういった基本計画だとか、いろんな調査をした経緯がありますし、これだけの町の中ですから、もう既に実態把握はきちっとできているものだというふうに私自身は考えているのですが、そういう中で何とか町の職員の中でこういったことができないものかどうか。そういったことも、1つには職員のやる気あるいはやったことに対する満足感とか、そういうこともできるのではないかと。多分委託してやっても、職員がやっても内容的にはそんなに変わらない。実態把握ができればそんなに変わった方向は出ないと思うのですが、このことについてはいかがでしょうか。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に対しまして答弁させていただきたいと思います。

確かにこの事業につきましては、公共下水の認可を受けている区域内で、そういう集落農業排水整備済みあるいは実施中の区域、浄化槽の市町村整備推進事業を実施している区域等についてもあるわけですが、またそれ以外の区域でもまた調査をしなければいけないということでございます。今上下水道課のほうで把握しているそういうものにつきまして、これから順次新しく加入をしていくということで、いろいろ調査等もしていくわけだと思っておりますけれども、この県の5年に1度の調査に合わせて、また各市、町がこれもつくりなさいということでございますので、今回こういうふうな形で計上させていただいたわけでございます。先ほど議員さんのおっしゃるように、職員でもできるのではないかとのお話もあるわけですが、その辺につきましては過去の例を見ますと、やはり専門的な知識等も必要でございますので、委託をお願いできればというふうに思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問はありますか。

○12番 若林清平議員 一番最初の、こういった生活排水処理の調査をしたのがありますね。一番最初。それから何年ぐらい経過しているかなど。ちょっと教えてください。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ご質問の、いつから始めているかということに対しまして答弁させていただきたいと思えます。

私の今手元にあるものにつきましては、基準年度が平成14年度だということでございます。

以上です。

○若林新一郎議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 平成14年ごろから調査をしたとなると、もう既に10年以上経過をしていますし、この間公共下水道区域は当然公共下水道として整備を進めてきたわけですけれども、それ以外の区域外については、やっぱり合併処理浄化槽を広めていくという、そういうことが町の大きな課題でもあったかと思うのです。そうすると、最初の調査から2度目、3度目の調査のときに、調査のものがしっかりと捉えられていなければならないと思うのですが、今回のこの基本計画をつくるのに、そういった土台があれば、その計画策定はさほど困難ではないかなという、そういう気がしたのですが、その辺の、最初の調査のときからどういう形でその結果を、町のほうの独自として利用して活用してきたのか、そのことが大事なかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきたいと思えます。

平成14年を始まりとして5年ごとにそれぞれ見直しをされております。その間にも議員さんのおっしゃるとおり、いろいろ見直しされ、また基準の内容等も変わってきております。現況も変わってきております。現在どうなっているかということでございますけれども、細かい内容についてちょっと今把握していないのですけれども、それをもとに、うちの課とすれば、推進あるいはそういうこともしているわけなのですけれども、また今度は上下水道課のほうと浄化槽の設置の事業もできましたので、そこであわせてこの事業をもう少し具体的に潤うようにまた使っていくことが必要だということは感じております。ちょっと残念ながら有効にということにはちょっと言えないかもしれません。

以上です。

○若林新一郎議長 再々質問ありますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 振興課長の答弁で大体の経緯はわかるのですが、要するに振興課で取り組んでこういう計画をつくったにしても、調査をしたにしても、これが今度は分離しましたけれども、上下水道のほうで利用できる。やっぱり部署が違って、同じ一つの横瀬町の中だから、これが常にお互いの中で利用できる、あるいはお互いに協力できる、そういう体制がないとまずいかなと。これは前から申し上げてきたのですけれども、横の連携もやっぱり町の行政執行の中では大変大事なことだというふうに思うので、今度は浄化槽もとにかく市町村設置型に変えて、なかなか進まない、そこを切り開くのも、こういった調査があり、その資料があることによって利用できると思うのです。そういう中で、ぜひ上下水道課のほうと連携を深めて設置の促進を図っていただきたい。このことについてはぜひお願いをしたいと思います。

要望でも結構でございます。

○若林新一郎議長 答弁よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、次に第5款農林水産業費に移ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、次に第6款商工費に移ります。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 114ページでございます。地域人づくり事業というのがございまして、4,410万円ですか、その中で観光人材育成業務委託料等が2,300万円でございますか、その下に森林活用人材育成業務委託料2,110万円というのがございますけれども、その中で雇用対策資金かと思えますけれども、その中で何人ぐらいの人がどこで働いているのか、どういう資格を取らせるのか、お尋ねをいたします。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

地域人づくり事業、観光人材育成事業委託料及び森林活用人材育成事業委託料でございます。こちらそれぞれが4人ずつの人材を雇って行う事業でございます。まず、観光の事業につきましては、芦ヶ久保のブコーさん観光案内所、それと元のJTBの事務所、さいたま市ですか、そちらのほうにも事務所があるわけなのですけれども、そちらにも行って研修あるいは仕事をしていく事業でございます。内容につきましては、OJTの研修を行いまして、旅行業務の基礎の知識及び取り扱いの管理者の資格を取得するような内容と、それから町内の観光資源の見直し、それから発掘、また観光ガイドマップの作成、それからインターネット等を活用した情報の発信、それからイベントの開催及び観光業務のサポート等を行う事業を考えております。

また、森林活用人材育成事業の委託につきましては、こちら4名ですけれども、作業はOJTの研修等を行いまして、林業等の知識の習得及び基礎技術の習得、それから町内の特に町有林等を利用して、林業の作業等の研修、また広域森林組合さんのほうの事業で高性能機械等の実務研修、それから植林等の研修、森林を活用するための知識及び技術の習得というようなものを行うということでございます。森林のほうの林務のほうの資格は特に、簡単な機械というのですか、チェーンソーだとか草刈りの講習とか、そういうようなもの、それから高規格機能の機械を研修を受けるということで、ちょっとそういうものの作業者の資格等を取るということでございます。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 観光人材業務のほうはいいと思えますけれども、森林活用人材育成業務のほうで

ざいますけれども、今課長が資格と言いましたけれども、チェーンソーとか草刈り機とか言いましたけれども、横瀬町にはシルバー人材センターですか、高齢者事業団というのがあるのです。何歳とかわかりませんが、65歳ぐらいからですか、ほとんど事業団に入るときには、面接の中でチェーンソーと草刈り機の資格を取って勤めてくれということらしいです。大して難しいことではありませんけれども、もし1年間で杉を植えるとか、これをやるとか、いいかわかりませんが、その後4人の方が長く勤まるのか。もう少し、2,110万円ですか、有効に使う仕事はないですか。こう見ていまして、よく私は思いますけれども、ほとんど誰が上にいて、俗に言う班長ですか、誰が指導して、誰が教育をするのでしょうか。ほとんど町役場でお金もらって、何でももらったものはぶん投げては困るのではありませんか。何千万円の金をいただいた以上、その金を町のために有効利用するのが筋ではありませんか。その辺もう一度お願いいたします。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、資格という話でございましたけれども、確かにそういう簡単な資格というのは、シルバーさんでもやっているのかもしれませんが、またそういうものを実際に研修をその場で受けていって、また正しい使い方を研修していただくというのも大事なことのかなというふうに考えております。それで、その指導の関係なのですけれども、広域森林組合さんのほうにこの事業はお願いしております。広域森林組合さんのほうで、まずお一人の方が4人の方を連れてそれぞれ現場のほうに参りまして、その4人の方を森林組合の方が面倒を見ながら指導を行い、随時行っていくということでございます。当然先ほど申しました高規格な道具とか、そういうものというのは当然当町にもないわけなのですけれども、そういうものも広域さんのほうにあるものを利用していただいて、広域森林組合さんで事業をすることに対して、またそれなりの専門の方がついて指導していただけるということで、こういう事業をいたしていくということになろうかと思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今課長さんがお話ししましたけれども、考えることが反対ではありませんか。資格を取ってから仕事を始めるのが筋ではございませんか。では、もし今の時代ですから、けがでもして、誰でも間違いがあるかもわかりませんが、資格も多少あれば、簡単な資格かもしれませんが、持っていけば医療関係でもいいかしれませんけれども、資格なしにチェーンソーを使うとか、これを使うとか、それでは反対ではありませんか。今私が思っていることは、4人の、何歳だかわかりませんが、1年間町のほうで補助金で仕事をさせて、その方々がその仕事を生かしていただければいいかわかりませんが、今ほとんど若い方が土木作業員でも山の関係の仕事でも、幾ら募集しましても人が来ない現状なのです。その点もう少し違う角度から、適材適所というのがありますけれども、人を見ながらそのお金を有効利用するのが筋かと思っておりますけれども、ただ簡単な場所へ、組合に預けたから、あとは構わないとか、そういうのではなくて、町の中でできることがあれば、皆さん方が知恵を絞って、この方はこうだから、多少こういう資格を持っているからここに1年間使おうとか採用しようとかあるのではありま

せんか。では、その方々4人いまして、個人情報もあるかもしれませんが、幾つだかわかりませんが、何らかの資格を持っているとか、免許があるとか、その辺から4人も一遍にいかなくてもいいから、2人ずつ分けてお願いするとか、あと違う方法ありませんか。考えたことがありますか。その辺いかなものでしょうか。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 答弁させていただきたいと思います。

確かに人を雇うとか、そういうことにつきましては、議員さんのおっしゃることもあろうかと思えますけれども、この事業の基本的なものは人づくり事業ということで、資格を持っていなかったり、就職できないような人を何とか資格等、ある程度基礎的なものを勉強して資格を取っていただいて、また次のステップに上がっていただければという一つの事業でございますので、その辺ご理解いただければと思います。以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 補足します。

この緊急雇用というのは、そもそも雇用を創出する、それで雇用を拡大するというのが大きい目的であるはずでして、議員ご指摘のとおりでして、つまりは結果効果があったというのが本当ははかれていないといけないのだと思います。一回ぼっきり、これ使っておしまいということではないと思いますので、町としてもこういった補助金を使って、緊急雇用で雇用を拡大しますというときには、そのやった後の効果、それからその反省点というのを踏まえて、この先は続けていきたいと思っています。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 111ページですけれども、ここに街路灯管理費補助金ということで、これは町の街路灯の委員会か何かに補助しているわけですけれども、この街路灯を設置してからかなり年数がたちまして、もう既にその街路灯を切ってしまった方も何軒もあるのです。これがいわゆる町の防犯灯のかわりにもなっているわけですけれども、先ほど総務のほうの関係で、町の街灯の防犯灯はLED化がほぼ済んで、非常に電気料金も下がってきた、そういう説明があったかと思います。今の町で街路灯委員会で管理しているのは、それより以前のもので、当然またこれを新しくするというのは大変だとは思いますが、この辺を防犯灯のかわりもできるというふうな形で、LED化を図る、そういうことも今後は考えていかないといけないかなと。それと、町が設置しました道路の照明灯、あの県道は別ですけれども、町が設置した道路の照明灯もあるのですが、そこも含めてLED化を図っていったらどうかと思うのですが、その件が1つ。

それから、やっぱり111ページと113ページに関係してあるのですが、町の観光産業振興協会に対して2つの費目から補助金が出ています。これを2つに分けて出しているのは多分ブコーさん観光案内所の関係かなと思うのですが、1つの団体に出す補助金ならば、1本に絞ってもいいのではないかな、そんなふうにも思うのです。それと、観光協会が今までの他の団体と1つになって独立をした形になっていきますけれ

ども、これを町が援助していかなければいけないのはわかっていますけれども、かなりの予算がこの間投下されてきたかなと思うのですが、その結果というのか、どんなふうに捉えていけばいいのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、街路灯なのですけれども、285基ほど今ございます。その電気代の4分の1ということで補助させていただいているのですけれども、実際にはそれが100万円ほどになっているのですけれども、数年前から上限79万円とかという、何か制約を受けたということで、そのまま来ているのが現状でございます。もう議員さんのおっしゃるように、街路灯ということをつくってから相当な年月がたっております。そのときは県の補助事業をいただいて、町も補助をしてということで3分の1ぐらいの受益者負担金というふうな形で賄えたのかなと思います。また、当時商店街というようなところでなければというようなところもあったのですけれども、いろいろなお力をいただきまして、商店街を横瀬町全域が商店街というような、ちょっと拡大解釈をさせていただいて、町内全域に街路灯を設置したような経緯がございます。防犯灯とかそういうものもございます。また、確かにLEDということもございます。何かそういうまた新しい補助金等があるようであれば、街路灯運営委員会さん等とまた相談をさせていただくのも一つの方法なのかなと。また違う補助金があれば、またそういうのも利用させていただくか、あるいは防犯灯という考え方で、街路灯ではなくやっていくのかとか、またその辺につきましてはちょっと時間をいただいて、相談等をさせていただいたり、また街路灯運営委員会さんのご意見も伺いたいと思っております。

それから、協会の関係で大分費用等がかかっているということでございます。確かに観光協会が町中の事務から芦ヶ久保のほうに出まして、そちらで運営をしているということで、観光の宣伝、PR、当然まず299号の表玄関ということで、秩父地域全域にもやはり宣伝等もさせていただいております。大変これは効果のあることだというふうに考えております。また、町の中に観光協会がありましたときは、土日、平日もそうなのですけれども、相当数が観光案内の電話等が町にかかってきておまして、職員の中でいろいろな職員が対応をさせていただきました。特に土日になりますと、職員が2人で当直というような形になりますと、その時期、その時期のタイムリーな情報というのが、なかなか職員全員に伝わらなくて、結構お問い合わせをいただいたことに対して的確なお返事ができないことが多かったわけなのですけれども、ブコーさん観光案内所が向こうにできましてから、最近では本当に週に何回か、土日におきましてはほとんど電話等の問い合わせも役場のほうに来なくなりました。この内容につきましては、ちょっと私なんかは寂しいなという感じもするのですけれども、職員にとってみれば、その電話の対応のときに当然別の仕事をしているわけなのですけれども、そういうときにそういう問い合わせがあるということは大変煩わしいということもあり、また当直の方、職員もいろいろ、当直の者もまた別にもまだいろいろ仕事を与えられているというか、頼まれているというか、持っていますので、そういうときに観光のこういう案内が減ったということだけでも大変大きな、数字、金額にはあらわれないのですけれども、メリットがあるの

かなというふうに思っております。

それから、観光情報のウェブサイトというのですか、インターネット情報につきましても、前は職員が片手間に情報を入れていたり、職員が情報提供のためにそれぞれの観光施設を回ったり、電話で確認したりしながら入れている状況ですので、どうしてもタイム的におくれて、おかれてということで、タイムリーな情報がなかなか入れられなかったわけなのですけれども、今はそういうものも随時入れるということができておりますので、そういう意味では大変情報の提供についても大きなメリットがあるのではないかなというふうに考えております。

それと、観光産業振興協会という形で今年の6月に合併いたしました。確かに商業連盟と観光協会が一緒になったということで、商業連盟につきましても、商工費のほうで今まで予算をとってございまして、観光協会のほうは観光費のほうということで分かれてとってございまして、観光産業振興協会の商工部会のほうの費用については商工費のほうで、それで観光部会のほうについては観光のほうでというふうな形で、今回両方の、同じ名前をとっているような形になっております。また、その辺につきましても今後検討はしていかなければいけないのかなと思います。

以上です。



◎会議時間の延長

○若林新一郎議長 お諮りします。

ただいま第6款商工費についての質疑の途中でございますが、議事進行の都合上、この商工費の6款が終わるまで会議時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めて、そのようにさせていただきます。

○若林新一郎議長 それでは、質疑を続行いたします。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今振興課長からご説明をいただきました。街路灯管理委員会については、相手の都合もあると思いますので、町がどうこうではないのですけれども、やはり町が働きかけをしていかないと難しいかなと、そんな気もしていますし、あの街路灯もかなり特殊な形だったかと思っておりますので、これのLED化が簡単にできるかどうか、そのこともやっぱり気になっているのですが、その辺これからちょっと検討していただきたいと思いますなと思っています。

道路の照明灯については、これは町が設置したものですから、町の判断によってどうにも対応できると思うのですが、方向としてはそういったものを含めてLED化を図っていく、そういう省エネ推進の姿勢を持っていただけるかどうかをお聞きします。

それから、町観光産業振興協会の関係ですけれども、ここが自立してやっていくためには、私はブコーさん観光案内所、その組織形態わかりませんが、自立した組織であれば、会長がいるのは当然ですし、秩父市の観光協会を見ても、ちゃんとした事務局があって、事務局長がいて、それがやっぱり中心になって全体を見ながら進めていく、そういう組織になっているかと思うのです。そういう方向が今とられているのかどうか、ちょっと疑問なのですが、これだけの補助金を出していれば、そういう組織化がなされていなければおかしいかなと、そんなふうにも思うのですけれども、その点はいかかでしょうか。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、街路灯に関してなのですが、当然コストが必要になる話なのかもしれませんが、LED化できれば、それはいいことだと思いますので、町としても検討はしていきたいと思います。

それと、観光案内所の件ですが、正直なところ、今当然PRの効果があつたりですとか、例えば今回の氷柱での集客にも寄与していますし、効果はあるのですが、目に見えてという部分でいくと、まだ費用対効果が合っているという状況まではいっていないと認識しています。一方で、まだ創業期にあるという認識もあって、これから少し形整えられるかどうかというもやる余地があるかなと思っています。今議員ご指摘のとおり、少し組織としての形もまだ弱いと思いますし、その辺整えていくことは考えていく必要があろうかなと。

それと、町としての負担も現状まだ大きいままだと思っていますので、この辺もどこかでもう一度見直しする必要はあるのだろうなというふうには思っています。

以上です。

○若林新一郎議長 再々質問、いいですか。

他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、2点教えていただきたいと思います。

まず、先ほどの観光振興公社の関係なのですが、私もこの説明では観光協会と商業連盟が合併したのですが、名前が観光産業振興協会になったということで、商業のほうに一生懸命頑張っていた人が商業の名前がなくなってしまったということで本当にがっかりしているということを私は聞いています。それで、この疑問が1つあるのですが、この団体は補助金だけの団体で、加盟団体の人たちは加入金というのですか、例えば秩父の商工会議所なんかでも会費を払うわけなのですが、そういうものは払っていない団体と考えているのでしょうか、町のほうとしては。だから、これは町のものなのか、それとも自立した組織に向かうための会員の方たちが会費を払った団体なのかというところを1点確認させていただきたいと思います。

それから、地域人づくり事業の関係なのですが、これ4,400万円で8人ということになりますと、1人500万円当たりの金額になります。とても莫大な金額なのですが、これがほぼ人件費となるのでしょうか。

〔「何ページですか」と言う人あり〕

○4番 大野伸恵議員 114ページです。先ほどの地域人づくり事業です。4,400万円で8人といいますと、1人500万円、1年間ですよ。500万円の人件費なのか、それともそのほかのいろいろな経費というので

すか、がかかっているのか、それを教えていただきたいと思います。

それで、緊急雇用創出事業なのですが、雇用を創出するという事業を、私は前にも言ったのですけれども、これを1つの振興課というところに任せて果たしてそれができるものなのかということ私を非常に疑問に感じています。この8人が今後どうなるのか。例えば、観光のほうで観光業の許可を取るような資格を取ったとしますね。旅行業者みたいな資格を取ったときには、ではこの方は観光案内所に入れるのか、入れないのかという。今の観光案内所の人が観光業を持っていなかったとすれば、観光業を持っている人がいるにもかかわらず、その人はほかのところに行って仕事をするということになりますので、そこら辺のところも、横瀬町のこの4,400万円が税金ですので、横瀬町にとってよく使っていただきたいということがありますので、この緊急雇用の事業を振興課だけで考えるということが果たしてこの小さな町で可能なのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、前も質問しましたら、全部補助金だからということでは言われたのですが、これにかかわる職員の人件費もあると思います。観光案内所で先ほど電話が来なくなったから人件費がその分も考えていただきたいと言われましたけれども、この事業にかかわる役場の職員の人件費もかかっていますので、全額が補助金という考え方ではなくて、本当に実のある事業になるのかどうかということをお町長のほう、どうお考えでしょうか、教えてください。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、まず観光産業振興協会の会費ということでございますけれども、これにつきましては、従前の商業連盟、観光協会、そういうふうな形で会費を取っていたと思いますけれども、同じような形でして今現状はおります。

それから、名前についてなのですけれども、確かに観光、それから商業、産業、工業振興協会というような長い名前にしようかという話だったので、余り長くてもちょっと説明をする、お話をするときに、なかなか難しいということで、では本当に産業振興協会がいいのではないのかというふうなところまで行ったのですけれども、やはり観光という言葉はちょっと削れないのかなど。では、観光と商業だけでいいのかなという話で、いろいろありまして、観光産業振興協会ということで名前をつけさせていただきました。決して商業が仲間外れにしたとか、そういう意味ではないので、誤解のないようお願いをさせていただければと思います。

それから、人づくり事業の、全部が職員の賃金、費用になるのかというお話でございましたけれども、先ほども観光につきましてはガイドマップ、ガイドブックをつくったりするという話もさせていただきましたので、そういうものの印刷製本費だとか、あるいはほかの機械のレンタルをするものとか、キャンペーン事業を行うための費用とか、そういうものもおおよそ半分ぐらいはこちらで見えています。林業のほうにつきましても、それぞれの機械の使用料だとか、あるいは植える苗木等の費用とか、そういうものも見たりして、大体半分ぐらいのものについては、その他経費というような形で見えています。

それから、観光と、それから林業ということでこの緊急雇用の関係ありました。今年度はたまたまないので、以前にはほかの課でいろいろな事業をやるのにこの緊急雇用の事業を利用させていただ

いて、ほかの課でも使っております。振興課だけが使っているということではございませんので、その辺ご理解いただければと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 緊急雇用のことに関して補足します。

これはやっぱり補助金があるから何かやるということではなくて、やることがあるからつくっていくというやっぱり考え方が必要だと思います。平成27年度に地方創生に関して総合戦略つくりますので、その中で雇用創出というのは大きなテーマの一つの柱になりますので、そういう中で、どこかの課だけということではなくて、全体の中で何が必要か、求められているのか、町のためになっていくのかというところを考えて組み立てをしていきたいと思っています。

○若林新一郎議長 再質問ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

確認なのですが、そうしますと、ことしの4,400万円の予算は、このままではなくて、幾らか考えていただくというお考えなのでしょうか。それとも、ことしはこのままということでしょうか。

それから、先ほど言うのを忘れてしまったのですが、横瀬町の林業費は200万円なのです、この予算の中で。そういう片方で育てますと言っている、横瀬町の予算は、この林業の関係は200万円ぐらいの予算しかとっていないわけなのです。ですから、私は横瀬町は山林が全体の80%も占めているような町で、山をきれいにしなくてはいけないし、それこそ水源の涵養もしなくてはいけないというところで、せつかく1人500万円もかけて雇用、技術を習得した方ができるのだったら、その方をどういうふうにすればここで雇用ができて生計を立てていけるかというところも考えていただきたいなという要望があるので、どうでしょうか。済みません。よろしくお願いします。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 平成27年度に関しては4,400万円はあくまでも4,400万円で、これはこれです。平成27年度に計画をつくりますので、その後総合的に考えていきたいということを申し上げました。

以上です。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 私のほうからは、林業費の関係について答弁させていただきたいと思います。

町から直接補助金をしたりという事業というのは、以前は町を通して、国、県の補助金が町を通して、それで森林組合とか、そういうところに行っていた事業が多かったようなのですが、だんだん町を通さないで直接行くような事業が多くなってきておりまして、町の予算の中で余りないのかなと。例えば、間伐だとか除伐だとか何だとか、そういうものについても直接森林組合に行き、森林組合が事業を行って、森林組合さんが林家さんといろいろ話をしながらとか、そういう事業が、町を通す事業が少なくなっ

てきたので、見た目というか数字上というのでは、ちょっと全然少ないのかなというふうな感じはするわけなのですが、そういうことでご理解いただければと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 再々質問ありますか。よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○若林新一郎議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕



◎延会の宣告

○若林新一郎議長 ないようですので、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は以上をもちまして延会といたします。

大変お疲れさまでした。

延会 午後 5時13分

平成27年第1回横瀬町議会定例会 第4日

平成27年3月12日（木曜日）

議事日程（第4号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算、議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第34号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第36号 町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事請負変更契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 町道5号線下横瀬橋桁架設工事請負変更契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 横瀬町副町長の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第39号 横瀬町教育長の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（10名）

2番	新井	鼓次郎	議員	3番	内藤	純夫	議員
4番	大野	伸恵	議員	5番	若林	想一郎	議員
6番	赤岩	森夫	議員	7番	町田	勇佐久	議員
8番	若林	スミ子	議員	10番	小泉	初男	議員
11番	若林	新一郎	議員	12番	若林	清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	高野修行	教育長
村越和昭	会計 管理者	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち 課 経営 長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いき 町民課 長	大場紀彦	健康 づくり 課長
小泉明彦	保育所 兼 児童館 長	高野直政	振興課長
町田多	建設課長	町田文利	上下 水道 課長
富田等	教育次長	一柳俊一	代 表 監 査 委 員

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	逸見雅彦	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 若林新一郎議長 皆さん、おはようございます。
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

- 若林新一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎議案第29号～議案第35号の質疑、討論、採決

- 若林新一郎議長 日程第1、議案第29号から日程第7、議案第35号までの7議案を議題とします。

_____ ◇ _____

◎答弁の補足

- 若林新一郎議長 前日は、議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算の第6款商工費までの質疑が終了しました。それまでの間で、12番、若林清平議員からの質問に対する答弁がなされておりましたので、ここで答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

- 大場紀彦健康づくり課長 昨日の12番議員さん、蓄電池の設置場所の質問についてお答えさせていただきます。

場所につきましては、総合福祉センターの玄関の北側、外階段付近にキュービクルがございますので、そのキュービクル付近に設置する予定でございます。

以上です。

- 若林新一郎議長 置き場所だったよね。

- 大場紀彦健康づくり課長 蓄電池の大きさにつきましては、幅が800ミリ、奥行きが750ミリ、高さが1,880ミリになります。

以上です。

- 若林新一郎議長 再質問はいいのですね。

○若林新一郎議長 以上で商工費までの質疑が終了しましたので、本日は第7款土木費に対する質疑から行います。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 2点教えていただきたいのですが、118ページ、社会資本整備総合交付金、町道整備事業なのですが、これはいつも予算が出て、契約とか土地の売買が確定しないのでということで、場所というのをはっきり明確には大体されていないのですが、今回5号線とか駅前道路とか聞きましたが、第一その他のところで、大体町ではこのところを道路をつくりたいのだというようなもし構想がありましたら、それを図面に描くとか、そういうことで住民の方に公表する、情報公開するような形にはできないのかどうかということをお願いしたいと思います。

それから、同じように119ページの都市計画の関係なのですが、この都市計画という横瀬町のまちづくりの根本的なところが、この都市計画920万円という数字で、この建築確認とかという事務的なところは、建設課のほうでもいいと思うのですが、この都市計画というものについては、町全体の本当に基本となるものなので、まち経営課というか全体の中で捉えていく箇所にあったほうがいいのかと思いました。今回また町長のほうで課の再編というものと人事とかは考えていくというお話があったのですが、ぜひ都市計画というところを町の中心のところに据えていただいて、本格的な住民が住みやすい町にしていきたいと思っておりますので、その点を教えてください。

以上です。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 大野議員さんのご質問でございますけれども、2点ほどございました。社会資本整備総合交付金の関係で1点、それと都市計画そのものの所掌をどういうところでやったらいいかということでお話をいただいたわけですが、社会資本整備総合交付金に関しましては、国の補助金、55%の補助金をもらって今遂行している事業でございますけれども、新しい道等これから整備をするというような形で、もしそういう計画があったら住民に知らしめるために何かないかということでございますけれども、新たにそういった必要性のある道、特に今回の場合は、3175号線なんかは新たに道になってくるのですが、そういった情報に対しまして、ある程度確定して住民の方にお知らせができるような状況になりましたら広報等を使いまして、なるべく情報伝達を行うようにはしていきたいと思っております。

それと、都市計画関係の機構改革の関係に関しましては、私のほうでがちょっと言うのはちょっと控えさせていただきたいと思うので、よろしく願いいたします。済みません。

以上でございます。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま大野議員から質問のありました都市計画のことについては、おっしゃるとおりでして、町全体のこととして対応していきたいと思っております。ただ、気にしなければいけないのが、1つ

は、基本構想との整合性という部分と、それから役場の中でやっていくということでマンパワー、その部分にどれだけ割けるかというところを考慮しながら、バランスをとって対応していくということを考えていきたいと思います。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

6番、赤岩森夫議員。

○6番 赤岩森夫議員 117ページ、除雪についてちょっとお伺いをいたします。

除雪なのですけれども、どの辺、量によるのですけれども、どの辺を目安にして雪かきが始まるのか、それともその雪かきについては、業者が目安を感じて作業を始めるのか、それとも建設課のほうで目安を話すのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいのですけれども。というのは、横瀬で雪が降っていなくても入山とか21区ですか、21区、22区あたりはそれなりの雪が降るということで、住民の人からまだ雪かきが来ないのかというようなお話も私のほうにも来ているので、そこら辺の目安をちょっとお聞かせをいただければありがたいと思いますけれども、どうぞよろしくお願いします。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 今除雪に対してのご質問でございます。除雪に関しましては、今の町が目安がございますけれども、基準がございますけれども、大雪のときと通常時の雪のときがございます、通常時の雪に関しますと、今は業者さんに委託をしておりますが、10センチという目安があります。その地域によって先ほどおっしゃったように違うと思いますので、その担当部署をある程度もう明確にしております。その担当部署の中で担当エリアの中で10センチ以上、そして危険が察知できるようなところに関しましては、その業者さんが担当して入ってくださいということで、一々町のほうで見に行って、これはどうですなということではなくて、もう広範囲にわたりますので、業者さんのほうの判断で入ってもらっているというのが実情でございます。大雪に対しまして、去年の2月の大雪がありましたので、そういった今度は未曾有の大雪に対します対応とはまたちょっと違ってきます。通常の場合は、その10センチというのが1つの目安になってやっております。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問ありますか。

6番、赤岩森夫議員。

○6番 赤岩森夫議員 それとあと委託料なのですけれども、この除雪に対する。これは、時間給なのかそれとも1回掃くと幾らなのか、ここら辺もちょっと教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○若林新一郎議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 再質問でございますけれども、委託料の関係ですけれども、これは単価が決められてまして、これは今現在は秩父県土整備事務所が業者さんの入札を行いまして単価が決まるわけですけれども、その単価をうちのほうも使わせていただきまして単価契約をしております。1時間当たり幾らという

ような単価で除雪のほうはやっております。そういった金額でやっておりまして、あとは、そのほかに固定経費、パワーショベル等を使ってそういうものが傷んだりなにかしますので、固定経費だとか、ほかにも見ておるのですけれども、そういった経費を見たり、あとは塩カル等をまくのはまたこれは別で、塩カル単価が決まっております、100平米当たり幾らという単価がありますので、その換算してどれだけの道の何平米をというのをある程度計算をして、その平米当たりの単価で割り返して支払いをしているというような形になっております。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再々質問ありますか。

○6番 赤岩森夫議員 大変ありがとうございました。

○若林新一郎議長 他に質問。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいまの除雪の関係でございますけれども、昨年13区では自主的に区費で対応しまして幹線道路の除雪を行いました。全部で8万4,000円ほどかかってしまった。しかしながら、町からのこれに対しての助成はなかった。こういう場合これからどうするのか、お聞きしたいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

これ以前話があったような気がするのですけれども。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 ただいまの質問にお答えいたしたいと思っております。

今の除雪の関係なのですけれども、今除雪に関しましては、業者さんに委託をして、事前に決定してある路線を掃いてもらっております。ただ、大雪の場合に対しましては、町のほうがイニシアチブをとりまして、指令塔になって業者さんを先導してやるような形を今とらうとしております。

ただ、今議員さん言われるように、各地域の事情によって自主的に掃いてもらっているところはかなりあります。そういったところかなりありまして、町のほうで全て掃けるわけではございませんので、そういった事情によって掃いていただいているというのは、本当にありがたいことなのですけれども、そういったボランティアでやっていただいている方、そういったところもかなりありますので、今後そのようなことをまるっきり考えないということではないのですけれども、今のところは、町のほうとしては、さまざまな場所でボランティアの人たちに活躍してもらっているというのがありますから、そういった人たちの力を大いに活用していただいて、除雪を進めていきたいなと思っております。

答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 補足をさせていただきます。

個別のケースに関してどうだというのは、今なかなか申し上げられないのですが、原則としては、1つは地域の事情を踏まえてということと、一方で公平性を担保しつつ町のほうでは対応を考えていきたいと思っております。

○若林新一郎議長 再質問ありますか。

他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、115ページですけれども、私道整備に対する補助金のこの制度なのですが、毎回100万円ほど計上されております。これの利用の関係ですけれども、どの程度利用されてきたか、その辺をちょっとお聞かせください。

それから、120ページです。後退用地の関係で、積極的に後退用地も買収をしていくということなのですが、今、町で買収をしていきたいと思われるところは、全て把握をされておるのかどうか。また、それを把握する中で、計画的に町が取得をしていくのか、あるいは開発の時点で、実は私どもの近所でもそういった開発行為に伴って後退バックしたところがあります。しかし、いつの時点でそれを町が買い求めていくのか、そういったのが1つのルール化されるといいかなと思うのですが、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、121ページなのですが、町営住宅の関係ですが、町営住宅の場合、今入居者を絞ってきて、かなり空き家がふえています。空き家がふえても建物があり、また土地も借りております。この費用はなかなか空き家がふえてといっても減るわけではないのですが、この町営住宅に対する町の方針は、町長の施政方針にありました地方版総合戦略の中で取り上げていくのかどうか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 3点ほどご質問ございましたけれども、1点目が私道整備補助金の関係だと思えますけれども、この関係に関しましては、平成13年ごろこの要綱を整備して、ずっときておるのですけれども、いまだまだというか、利用者がおりません。この要綱等にもありまして、3メートル以上の道で10メートル以上の長さがあるって、その道が舗装してあるとか公道に接しているとかって、いろんな基準がありますので、そういうところをクリアしないとこの適用にならないというようなこともあるのだと思うのですけれども、今のところ利用者がいないというのが現状であります。

それと、後退用地の関係だと思ふのですけれども、後退用地に関しましては、全て把握してあるかということですが、その把握は全てはしてございませんけれども、この後退用地の関係で買収事業を展開しているのですが、毎年1件か2件出てきております。そして、それはどういうときに出てくるかといいますと、やはり狭隘道路、狭い道路の中で住宅が建っているようなところがほとんど該当してくるのですけれども、建築基準法42条の2項ということで、建築確認申請が出てきたときに、それと一緒にうちのほうは買収をさせていただくというような方式をとっております。ですから、年間で大体1件か2件は必ず出てくるという状況で、それがある程度のスパンになってくると、その道がある程度後退用地が確保できるというような形になってくるかと思ふます。

それに、最後、町営住宅の関係でございますけれども、町営住宅の関係につきましては、少し前にいろ

いろな角度から調査をしたことがあるのですけれども、この関係で、今、町のほうでも実際に住宅に関しましてどういうふうな方向でやっていかななくていけないかというのは、議論をして検討し、方向性を本当に定めなくてはいけないと思っているのですけれども、今44世帯ある中で実際に入っているのが19世帯しか入っていません。先ほど議員さんもおっしゃってございましたけれども、用地等に関しましては、今4人の方から借りているのですけれども、できれば44戸の中の19戸ですから、最終的に一番新しく建った棟がありますけれども、そちらのほうに皆さんに移っていただくというか、そういうふうな形をとりますと、ちょっとうちのほうでも調べてみたのですけれども、4人の方のうちの3人の方は土地をお返しできるような形にもなります。いろいろ検討することがあって、どうしたらいいかということは検討して、しっかりと見定めていかななくてはならないのですけれども、そういった形もできますし、いろいろあるので、これから先もう一回検証し直して対応していかななくてはとっております。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、私道整備の補助金の関係ですけれども、前町長の時代にこういった制度ができましたけれども、なかなか利用者がいないのが現実だというふうに思うのです。その前は、一定の条件があれば町が寄附を受けて町道認定をしたり、そういったことも時たまあったのですが、今そういう事例がこここのところほとんどないのです。ただ、これは地権者さんの思惑もあるのですけれども、本来ですと何件かで使っている共有のところですから、そういったものは、多少4メートルになっていなくても町が町道に組み入れる形、寄附をしてもらって町道に組み入れる形、それを進めることがこれから必要なという気がするのです。これは、今の公共下水道を進めていく中で、やはりそういった共有者の多いところの管路の埋設等にも非常に困難を来している、そういったものもあります。ですから、そういう点で、このような制度で賄うというより、積極的に町が町道に認定できるような寄附をお願いするような形のほうがかえって進むのではないかな、そんな気もするのですが、その辺のことについてちょっと見解をお聞かせ願いたいと思います。

後退用地の関係につきましてはわかりました。これを積極的に、その建築確認のときでもいいのですが、進めておくことによって将来的に活用できるということですので、できれば今までそのようにしておいたほうが良いというようなところもかなりあるにはあるのです。そういったのも調べておく必要があろうかと思えますけれども、いずれにしても、手が足りない中での作業ですから、建築確認のときには、出たときには、後退用地については、一応町が買収をしていくというような、そういう取り組みをしていくということであればそれでよろしいかと思えます。

あと、町営住宅の関係ですけれども、今課長の説明も受けましたけれども、この町営住宅の取り組みの関係は、先ほども申し上げました施政方針の中にある、ここに書いてありましたけれども、「人口ビジョンを盛り込んだ地方版総合戦略会議を策定し」という文言があったので、これから計画策定に入ってくるのかどうか、かなり限られた時間ですけれども、その辺も含めて取り組んでいただいたほうがよろしいかなと、そんなふうに思いますので、あとそのことと、2点ほど再答弁をお願いいたします。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 ただいま2点のご質問をいただいたのですが、町営住宅に関して人口ビジョンに盛り込んでというのは、私のほうはちょっと答えを控えさせていただきたいと思うのですが、最初のほうの質問の私道整備に関しまして、4メートルなくても積極的に町のほうで取り組んでいったらどうかというご質問なのですが、要綱等をつくって、そのときに議員さんおっしゃるように4メートル以下の道を積極的にということであったのだと思うのですが、確かに4メートル以下の道の中に、相当家が建て込んでいるようなところがいっぱいありますので、そういったところを今度町のほうでやっていくとなると、相当な経費になってくると思います。ですから、なかなか一概にやるということになると難しい面もあると思うのですが、先ほどちょっと説明した中で、その後退用地の関係とかそういうもので長期スパンで考えていけば、ある程度そういったところが、住宅の耐用年数とかそういうものによって後退をしてきますので、長期スパンで考えていくというような形でこの要綱等も定めてきているのだと思うのですが、そういった議員さんのおっしゃるようなことももう一度頭に入れて、いろいろなことを検証していければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 町営住宅の件についてお答えいたします。

町営住宅に関しては、大きな宿題だと私も認識しています。当然これは総合戦略、平成27年度につくる中で1つの大きい検討課題になると自分は認識しています。ただ、気にしなければいけないのは、実際に今19世帯の方が生活を営んでいらっしゃるの、その時間軸の問題とかというところは、配慮が必要だろうとは思っています。いずれにせよ横瀬町としてどう取り組むのか、それがどういう形が町にとって一番いいのかということは、しっかり検討していきたいと思っています。

○若林新一郎議長 再々質問よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、次に第8款消防費に移ります。

質疑はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 それでは、124ページから125ページの消防自動車管理費、消防自動車、自動車購入費1,740万円、これ2台という説明でしたが、機動性の高い車を買いたいという町長の発言がありましたが、どのような車にかえるのかご説明願います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 内藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

2台ということですが、これも去年平成26年度でも、ことしですね、2台買いましたけれども、

それと同じ方向でいきたいと思っています。実際には排出物が少なく騒音も少ないと。あとは機能性にすぐれているものということでございます。前回配備した、2台配備していますので、それと同じものを考えております。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問いいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、次に第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、2点教えてください。

129ページ、育英資金の貸付事業の関係なのですが、先日若林スミ子議員のほうからも給付費ということでお話があって、私のほうからもお願いなのですが、今貧困の連鎖ということが問題になっておりまして、この横瀬町ではどういう状況か私も把握していないのですが、この制度というのは、低金利時代になったときに、この制度の1つのメリットがなくなったのかなというふうに考えています。まず1つ借りるということ。それがしかも無利子ということの2つあったと思うのですが、その1つがなくなっているという状態で、もしこれを借りられる人はまだいいのですが、これを借りても返せないということで、諦めてしまっている場合があったら、将来に向かって夢を持たせるというのですか、そういう夢を閉じてしまうようなことがもし起こるとすると大変なので、そこら辺のところを制度だけでなく心の取り組みも、制度でよしとするのではなくて、その奥のことまで目をかけていただきたいと考えているのですが、その点どうでしょうかということが1点です。

それから、151ページの土地購入費です。説明ですと町民グラウンドの土地の購入費というふうな説明だったかと思うのですが、第2グラウンドの人工芝の関係で、一番問題になったのが駐車場はどうするのかという問題だったと思うのですが、駐車場は大丈夫ですというお答えだったのです。これは、この当初予算にのってきたというのは、ちょっとびっくりしてしまったのですが、実際に使用して、やっぱり駐車場が足りなかったので購入しますということだったならば、そうでしょうと理解するのですが、大丈夫ですよと言っている時間の中で、駐車場の土地も購入するように考えていたということ考えてよろしいのでしょうか。

以上2点お願いいたします。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 4番、大野議員さんからの2点のご質問でございます。育英奨学資金に関して、子供たちの貧困により、上級の高校あるいは大学等へ行くために資金を貸し付けしているわけでございます。今無利子というようなことで、卒業後1年の経過を経て分割にて返済を願っているような状況でございます。毎年25名前後の方がお借りしているというようなことで、新規の方が大体五、六名で、継続の方が20名

前後というようなことでございます。非常に低金利の時代になりまして、非常に難しい問題でございます。全てにおいてそういう夢的な部分を摘むようなことがないように、こちらも努力しているわけなのですけれども、財政的には非常に町といたしましても厳しい部分がございます。場合によっては、目的がある場合には、違う育英資金の中で、お医者さんであるとか看護師さんであるとかそういう部分であると、その公立の病院であるとかにお勤めすると返さなくてもいいよというような制度も他のところにはございます。現状で申し上げますと、横瀬町において、まだその辺については難しいのかなというような考えであります。ですので、要綱等を見直して、ある程度猶予ができるような返済は考えられると思いますので、多少なりとも検討をしていきたいと考えております。

あと、151ページの土地の購入でございます。議員さんおっしゃるように、町民グラウンドの芝生化に伴いまして、実際には車を乗り入れないほうが良いと。そのほうが管理上やっぱり適正ではないかというのがありまして、やっぱり駐車場台数が足りないというようなことで購入したいと考えています。現在ほうしょう幼稚園さん等にご協力いただきまして、協定を結びまして、相互利用協定というようなことで、約55台の確保をしたというようなことでございます。今回の購入の土地につきましては、恐らく40台ぐらいい入れられるのかなというようなことを考えていまして、ほかに現状の町民グラウンド駐車場、約70台ほど入るかなと。ただ、下のグラウンドに約230台ぐらいい入っていて、そのうち幾分駐車スペースとして残りますので、40台ぐらいい入るのですけれども、そうしますと約100台分近く、95台から100台分ぐらいい足りないのかなというような試算はしているのですけれども、その分において今後の課題ということになりますけれども、また近隣のことを踏まえまして、また体育祭に一番使いますので、上のグラウンドに置くとか、いろんなことを近隣の方にご協力いただくとか考えながら、駐車場スペースについては考えていきたいと、そのように思っております。

○若林新一郎議長 再質問でございますか。よろしいですか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 今に関連してですが、土地のちょっと場所を教えてくださいたいと。それで、一応駐車場を使うのが町民体育祭。町民体育祭は、今各町村でほぼなくなっているような状態ですが、横瀬町は、まだ町民体育祭を続けるという考えでよろしいか、ちょっと町長にお伺いします。

それと、続けて、147ページの歴史民俗資料館費、これがまた毎年同じことを言うのですが、非常に平成22年度決算では460万円ぐらいい済んでいたのですが、電気料の値上がりもあって今度は660万円と。次のページの清掃委託費より収入が1,000円負けているということでございますので、これは考えなければいけないかなと。町長の言う無駄をどんどん削っていただかないといけないと思うので、これについての考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 3番、内藤議員さんのご質問3点ほどございました。1点目が土地の購入する場所はどの辺かということと、町民体育祭は継続していくのか。これは、私でなくて町長さんというようなお

話でございまして、あと147ページの歴史民俗資料館の運営費について大分上がっているようなことでもありますけれども、これはどうなのかというようなことでございます。

1点目の町民グラウンド駐車場の用地の場所でございます。今考えているのが、一応町民グラウンドの北側に、ちょうど町民グラウンドの東側というのですか、北の東というのですか、駐車場がありますけれども、あの近辺だと。町民グラウンドと道を隔ててその近辺だということでご了解いただければありがたいと思います。

あと、体育祭については、担当課といたしましては、実施したいと考えております。

あと、資料館の関係の、大分下げたものがまた上がっているというようなことでございますけれども、町民の方からいただいた資料等の整理というようなことを今まだ現在続けておるような状況でございます。その中におきまして、職員的な部分でいきますと、今非常勤の方が中心になって運営をしているというようなことで、以前ご説明いただいた学芸員が週3日来ていただいて、そのほか町の方が週3日来ていただいて、またシルバーの方でやっぱり来ていただいていると。そのほか根古屋城址の発掘調査等がございまして、その出てきた部分の整理であるとか、あるいは町民の負託にということで、寄贈された貴重な資料というのがまだかなりございます。その整理をされる方が中心になって、事務員さんであるとかシルバーの方で派遣している方で洗ってもらったり、あるいはそれを整理して写真撮ったりしているようなことを行っております。最低の経費というようなことでやっているのでございますが、シルバーの今回見ますと人件費的な部分が多少上がった部分がございますし、非常勤の賃金も多少上がったというようなことと、あとはそれが主になってくるかと思うのですけれども、清掃のほうについては、そのままというようなことでございますけれども、今後も最少の経費でそのような寄贈資料の整理を行いまして、また展示ができればいいかなということで考えております。

また、利用に当たっては、小学校、中学校でももちろん行っていただいて活用しておりますし、また近隣あるいは遠方のところからも、やっぱり西武沿線ですけれども、小学校のほうでおいでいただいているようなこともありますので、最低の中で資料整理を中心として今後はやっていきたいと、このように考えております。

○若林新一郎議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 補足というわけではないのですけれども、町長さんのほうに質問があったので、教育委員会関係していますので、私のほうからまず答弁をさせていただきます。

体育祭で続けてきたわけですが、横瀬町が、議員さんがおっしゃったように続けてやっていないと。これすばらしい文化の一つなのです。これは、どうしても町が一体となってこれからも続けるというので、ぜひ私は続けていきたい。また行ってもらいたい、こんなふうに思います。

また、先ほどの大野さんの質問なのですけれども、本当に芝生化の問題、非常に急いだけです。教育委員会としても大変忙しかったわけなのですが、そういった意味で、多少駐車場が保管が難しいなということはありません。そういった中で、ほうしょう幼稚園との提携を結び、また土地も少し買ってくれるということも予想しました。それから、どうしてもそれでも無理なときは、今次長から話があったように、やはり小学校のグラウンド、第2グラウンドを借りてそういうふうにしていきたいし、また町民の方にも

ご協力をいただいて、できるだけ車で乗り合いをしてきてもらおうと、そんなふうな形をとれば何とか続けてできるのではないかな、こんなふうに思っています。

また、資料館についても学芸員、資格を持っているというのは本当に珍しいと思うのですが、横瀬町にはなかなか資格を持っている人がいない。小泉初男議員から、ぜひ資格を取るようにと何度も言われていました。いろんなことを言われまして、そういった意味ですばらしいそういう学芸員がいたわけです。退職になった。そしてまだ100%ある中の20%が修理ができていない。そういったことをかわりにぜひ五、六年は続けていただいて、きちっとしたものを残していきたいと。また、資料館にしても、秩父市も全部消えてしまいました。一向に建たない。そういう中で、一番やっているのは横瀬町ではないかなと思います。非常に小学生も授業で使ったり、多くの方が来ております。そういった意味で、非常に文化の一つでありますので、これからもずっと経営を続けて古いものを、せっかくいただいたものを台なしにしないと、大事にしていきたい、こんなふうに思っていますので、ご協力をよろしくお願いします。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 質問にお答えします。

まず、町民体育祭についてなのですが、町民体育祭に関しましては、言ってみればその横瀬町がずっと続けてきた大切な文化だと思っています。そして、実際にコミュニティーの活性化というものに私は役立っていると思いますので、町民体育祭は続けていきたいと思っています。

それと、資料館に対してはおっしゃるとおりで、なかなか目に見える収入の入りと出でいくとかなり厳しい状況にあります。しかしながら、資料館というのは数字にあらわれない、例えばその文化財を保護するですとか伝えていくですとかという大切な役割がありますので、そこまでくめて果たして合うのか合わないのか、どういう形がいいのかということは、検証していきたいということを考えています。

以上です。

○若林新一郎議長 再質問、3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 間違ってもらっては困るのです。町民体育祭はよせと言っているのではなくて、続けていただきたいということで言っていますので。

それで、資料館のほうも検討していただいて、経費を削減してやっていただくようお願いして、質問を終わりにします。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 たしか説明で141ページ、横瀬町の婦人会に対する補助金がなくなったという説明があったかと思うのですが、聞き間違いだったら申しわけないのですけれども、今のっていないので。大変町にとっては、婦人会が解散してなくなるということは、やっぱり厳しいかな、残念だな、そんな気がするのですけれども、これからそれこそ横瀬町を将来にわたって持続させる中で、やっぱり女性の団体、まだありますけれども、母子愛育班とかいろんなのがありますが、この婦人会の組織がなくなることによってどんな影響を考えておるのか、その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。それにかわるまた新しい横瀬町の活性化に向けて女性の団体が育成できるのかどうか、そういう展望があるかどうか、そ

の辺もお聞かせ願いたいと思います。

それから、152から153ページにわたっているのですか、151ページから学校給食費の関係なのですけれども、今回民営化、委託化の方向で進むということなのですが、予算を見るとまだ非常勤職員、あるいは任期つき短時間職員、それに委託料と混在をしています。本当にどういった形の業者委託をしていくのかは、ちょっとわかりかねるのですけれども、その辺をできましたら具体的に説明をいただきたいと思います。

以上2点です。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 質問にお答えしたいと思います。

婦人会の件についてお話ししたいと思います。婦人会をずっと呼んでやっていただいたのですけれども、だんだん、だんだん人数が減ってきたのでしょうか、会長さんも私がいる間に3人かわりました。そういった中で、私と町長に会いたいということで何回も言ってきたのです。1カ月ぐらいかかったと思うのです。たまたま会えなかったものですから、会長さんと副会長の両方がそろろうということがなかなかできなくてきたのですけれども、非常に残念なのですけれども、やめられたわけなのです。そのときに何回か押しとどめはしたのですけれども、いずれにしろ会員がいないと。若い人が入ってこない。それは、私のほうも何とも言えないわけなのですけれども、そういったことを言ってこられまして、相当考えたのだと思うのです。悩んだと思います。そういった中でやめたいというのなら、これは私は皆さんの会ですから、やむを得ないのではないかなと申し上げました。こういった会も、1つには文化協会、そういったものの中にも入っていますので、また文化協会が三十何団体ですか、あります。そういった中で、もしも議員さんがおっしゃるように何かの形でまた立ち上がるというのは、どうも難しいかもしれませんが、何かそういう会をつくって、文化協会の中に入れてもらえればありがたいな、そんなふうには思っています。でも、本当に決意のもとにやったのだと思うのです。長年ずっとあって、古くは逸見会長さんですか、その方がずっとやってきて、何代にもわたってやってきたものをここでやめたということですが、いろいろ話し合いをしてやめたのではないかなと、こんなふうには想像しています。何かの形で、婦人会ではなくても、文化協会の中でそういった何か活躍ができるものがあればいいな、こんなふうには思っております。

○若林新一郎議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 12番、若林議員さんのご質問でございますけれども、給食の民営化というお話の中で、予算上任期つき短時間の職員であるとか賃金をとっているのではないかというお話でございますけれども、この費用につきましては、一応半年分の移行期間ということでとらせていただきました。今考えているのは、あくまでも調理の民営化というようなことで、今任期つきの短時間の職員4名、あと調理員8名の方がローテーションによりまして調理をしていただいておりますけれども、その部分を半年後に移行したいというような考えでおります。移行に当たりましては、それぞれのプロポーザル方式といいま

して、秩父市等でやったのですけれども、そんなふうな感じで業者のほうに、こういうことでどのぐらい、どういふことができますかというようなのを提案書を出していただきして、それをまた栄養士、栄養教諭のほうでチェックをして、その中からまた実際に選定にして、それからまた決まってからの移行で、一応半年前には実際に調理にまで入っていただくような感じで、あわせて一緒に入っていきような感じがありまして、それから10月からは完全に民営化のほうに移したいというようなことで考えております。

○若林新一郎議長 再質問、12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 婦人会の件については、やむを得ないことというふうに私も思いますが、これからやっぱり何らかのそれにかわるような組織ができればいいかな、そんなには思っています。

学校給食の関係でもう一点お聞きしたいと思うのですが、今まで町が非常勤職員とかいろいろ使いながら、また職員も配置をしながら、本当に子供たちにとって安全でおいしい給食ということで取り組んできております。これを民間の業者が中に入ると、本当に今までやってきたことがやっぱり多少の変化をしてくるかな、民間の企業も慈善事業でこの仕事を受けるのははないと思うのです。町は、自分たちの行政の責任としてこれに取り組んできていましたけれども、やっぱり民間の業者は、営利を目的としなければ受けないと思うのです。そういった中で、従前のように安全でおいしい、そして安価な、そういった給食を求めることが果たしてできるのかどうか。私は、そこには余りにも矛盾があるのではないかな、そんなふうにあります。確かに今まで給食センターで働いてもらった人たちも、それこそだんだん高齢化してきていますから、それでも新しく新規に募集し採用する、そういう対象を求めながら、なぜできないのかな、そういう疑問も持ちました。その辺のことについては、やはり町の姿勢がしっかりしていないと方向がどちらでも向いてしまうのではないかな、そんなふうにも思いました。民営化に向けてのいろんな議論の中で、最終的にこのような方向に向いてきた、その経緯と議論の主な内容を聞かせていただきたいと思っております。

○若林新一郎議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、質問にお答えしたいと思うのですけれども、ちょっとさかのぼりますと、一番の原因になったのは、平成15年合併がありました。そのときに合併をしない町ということで、平成16年から平成26年までに人員削減ということでしょうか、調整しようということでは、うちのほうが17名その当時はおりました。それを12名にするという、5名減らすということでした。そういったことで、その前から考えたのは、平成12年に考えたのは、まず山の上、非常に無駄遣いと言ってはいけないのですけれども、町が5分の1ぐらいしか使っていないので、あの職員をまず終わりにして、平成15年には終わりにしました。そして、こちらへ給食センターのほうへ入れました。これは、給食センターというのは、前々ずっと同じ人でやってきた。秩父市の場合入れかえがあったのですけれども、横瀬町は非常にそういうところは丁寧で、同じ人を使って、そして安心安全がいつまでも続くということやってきたのではないかなと思うのです。そういった中で、年齢が来まして、そういったことを考えたときに、私はこの平成16年のときに、それではどこを減らすかと考えました。そういった意味で、年齢が後退していく、そうすると、これは給食センターが1つある。それから町民会館がある。それから、深田学員が退職をする、そういういろんな計算をした中で、今実際12名はいないので、10名か11名しかいないのですけれども、そういったことで計画を立てて平成12年から私はやってきました。そういったことで、流

れの中で今の給食が民間に移動。平成15年のときに給食センターの人たちに言いました。もう早く建てたかったのです。というのは、ウエット方式でドライ方式になっていないから違反的なものになる。天井も低い。そういったことで、新しい給食センターが必ずできると。できたときには5年たてば、そのころには皆さん年も年齢に行くから、かわるような時代が来ますよという、そういうことをもう何年も前から担当の人には申し上げました。そういった意味で、職員も納得してやめていただけるという私は気持ちを持っています。また、そういった人たちが9月までは、次長が申しましたように9月までは新しい人たち入れかわって一緒になって仕事をして、10月からは入れかえをすると、そういう意味では安心だと思うのです。

なお、食品を全部選ぶのは学校栄養士、つまり県から派遣されていますから、その人が買い入れをします。だから、そういったものについては、私は大丈夫だろうと。また、町からも1人は必ず派遣すると思うのです。今やっている副課長がきちっとやってくれる。この2人の者がやってくればその中身について心配ということは、まず私はないだろう。そういうことで移管は十分できるなど。9月まで働いてくれる。また、その人たちにも会社のほうで言ってくれば、多分私はその中の半分ぐらいは雇ってもらえるのではないかなと、そんなふうに思っています。そういった意味で、安心安全は、私は間違いなくできる、こんなふうに思っていますので、ご心配をさせていただいて本当にありがとうございます。

○若林新一郎議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 給食の安全でおいしい給食は今までどおりということなのですが、町のかかる費用は、今まで給食センターにかけてきた、その費用と同じということでもよろしいのですか。だとすれば、受けた業者は、非常にメリットのない業務を受けるということになるのですが、民間委託をすることによって、町がやってもセンターで働く人たちの確保がなかなか難しくなっている、そんな状況の中で民間のところへ委託をすれば、それも問題なく、今まで町がかけていた費用を上回らない、そういう形でできるものかどうか。さすがにそこにちょっと無理があるのではないかな。民間委託をすることによって受ける側は、その仕事をするによって利を出さなければならないと思いますし、手がかからないから多少は町の持ち出しがふえてもやむを得ない、そういうのがちょっと私自身考えられないのですけれども、その辺の今後のかかる費用の点についてはいかがでしょうか。

○若林新一郎議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 12番議員さんの再度のご質問で、経費的なものはどうかというようなお話でございます。平成26年度の予算上の給与、賃金等の合計を出しますと、事務職員も含めてですけれども、2,492万1,000円の予算です。平成27年度でいきますと3,296万2,000円、これは委託料を含めたものでございます。今回804万1,000円の増加になります。年度途中というようなこともございますので、今回はそれで。今後においてですけれども、平成28年度からは約1,000万円強の、平成26年度に比べると1,000万円強の支出が見込まれるようになるかと思えます。これは、職員の定年を待つてというようなことで、職員50%、非常勤の者を50%というような給食の調理が望ましいと言われております。正職員が、もし現在でいきますと、10人でつくるところありますから5人、あと非常勤の方が5人、合わせまして将来的に考えれば、若干であるけれども、経費的には直営に比べると安くなるというような試算はしております。

以上でございます。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、教育費に関する質疑はこの辺で、次に第10款災害復旧費に移るわけですが、ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10款災害復旧費から第12款予備費までをお願いします。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入に入ります。歳入につきましては全般をお願いします。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

ここで、歳入歳出全般にわたりまして質疑漏れがありましたらお受けいたします。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 159ページの給与費明細書の職員手当の内訳の中で、通勤手当についてお伺いをしたいと思います。

前年度が174万1,000円で、本年度は277万5,000円、実に103万4,000円の増になっておりますので、この根拠について教えていただきたいと思います。具体的には、町外からの通勤者が職員全体で何人なのか教えていただければと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 若林議員さんの質問にお答えさせていただきます。

職員数、正規職員ですけれども、平成26年度、今現在ですけれども、全部で82名います。それで、その中に町外の職員が23名でございます。

以上でございます。

○若林新一郎議長 5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま23名の町外からの職員がいらっしゃるということで、この277万5,000円

の通勤費というのが根拠かと思いますが、ここで町長にお伺いしたいのですが、町長が言われております人口の定住化、あるいは税収の減を防ぐという意味では、職員は町内の採用が一番私としてはいいと思いますし、あるいは職員になる人については、町内に住んでいただくというようなことも1つの条件にさせていただいたらいかがでしょうか。きのう山梨県のある町村を見ましたら、職員の採用の条件、町内在住者、あるいは町内に住める方という限定をされておりました。横瀬町の今後の職員採用についてお伺いをしたいと思います。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 なかなか強制は難しいのだと思うのですが、おっしゃるとおりのところもあると思います。町内に住んでいただくということは、町にとっては非常に意味があることですので、そういったことも検討していきたいと思っています。

○若林新一郎議長 5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 それから、職員手当の中で時間外手当が、やはり263万3,000円ほどふえております。こちらについても多分正規職員と臨時、その他の職員といろいろあるのしょうけれども、こちらの定員管理についても、ぜひとも職員の職場環境をよくする意味で、本来ですとこんなにかからないかもしれませんので、この辺のご検討もあわせてお聞きしたいと思います。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

役場の仕事というのは、かなり細分化してきていたり複雑化してきていて、業務量は年々ふえてきています。一方で、正職員の数が、ここまで行政改革等もあって横瀬町はかなり減らしてきている部分もあって、この辺のバランスのところは、もう一度見直す必要があるというふうに認識しています。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

7番、町田勇佐久議員。

○7番 町田勇佐久議員 ちょっと確認なのですが、113ページの商工費の中で寺坂棚田の駐車場の整備に400万円計上しているのですが、これは今トイレのところを舗装するということですか、お聞きしたいのですが。

○若林新一郎議長 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○高野直政振興課長 お答えさせていただきたいと思います。

議員さんのおっしゃるように、今トイレをつくっているところの残地部分を舗装させていただいたり、またちょっと高いところにつきましては、フェンス等も設置を考えております。

以上です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 2点なのですが、教えていただきたいと思います。

この予算書全体を見ますと、例えば39ページの関係なのですが、町内情報がクラウド化とか、言葉に出てくるのですが、この予算の中で町に落ちるお金というのが年々少なくなっているというふうに思っています。町長の施政方針でもおっしゃいましたけれども、東京圏への一極集中というふうなことで、地方創生をやっていきたいのだということで、私も本当にお願ひしたいと思っっているのですが、何しろ現在のシステムが地方にお金が残らないというふうな形に、予算もなっていると思っいます。この予算書の中で、実際にこの町内にお金が残るのはどのくらいなのだろうかということをおは考えたことがあるのですが、その点から、地方創生に向けてのこの予算、やむを得ず横瀬町では頼めなものが余りにも多過ぎるといふことの実態と、町をつくっていくといふところのお考え、町にどのくらいお金が残るのかという視点とかでお答えをしていただければと思っいます。

それから、商工費の関係なのですが、これも商工費の予算の中で、商工費が580万円ですか、それで観光費が7,700万円です。商工費に占める割合は、総務費を除きますと、商工費の中の商工費といふのが全体の7%、観光費といふのが93%だったと感じました。町内所有者といふのは90店舗ありまして、観光業者数よりも多いのですが、私は商業の商店とか商業が発展している町といふのは、町民が住みやすい町であると思っいます。だから、便利な町であると思っいます。そういう観点から、商店が生き残っていけないといふ時代を迎えて、本当に大変だと思っうのですが、一方で地方自治体といふのは、商業の活性化、商業の育成もしていかなければならないといふ場面もあると思っいますので、この経済対策担当もつくっていただくといふことですが、町の商工振興に関する考え方を教えていただきたいと思っいます。

以上です。

○若林新一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

まず、町に落ちる金が少なくなっているといふ部分、傾向としてはそうだろうと思っいます。実際幾ら落ちているかといふのは、今ちょっと数字では把握できていないのですが、議員ご指摘のとおりで、少なくなっている傾向にはあると思っいます。これは、町内業者さんをできるだけ使うといふのも一つ大切なことですが、一方で町として、経済効果を含めてどちらがいいかといふのは、やはりこれはきちんとてんびんをかけていくべき話だろうと思っっています。ですから、町内業者さんを使うことによつて町にもたらされるメリットまで含めて、ケース・バイ・ケースで検討していく必要があるといふふうにお思っっています。

それと、先ほどの商工費と観光の比率のお話は、おっしゃるとおりだと思っいます。どちらかといふと観光業は、花と実で言うとお花の部分でして、目立ちやすいですし、政策とかにもなりやすいのですが、商工関係のサポートといふのは、これから大変重要だと思っっています。行政と経済を担う民間の皆さんとの距離感といふのは、時代背景によつても違っうし、それから経済状況によつても違っうと思っっています。今の横瀬町が置かれた環境を考えると、私は経済を担う民間の皆さんと町の距離は近いほうがいいと思っっています。したがって、町の業者さんの活性化といふには、行政は一生懸命サポートする必要があると思っっています。特に経済関係でいきますと3つですね、業を起こすといふ起業の部分、それから今ある事

業者を支援するという部分、それからあとは企業誘致と外から来てもらうという3つの大きな柱があると思うのですが、実は地味なのですけれども、一番重点を置かなければいけないのは、2つ目の今ある業者さんのサポートをする、あるいは支援をしていくという部分が自分では、私は重要であろうなというふう
に認識をしています。

以上です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 71ページ、総合福祉センター費、総合福祉センター施設等整備事業4,581万4,000円、改修工事費ですが、これは蓄電池を、太陽光で蓄電池を入れるということですが、それは幾日ぐらいもつものなのかと。

あと、ディーゼル発電機等々値段とコスト、あとランニングコストの比較はしてあるのかということと、あと1個、役場本庁舎の今非常用電源をどうなっているか、ちょっと教えてください。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 私のほうから役場のほうの非常電源のお話をさせていただきます。これもちょっと去年ですか、予算をとらせていただきまして、補助金をもらってやっているところですが、武甲山側のほうに発電機を設置しました。これは、燃料は灯油等でございます、灯油がある限りは発電できるという電気になっております。

以上でございます。

○若林新一郎議長 健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 この蓄電池が何日ぐらいもつかということなのですが、その辺に対しての計算はしておりません。ただ、災害時において停電になった場合に、昼間センター内の事務機器等を利用し、そのほか夜間にまた事務機器やテレビ等とか利用して、その日もつような計算となっております。

また、ディーゼル発電機との比較につきましては、比較をしてございません。

以上です。

○若林新一郎議長 3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 ちょっと私もこういう非常用電源を持っているところ知らないのですが、大きな工場でもみんなディーゼル発電で一応週1回回して管理しているようなところが多いので、ちょっともう一回これは検討していただいて、4,000万円と言えれば相当すごい大きい発電機が買えると思いますので、ちょっとランニングコスト等も加味しながら検討していただきたいと思います。

以上です。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対して答弁求めます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時40分

○若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの3番の質問に対する答弁は、午後にさせてほしいということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今年度の予算総額を見ますと前年度よりアップをしています。昨年が総合計が34億円、ことし36億円ということで、大分予算規模が年々大きくなってきているのですが、10年前に、合併をしないで当分の間横瀬町は単独で行くということを決めました。当時行財政改革をかなり進めました。そのときの将来の町の予算規模、シミュレーションしたのがあります。それから見るとかなりかけ離れてきている、そんな気もしております。いろんな面で切り詰めたところはかなりひずみも出てきているかな、そんな気がします。10年たったところで、私はこれをもう一度検証しながら、新しい未来を見詰めた形の、そういった方向性をつくっていくべきではないか、そんなふうにも思っております。そういう中で、これからの地方版総合戦略を策定するという事ですから、このことも踏まえてお願いをしたいと思います。細かい部分はともかくとして、当時の資料も必ず残っていると思います。それには予算もそう、それから職員定数もそうです。特に職員定数の中では、これ以上もう切り詰めていくというより、非常勤だ、任期つき短時間だとか、あるいは臨時職員とか、そういう部分が本当に多くなっています。これから人口増、あるいは子育て支援という点を考えれば、きちっとした日常生活が送れるような、そういった職員を抱えていかないことには、私はよくならないと思うのです。そういう面では、やはりそれなりの日常生活を営めるような、そういう職員をふやしながら、そしてなおかつこの横瀬町をさらに前進させる、そういう方向性を見出してほしいな、そんなふうに思っています。このことについて、今どんなことを考えておるのか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

若林議員からご質問いただきましたが、ご指摘そのとおりだと思います。平成15年の合併議論のときに想定した横瀬町の姿というのが、ざっくりと予算30億円で人口1万人というような形だったと思います。それが今私たちが現実的につくっている予算は36億円で、人口は8,700人というのが今の現実の姿で、明らかにここには乖離が出てきています。ご指摘のとおりで、いろいろなひずみもあります。私が特にまだ1カ月半ですが、役場で仕事をして思ったのが、先ほど申し上げましたが、仕事の総量と正職員のマンパワーが明らかに合っていません。正職員の数が足りなくて、そこの部分を非常勤の方だったり任期つきの方だったり、それから正職員の残業で埋めているというような現状があると今は私は認識しています。そ

の辺含めて、要員をどうつくっていくかという部分も非常に大事ですし、もう一度横瀬町が持続していくためにどういう規模でどういう姿で運営していくのがいいのかというのは、再度検証が必要だと思っています。それを平成27年度に私はやっていきたいと思っています。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、以上で議案第29号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第2、議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。便宜上、初めに歳出全般について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示ください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入全般に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがありましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、以上で議案第30号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第3、議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際にはページ数をお示ください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑がないようですので、議案第31号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第4、議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示ください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、以上で議案第32号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第5、議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示ください。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、以上で議案第33号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第6、議案第34号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算に対する質疑

に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ページ数12ページです。説明では32基ということでありましたけれども、この32基で今後何年かかれば横瀬町の公共下水道区域外の合併処理浄化槽設置が完了するのか。その辺と、公共下水道も今現在進めております。そちらとの完了の差ですね、かなりの年数の開きが出てしまうと思うのですが、32基の予定でどのくらいの時間差というのが出てしまうのか、その辺わかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○若林新一郎議長 上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 ただいまのご質問に対して答弁をしていきたいと思っております。

合併浄化槽の今年度の設置基数が32基、32基として今後浄化槽の整備を続けていった場合に、全体区域についてどのぐらいの年数がかかるかというようなご質問かと思っております。おおむね全体的には700基近くはあるのではないかと想定を進めておまして、そのうちの700全部というわけにはなかなかいきませんけれども、大体9割程度を整備するとすれば、32基というペースでいくとやはり19年ぐらいかかってしまうというような計算になります。下水道区域につきましては、今後これから全体計画区域の147ヘクタールを整備するということになると、今のペースで行って恐らくは10年以内ぐらいにはできるのではないかと考えています。ここで19年と10年ということになると差が出てきてしまいます。その辺については、今後また状況を見ながら、浄化槽のほうも今年度なかなか進まなかったわけで、来年度については、少しこれはきちんともう少し考え直して取り組まなければいけないというふうに考えておりますので、新年度に努力して、今のところ4月早々に広報で宣伝をPRをして、それからその後業者さんを集めて事業者説明会をしたり、あるいはもう少しわかりやすいようなパンフレットも作成したりというようなことは、今指示しているところですが、そういった方向でできるだけ浄化槽の整備が進められるように努力して検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○若林新一郎議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 たしか横瀬町の公共下水道を始めるときに、その前から合併処理浄化槽が、それにしている町民の方もいましたし、少なくとも公共下水道を完成させるのと同時に、その区域外も一緒に合併処理浄化槽でいこうという、そこから始まったと思うのです。今説明の中で、やっぱり10年近い差が出てしまったということなのですが、相当本腰を入れないとこの差は取り戻せないのかな、そんなふうにも思っています。ぜひ両方進めなければいけませんけれども、公共下水道区域外の合併処理浄化槽についても、さらなる努力をお願いしておきたいと思っております。これは要望にしておきます。

○若林新一郎議長 答弁は要らないですね。

○12番 若林清平議員 要らないです。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 若林新一郎議長 なければ、以上で議案第34号に対する質疑を終結します。
ここで休憩をいたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

- 若林新一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第34号の質疑を終結したところでございます。審議を続行いたします。
日程第7、議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算に対する質疑に移ります。
初めに、8ページから14ページまでの収益的収支に関する質疑を行います。



◎答弁の補足

- 若林新一郎議長 大変失礼しました。午前中の答弁漏れを先にさせていただきます。失礼しました。
先ほど民生費の総合福祉センター費の中での答弁漏れについて、ここで答弁をいたさせます。
健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

- 大場紀彦健康づくり課長 3番議員さんの質問にお答えさせていただきます。

太陽光発電蓄電池施設設置工事は、避難所、福祉避難所としての機能を強化するほか、再生エネルギーを取り入れ、省エネ、環境保護、地球温暖化防止に努めることも目的として設置してございます。初期投資費用は高額となりますが、設備設置後は年に1度のメンテナンス費用5万円程度で維持できるほか、余剰電力は売電するものでございます。

また、緊急防災、減災事業債を財源としておりますが、この事業債の7割は交付税措置されるものでございます。そのため、費用についても4,700万円の3割、1,400万円程度になるものでございます。

以上です。

-
- 若林新一郎議長 続きまして、日程第7、議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算に対する質疑に移ります。

初めに、8ページから14ページまでの収益的収支に対する質疑を行います。
なお、質疑の際はページ数をお示してください。
質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

なければ、次に15ページの資本的収支から最後までに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 16ページにあります下横瀬橋配水管（添架）の布設がえ工事ということなのですが、ここは今まで水道の本管が通っていたと思います。橋のかけかえによって水道管をかけかえするわけなのですが、添架をするわけですけれども、これにつきまして、本来ですと移設補償みたいなものが入ってくるべきだというふうに思うのですが、その点どこにその辺の補償費等が入っているのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 ただいまのご質問についてお答えをいたします。

下横瀬橋の添架につきまして、現在橋の改修作業が進んでおるわけですが、これに添架している水道管は、橋を借りてかけているということになりますので、移設についての補償は特にございません。

以上です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 そうしますと、橋梁添架をしてあるということなので、補償が出ないということですが、ではこの間今度は橋梁添架してきた中での使用料というか借用料、そういうのも払ってなく、今後も下横瀬橋に橋梁添架した場合には必要ないという、そういうことでよろしいのかどうか。

○若林新一郎議長 上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 質問にお答えいたします。

特に使用料とかは生じておりません。今後もそのようなことになるかと思えます。

○若林新一郎議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 上下水道課長の説明でわかりました。しかしながら、橋梁添架をした場合に、横瀬川は1級河川でありますし、それを管理する県土整備のほうには橋梁添架をすることによって支払いが生じないのかどうか。これは、水道管だけでなく下水もあそこ通っていますので、その点についてはどうなっているのか。河川占用の中の物件に当たるかと思うのですが、そのことについては、問題ないのかどうか、お聞かせください。

○若林新一郎議長 上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 ただいまのご質問ですが、河川の占用等はどうかということだと思えますが、下横瀬橋の橋の橋梁の自体の占用ということに含めて通っているということで、水道としては、個別に通っ

ているということはないようでございます。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、議案第35号に対する質疑を終結します。

以上で一括上程中の平成27年度予算7議案に対する質疑を終結します。

続きまして、これより討論に移ります。

まず、反対討論からお受けしたいと思います。反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 次に、賛成討論をお願いします。

10番、小泉初男議員。

〔10番 小泉初男議員登壇〕

○10番 小泉初男議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一括上程中の平成27年度一般会計予算を初めとする予算7議案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、我が国の経済情勢は、アベノミクス効果によりまして、デフレ脱却へ徐々にではありますが改善方向にあり、大手企業を中心に賃上げの実施等により上向き傾向になりつつあると思います。その一方で、依然として中小企業を初めとする地方の経済情勢は厳しい現実となっており、なかなか長いトンネルを抜け出すことができない状況下でもあります。このようなことから、当町におきましても、全国各地の傾向と同様に、人口の減少や超高齢社会の進行により、結果的に財務状況はまことに厳しいものとなっております。

まずは、本予算を対前年比で見ますと、一般会計はプラス4.2%を初め国民健康保険特別会計はプラス10.8%、介護保険特別会計はプラス12.9%、後期高齢者医療特別会計もプラス0.4%、下水道特別会計もプラス6%でございます。浄化槽設置管理事業特別会計もプラス10.6%増の増額計上となっております。

一方、水道事業会計では、収益的収入及び支出は、対前年比で見ますとプラス7.4%の増額計上ですが、資本的収入及び支出では減額計上でございます。その背景には芦ヶ久保エリアの拡張工事が終了したことにより理由が明確でありますので、本予算計上の特徴は、歳入歳出のバランス性が重視なされているとともに、事業推進上から見ましても意欲をうかがえる予算編成となっております。新町長の熱い熱意と努力が感じられます。特に、昨今は税収が思うように伸びない厳しい財政事情にもかかわらず、一般会計予算歳入面の増額要因を対前年比で見ますと、地方消費税交付金プラス50.1%、地方交付税プラス2.4%、国庫支出金プラス20.3%等の増額により、事業推進に対し後押しとなり、まことに心強い限りであると思われまします。本予算計上を新町長の目指すまちづくりの方針の一つであります住民目線になって努力する姿が如実に感じられるものでありまして、ともに考えながら、そして一緒に描こう未来の横瀬ではありませんが、各事業推進に対します計画目標の場をしっかりとクリアできるものと確信をいたしますとともに、大きな期待を寄せているものでございます。

最後になりますが、7議案の上程に当たり、町長を初め執行部の皆様方のご苦勞とその努力に対しまして心から深く感謝を申し上げますとともに、議員各位にも上程中の予算7議案に対しましてご賛同いただきますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。どうかよろしく願いいたします。

○若林新一郎議長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、以上で討論を終結します。

これより採決します。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに起立採決によって行います。

日程第1、議案第29号 平成27年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第2、議案第30号 平成27年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第3、議案第31号 平成27年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第4、議案第32号 平成27年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第5、議案第33号 平成27年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第6、議案第34号 平成27年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、これを原案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第7、議案第35号 平成27年度横瀬町水道事業会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

————— ◇ —————

◎町長あいさつ

○若林新一郎議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました平成27年度横瀬町一般会計予算を初めとする新年度予算7議案につきまして、議員の皆様には熱心にご審議をいただき、ご賛同いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、新年度予算の執行に当たりましては、横瀬町を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払いつつ計画的に進めるとともに、より効率的なものにしていきたいと考えております。今後とも議員各位及び町民の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算案可決に当たってのあいさつとさせていただきます。

○若林新一郎議長 以上で町長の発言を終了します。

————— ◇ —————

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第8、議案第36号 町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第36号 町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事請負変更契約の締結についてであります。町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事の請負変更契約を締結し

たいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいただきます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいま上程されました議案第36号 町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

平成26年11月5日の議会臨時会におきまして議決をいただきました町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事請負契約につきまして、請負金額について変更したいことから、本案を提出したものでございます。

請負金額でございますが、現契約では7,203万6,000円となっておりますが、工事内容に変更が生じたため、7,825万6,800円に変更するものでございます。

以上、説明申し上げます。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 何がふえたのか説明をお願いします。

○若林新一郎議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 内藤議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

町民グラウンド人工芝、照明設備工事等の変更内容でございますが、先ほどまち経営課長のほうで金額等は説明をいたしました。この金額の中でまず3点ありまして、照明器具の増設、そして人工芝のゴムチップの変更、そして縁石のゴムマットの敷設と、この3点が内容であります。照明器具の増設に関しては、現在20基を予定して工事を進めていたのですけれども、全部で8基ふやしまして28基にします。というのはどういう理由かと申しますと、今この人工芝で想定される照度が、照明器具のすぐ近くですと200ルクスから100ルクスぐらいまでずっとだんだん、グラウンドの中央部に入っていくとだんだん照度が落ちてくるのですけれども、その中央部の照度が50ルクス以下になっていたというのがありまして、その照度をもう少し上げたいということで、50から100ぐらいに上げられるかなということで8基増設したわけなんです。レクリエーションとかそういうものをやる場合に、大体100ルクスというのが基準になっているそうですので、それに近づけるような形で増設をしたいということでございます。

それと、ゴムチップの関係なのですけれども、ゴムチップの関係は、皆さんにも視察に行っていたりといろいろして説明をしたかと思うのですけれども、人工芝が5センチあります。その5センチの中で下の2センチには砂を敷いて、その上に1.5センチ、全部で3.5センチになりますけれども、1.5センチ

をゴムチップを敷くということなのですが、そのゴムチップを黒い色のゴムチップとカラーがありまして、カラーはちょっとクオリティーの高いゴムチップであります。そして、その比率なのですけれども、当初は1.5センチの中の12ミリが黒チップで3ミリがカラーだったのです。それをカラーを8にして黒を7にするということで、チップをかえます。なぜかえるかという、衝撃吸収力が物すごくそのカラーにはあるのだそうです。クオリティーの高いゴムチップということなので、そのクオリティーの高い、膝とか腰に衝撃を与えないような形で、できるならば行っていきたいということでございますので、かえさせていただきたいということです。

それと最後にもう一つ、縁石のゴムマットの敷設ということなのですが、内藤議員さんもおわかりだと思っておりますけれども、人工芝とグラウンドの土の部分と仕切りにずっと縁石が埋まっています。あの縁石がコンクリートですので、もしものことがあるとちょっと危険だということで、そこに敷設をして危険回避をする、そういう安全性の高いコートにしていきたいということで変更させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 内藤さんの関連でございますけれども、今課長さんからお話聞きましたけれども、そのことは前もってわかるのではありませんか。変更を今、工事関係も、幾日か前だかわかりませんが、20日ぐらい前から工事が始まったと思うのですけれども、今まで皆さん方が視察に行き、いろいろ検査をしながら、そういう時間が十分あったと思うのです。今となってはここは危ないとか、こっちのほうが安全性があるとか、そんなこと最初からわかっているのではありませんか。その辺どうですか。

○若林新一郎議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 10番議員さんのご質問でございます。おっしゃるとおりだと思います。ただ、一番当初の設計の中には、全体の工事の総額だとかいろいろなことがありましたので、想定される全てのことをやれば一番いいのですけれども、全てのことをやる前に、基本的なことだけは絶対にやらなくてはいけないということがありまして、そのことだけは全部クリアできるような形で設計をして、工事を進めてきたわけですが、今工事が終わる段階に来まして、そのことだけは、もしできるならばやっていきたいということで変更させていただきたくてでございます。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○若林新一郎議長 10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 今度今工事関係で申し上げますと、一番が安心安全ですか、だと思っております。今工事関係の方も事故があったら困りますけれども、また住民サイドから、この人工芝ばかりではなくて、いろんな場所で、いかに住民の方々がこの工事をして、危険性がないか、段差がないか、危なくないか、これからはよく見ながら発注していただきますようお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 小泉議員さんおっしゃるとおり、もう始める前に検討できる事項は十分に検討して、

今後は対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、質疑を終結します。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第8、議案第36号 町民グラウンド人工芝、照明設備新設工事請負変更契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○若林新一郎議長 起立多数です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林新一郎議長 日程第9、議案第37号 町道5号線下横瀬橋桁架設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第37号 町道5号線下横瀬橋桁架設工事請負変更契約の締結についてであります。町道5号線下横瀬橋桁架設工事の請負変更を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をいたさせます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 上程されました議案第37号 町道5号線下横瀬橋桁架設工事請負変更契約の締結について説明申し上げます。

平成26年11月10日に随意契約にて契約いたしました町道5号線下横瀬橋桁架設工事請負契約につきまして、請負金額について変更したいことから、本案を提出したものでございます。

この請負契約でございますが、随意契約の締結時の予定価格は、議会の議決に付すべき5,000万円未満でございましたが、変更により請負金額が5,000万円を超えることとなるため、議決をお願いするものでございます。

工事名、町道5号線下横瀬橋桁架設工事。施工箇所、秩父郡横瀬町大字横瀬字壱拾壱・壱拾貳番地内。請負金額、変更前4,579万2,000円、変更後5,831万1,360円。請負者、埼玉県さいたま市浦和岸町7丁目1番4号、オリエンタル白石株式会社埼玉営業所所長、菊池一義でございます。

以上、説明を申し上げます。

○若林新一郎議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 今お聞きしたのですけれども、かなりの金額の随意契約なのですが、その理由をお願いいたします。

○若林新一郎議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 4番議員さんのご質問でございます。随意契約の内容ということでございますが、この随意契約は、下横瀬橋の今進めております桁架設工事についての随意契約でございます。この随意契約、当初10月の6日に指名競争入札を行いました。指名競争入札を行って入札をしたのですけれども、落札業者がなく、また再入札をしましたがなかったということでございまして、そのときに一番最低だった業者等と、またそのほかに3業者を入れて、この工事自体が渇水期に工事を行わなくてはならないという条件がございますので、11月から翌年の5月までが渇水期なので、この期間にやらなくてはならないということですので、早急に業者を決めなくてはならないということでございましたので、平成26年の11月10日にその4業者に対して見積もりの執行を行いまして、先ほどまち経営課長が説明をいたしました会社が受けたということでございます。内容的には橋の桁架設工事ということで、工事内容は受けていただきました。

以上でございます。

○若林新一郎議長 再質問、4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 何らかの理由があるということで、一応承諾はするのですけれども、随意契約の場合は、1つには130万円以下でしたっけ、130万円以内というふうな金額でやっていますので、特にこれはまたその随意契約のまた補正で増額になったということですので、その辺はいろいろな事情がありますし、業者が不落というのですか、落札者が出ないという状況の中で大変かと思いますが、ではそこら辺のところは、随意契約でどんどん額が上がっていくということのないように十分注意していただきたいのですが。

以上です。これは要望です。

○若林新一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 なければ、質疑を終結します。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第37号 町道5号線下横瀬橋桁架設工事請負変更契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林新一郎議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時40分

○若林新一郎議長 再開いたします。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○若林新一郎議長 日程第10、議案第38号 横瀬町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第38号 横瀬町副町長の選任についてであります。横瀬町副町長欠員につき、清水直人氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、副町長の就任につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

清水さんの経歴等について申し上げます。清水さんは、秩父郡長瀨町にお住まいで、昭和47年2月2日生まれの43歳でございます。経歴ですが、中央大学法学部法律学科を卒業後、平成6年4月に埼玉県に就職されました。小鹿野高校、秩父福祉事務所、秩父福祉保健総合センター、健康福祉部社会福祉課、総合政策部まちづくり支援課、循環器・呼吸器病センター、議会事務局議事課、企画財政部市町村課を経て、平成25年10月より利根地域振興センター担当部長として活躍中の方であります。

副町長として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第38号 横瀬町副町長の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、採決

○若林新一郎議長 日程第11、議案第39号 横瀬町教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第39号 横瀬町教育長の任命についてであります。横瀬町教育委員会教育長、高野修行氏が平成27年3月31日をもって教育委員会委員を退職となることに伴い、横瀬町教育長に久保忠太郎氏を任命することについて同意を得たいので、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、教育長の就任につきましては、平成27年4月1日を予定し、任期は3年でございます。

久保さんの経歴等について申し上げます。久保さんは、秩父市中町にお住まいで、昭和24年5月3日生まれの65歳でございます。経歴でございますが、埼玉大学教育学部を卒業後、昭和47年4月に埼玉県の教諭となされました。東秩父村、秩父市、皆野町の中学校教諭、秩父市教育委員会社会教育主事を経て、平成8年4月から秩父市の中学校教頭、平成11年4月から小鹿野町、吉田町の中学校校長、平成18年4月から秩父教育事務所長を務められております。また、平成19年6月から1期4年、秩父市教育委員会教育長を務めておられます。

教育長として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

日程第11、議案第39号 横瀬町教育長の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○若林新一郎議長 日程第12、議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。横瀬町固定資産評価審査委員会委員、浅見文昭氏の任期は、平成27年3月23日で満了となるため、後任として小泉正之氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、任期は3年でございます。

小泉さんの経歴等について申し上げます。小泉さんは、横瀬町第2区にお住まいで、昭和26年8月21日生まれの63歳でございます。経歴でございますが、昭和48年4月、秩父の企業に就職、平成7年4月からリョータイト輸送株式会社社長に就任、平成23年4月からは同会長に就任され現在に至っております。また、平成23年4月から1期2年、横瀬町第2区衛生推進員としてご活躍いただきました。

固定資産評価審査委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林新一郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第40号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同

意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎教育長退任のあいさつ、送別の言葉、花束贈呈

○若林新一郎議長 ここで、お諮りいたします。

ご案内のように高野教育長が3月31日付をもって職を辞すことになりました。それに伴いまして発言を求められておりますので、発言を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

それでは、高野教育長、退任のあいさつをお願いいたします。

教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、あいさつをしたいと思います。

短くお話をしようと思って今書きました。ちょっと読ませていただきます。余りこの読むというのは好きではないのですけれども、でも申し上げます。

お礼のあいさつ。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、お礼のあいさつをさせていただきます。

このたび一身上の都合により、3月31日をもちまして教育長の職を辞させていただくことになりました。就任以来4期、私なりに健康に留意して職務に全力を尽くしてきたつもりですが、至らない点もあったかと存じます。その間、議員並びに管理職の皆様には本当に温かい言葉、ご指導をいただきまして、本当にきょうを迎えることができました。ありがとうございました。

終わりに、横瀬町のさらなる発展と皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○若林新一郎議長 高野教育長のあいさつを終了いたします。

ここで、議会側より送別の言葉を申し上げたいと思います。代表いたしまして、副議長の新井鼓次郎議員をお願いいたします。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○2番 新井鼓次郎議員 議長よりご指名をいただきましたので、議会を代表しまして、今月末で退任される高野教育長に対し、送別の言葉を申し上げます。

高野教育長は、16年の長きにわたり町の教育行政のためご尽力いただきました。時に厳しく、時に優しく、子供たちのことを思いその職責を果たされた姿勢に対し、心より御礼申し上げます。乳幼児のブック

スタート、学校の校舎や体育館の木質化、耐震工事、エアコンの導入、小学校の統合などご苦勞があったことと思いますが、教育行政に大いなる貢献をしていただき、その功績はまことに大きなものがございます。おかげをもちまして横瀬町の児童生徒は、秩父郡市はもとより、県においても常にトップクラスの学力であります。退任されることは寂しいことではありますが、これからもその経験を生かし、横瀬町のため、ご指導、ご協力をいただければと思います。我々議員一同も高野教育長の業績を忘れず、今後も努力していく所存でございます。退職をいたされましてもお体に留意され、有意義にお過ごしなされますようご祈念申し上げ、送別の言葉といたします。

長い間ありがとうございました。

○若林新一郎議長 以上で送別の言葉を終了いたします。

ここで、退任されます高野教育長に対しまして、議会側より花束の贈呈を行いたいと思います。

それでは、議会を代表して総務文教厚生常任委員長の若林スミ子議員、お願いいたします。

〔花束贈呈〕

○若林新一郎議長 花束の贈呈を終了いたします。

以上で、退任されます高野教育長のごあいさつと議会を代表しましての送別の言葉、花束の贈呈を終了させていただきます。



◎閉会中の継続審査の申し出

○若林新一郎議長 ここで、お諮りします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○若林新一郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林新一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

◇

◎閉会の宣告

○若林新一郎議長 本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成27年第1回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 若 林 新 一 郎

副 議 長 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 内 藤 純 夫

署 名 議 員 大 野 伸 惠

署 名 議 員 若 林 想 一 郎